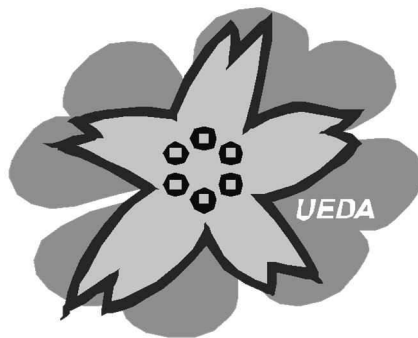


いきいき安心健幸長寿プラン

第8期

上田市高齢者福祉総合計画（案）

計画期間（令和3～5年度）



上 田 市

第8期上田市高齢者福祉総合計画 目次

総 論

第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画策定の趣旨	4
第2節 計画の性格及び法的位置づけ	5
第3節 計画の期間	5
第4節 他の計画との整合及び連携	5
第2章 上田市の現状と将来の見通し	7
第1節 人口構成・高齢化・要介護認定者等の現状と推移	8
第2節 高齢者福祉事業・地域支援事業・介護保険事業実施状況	11
第3章 基本目標の設定	13
第1節 基本理念・基本目標	14
第2節 施策の体系	15
第4章 日常生活圏域の設定	19
第1節 圏域構成自治体一覧	20
第2節 日常生活圏域図	21
第3節 中央地域	22
第4節 西部地域	24
第5節 城下地域	26
第6節 神川地域	28
第7節 神科地域	30
第8節 塩田地域	32
第9節 川西地域	34
第10節 丸子地域	36
第11節 真田地域	38
第12節 武石地域	40
第13節 上田市全域	42
第5章 計画の推進及び点検体制	45
第1節 推進体制	46
第2節 点検体制	46

各 論

第1章 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進	49
第1節 地域包括ケアシステムの概要	50
第2節 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	54
第3節 在宅医療・介護連携の推進	56
第4節 認知症施策の推進	58
第5節 権利擁護の推進	61
第6節 地域ケア会議の推進	64
第7節 日常生活を支援する体制の整備	66
第8節 高齢者の住まいの安定的な確保	68
第9節 災害と感染症対策に係る体制整備	70
第2章 高齢者福祉事業	73
第1節 高齢者福祉の概要	74
第2節 生きがいづくり・社会参加の推進	76
第3節 高齢者支援・介護者支援の推進	79
第3章 地域支援事業	83
第1節 地域支援事業の概要	84
第2節 サービス事業量及び費用の見込み	86
第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	87
第4節 包括的支援事業の推進	90
第5節 任意事業の推進	93
第4章 介護保険事業	95
第1節 介護保険事業の概要	96
第2節 サービス事業量及び費用の見込み	100
第3節 介護サービスの基盤整備	108
第4節 介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上	110
第5節 介護サービスの信頼性の確保	111
第6節 負担軽減による低所得者のサービス利用促進	113
第7節 相談への対応	114
第8節 第1号被保険者の介護保険料	116

資料編

- 1 計画策定の経緯
- 2 市民意見等の聴取状況
- 3 高齢者実態調査の結果【概要】

総 論

- 第 1 章 計画策定にあたって
- 第 2 章 上田市の現状と将来の見通し
- 第 3 章 基本目標の設定
- 第 4 章 日常生活圏域の設定
- 第 5 章 計画の推進及び点検体制

第 1 章 計画策定にあたって

- 第 1 節 計画策定の趣旨
- 第 2 節 計画の性格及び法的位置づけ
- 第 3 節 計画の期間
- 第 4 節 他の計画との整合及び連携

第 1 節 計画策定の趣旨

現在、我が国は急速な人口減少と少子高齢化が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の平成29年7月の推計によると、高齢者人口は、平成27年現在の3,387万人から、団塊の世代（1947～1949年に生まれた第一次ベビーブーム世代）の全てが後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には3,677万人となり、高齢化率は30%を超え、75歳以上の後期高齢者の総人口に占める割合は18%に迫るものと予想されています。その後も緩やかに増加しながら団塊ジュニア世代（1971～1974年に生まれた第二次ベビーブーム世代）が高齢者人口に入った後の2042年（令和24年）には、3,935万人でピークを迎えます。

その後も更に人口減少は続き、2053年（令和35年）に国の総人口は1億人を割り、2065年（令和47年）には高齢者の割合が全体の38.4%、2.6人に1人が高齢者となり、現役世代1.3人で1人の高齢者を支える「肩車型」の社会が到来すると推計されています。

一方、上田市は、令和元年11月に高齢化率が30%を超え、令和2年10月1日現在の高齢化率は30.46%、後期高齢化率は16.44%と高齢化が進んでおり、今後も、介護が必要となる可能性が特に高い後期高齢者の増加、またひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、認知症高齢者も増えることが見込まれ、高齢者を取り巻く社会はさらに厳しくなることが予想されています。

上田市では、高齢者がその能力に応じ、住み慣れた地域で自立し生きがいを持って暮らし続けることができるよう、住民が相互に支え合い、支援が必要な高齢者を地域ぐるみで支えるための「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、高齢者福祉及び介護に係る計画を策定し、これに基づき順次施策を進めてきました。

とりわけ介護が必要なかたを支えるための取組については、介護保険制度の発足以降、3年又は5年を期間とする介護保険事業計画を策定し、国の制度と整合性を図りながら介護サービスや市独自の施策等の充実を図ってきました。

平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、高齢者だけでなく障がい者や子ども等も含めあらゆるかたが、地域で助け合いながら暮らし続けることができる地域共生社会の実現のため、地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされています。

こうした中、第7期上田市高齢者福祉総合計画が令和2年度をもって終了することから、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得る「地域包括ケアシステム」の構築と、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応したこれからの高齢者福祉・介護分野のまちづくりの指針として、令和3年度を初年度とする「第8期上田市高齢者福祉総合計画」を策定しました。

第2節 計画の性格及び法的位置づけ

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、整合性を保ちながら一体的に策定する必要があることから、これまでの計画と同様に、これらの2つの計画を一体化させ、高齢者の福祉及び介護等に関する総合的な計画とします。

1 高齢者福祉計画

高齢者（老人）福祉計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定により策定するもので、老人居宅生活支援事業及び福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として、長寿社会にふさわしい高齢者福祉をいかに構築するかという課題に対して、基本目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにすることを主な趣旨とする計画です。

2 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により策定するもので、国で定める基本指針に即して、介護保険法の基本理念を踏まえ、要介護者等に対して提供が必要な介護サービス量等を定めるほか、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、地域支援事業の事業量及び費用を定めるものです。この計画は、3年ごとに見直しを行い、設定された3年間のサービス量をもとに第1号被保険者の介護保険料を算定します。

第3節 計画の期間

令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。

なお、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）に向けた中長期的な推計等も見据えながら策定しています。

第4節 他の計画との整合及び連携

計画策定にあたっては、「第二次上田市総合計画」に基づき、地域共生社会の実現に向けた取組、及び自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組等を推進させるために「上田市地域福祉計画」、「上田市障がい福祉計画」、「上田市民健康づくり計画」、その他諸計画との整合、連携を図りながら、高齢者の住みよい社会の構築を目指します。

また、県の「長野県保健医療計画」及び令和3年度からの「第8期長野県高齢者プラン（長野県老人福祉計画・第8期介護保険事業支援計画）」等との整合を図ります。

第2章 上田市の現状と将来の見通し

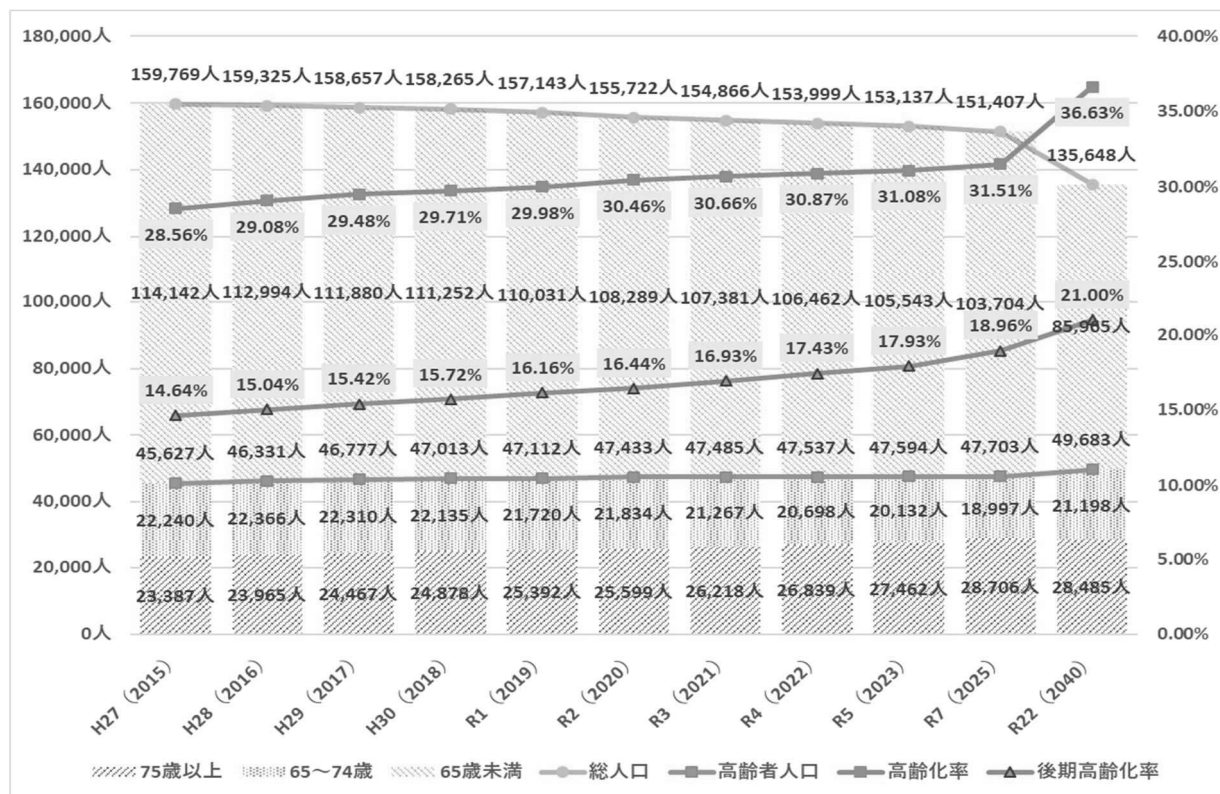
第1節 人口構成・高齢化・要介護認定者等の現状と推移

第2節 高齢者福祉事業・地域支援事業・介護保険事業実施状況

第1節 人口構成・高齢化・要介護認定者等の現状と推移

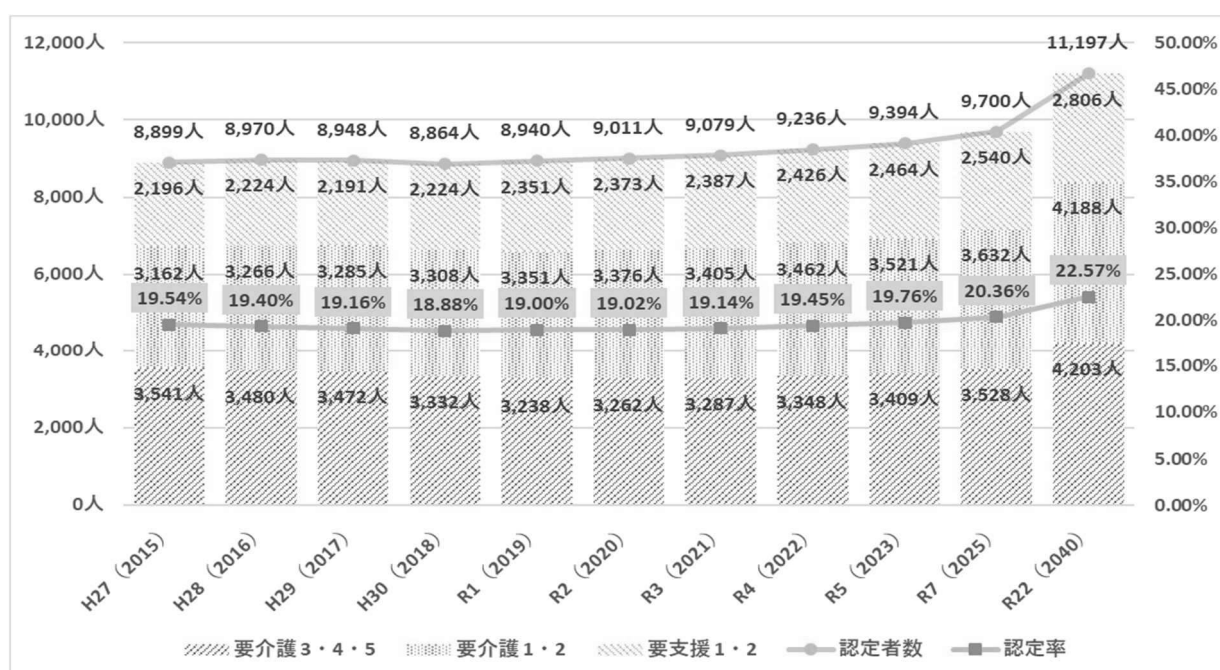
1 人口の推移

*H27～R2 住民基本台帳人口（各年10月1日現在） R3～ 推計人口（年央値）



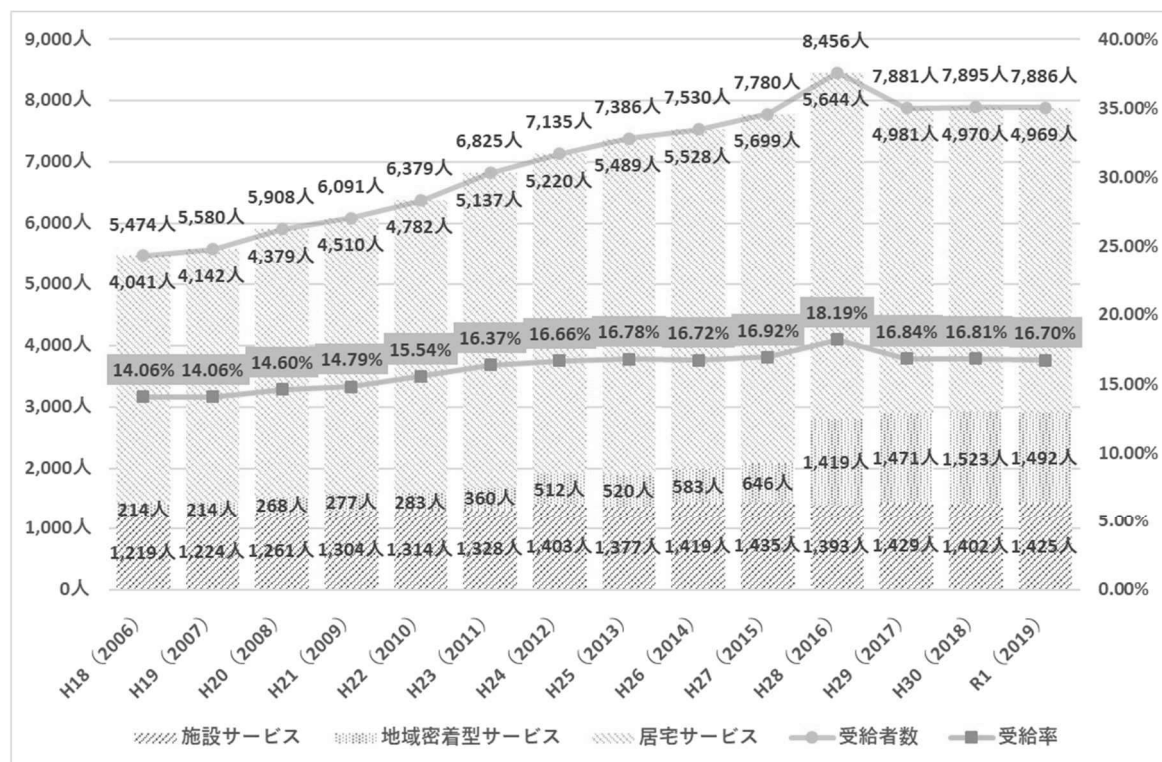
2 要介護(要支援)認定者数と認定率の推移

* H27～R2 月報報告数値（各年9月末現在） R3～ 推計値（中央値）



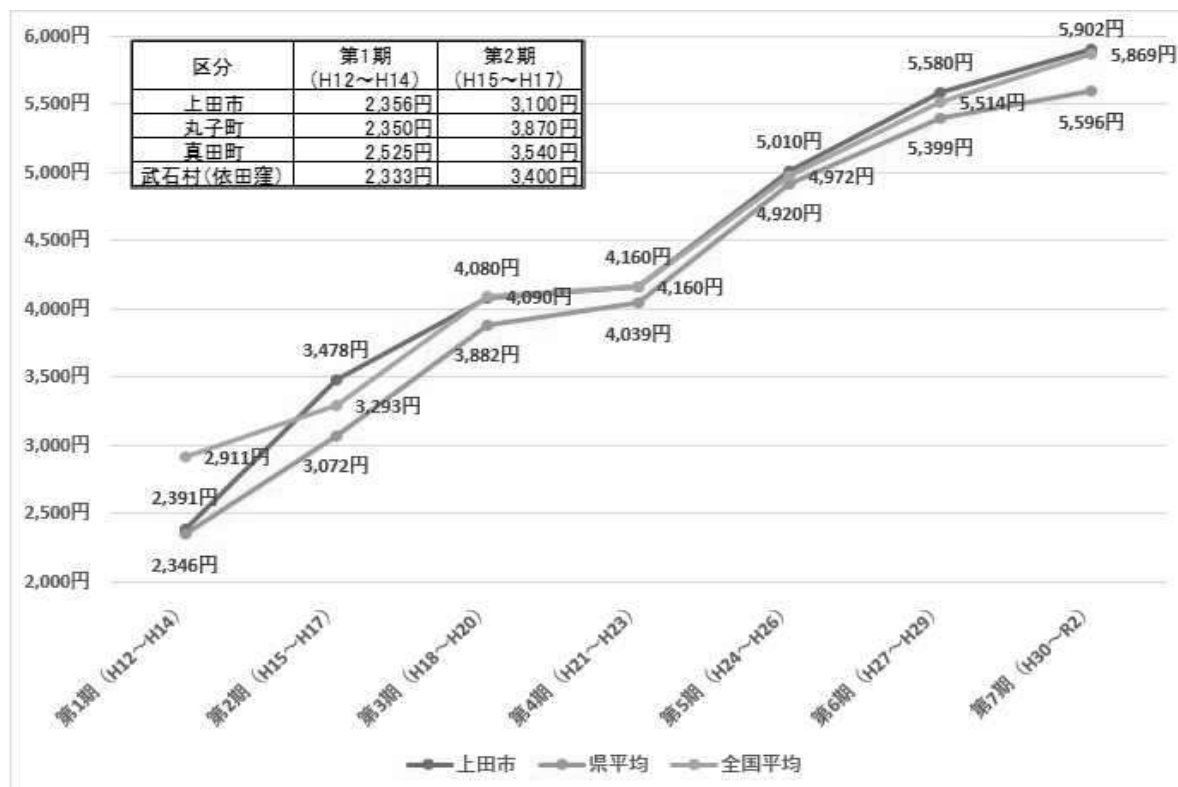
3 サービス別受給者と受給率の推移

＊ 月報報告数値（各年3月末現在）

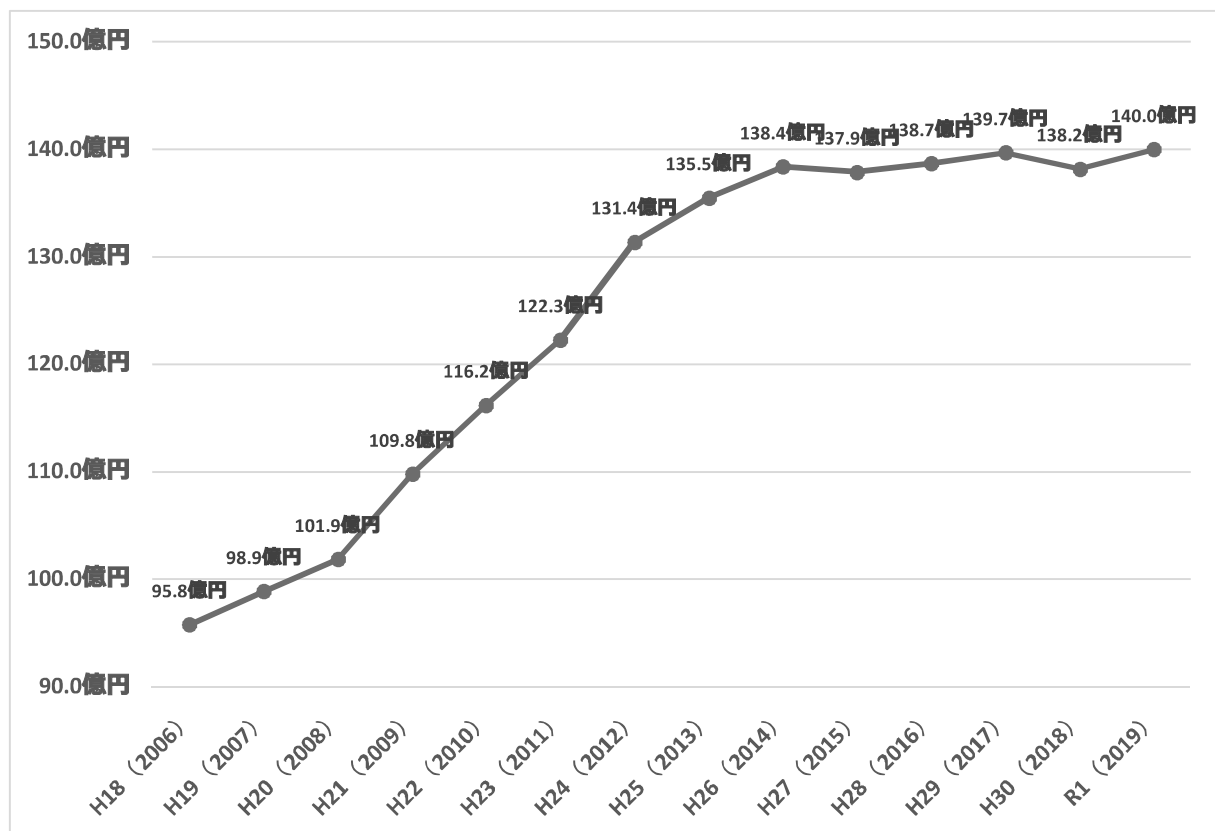


4 介護保険料（月額）の推移

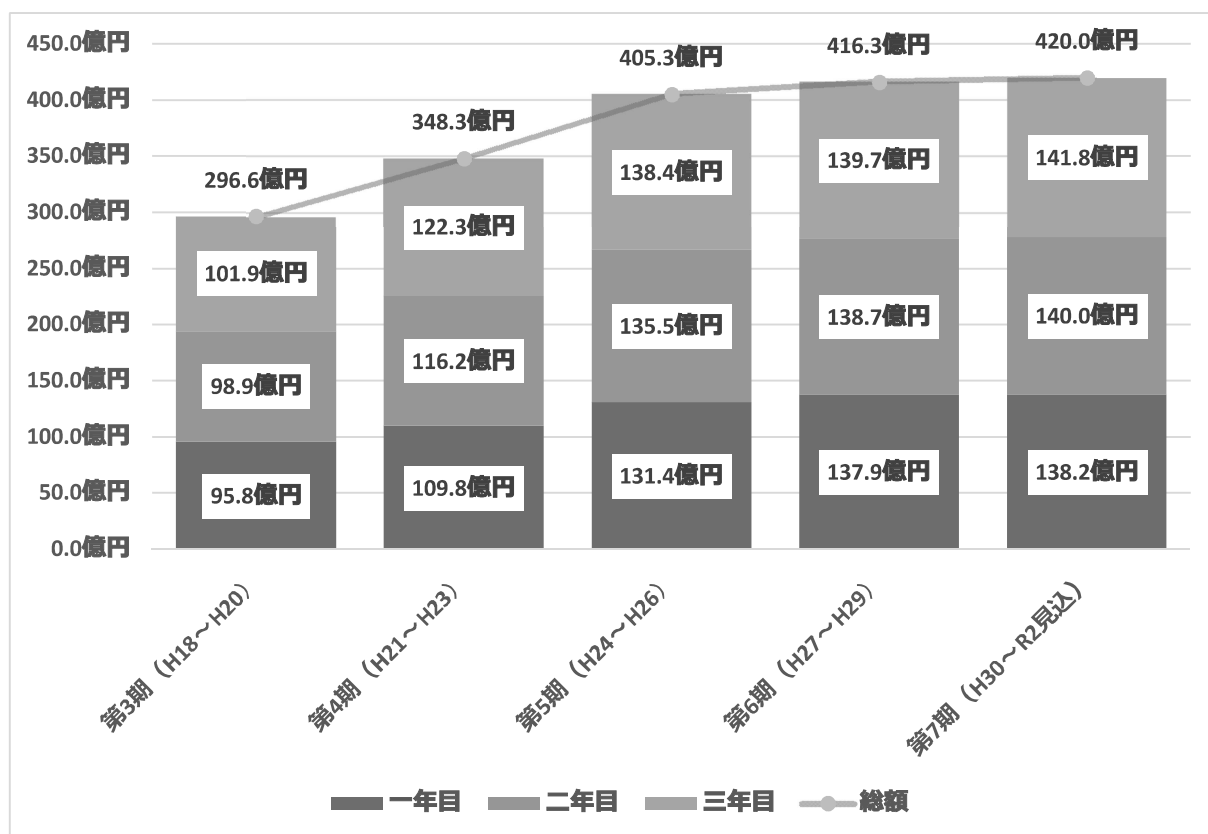
＊ 第1期から第2期は、旧4市町村の平均額



5 保険給付費の推移



【各期累計】



第2節 高齢者福祉事業・地域支援事業・介護保険事業の実施状況

1 高齢者福祉事業

実施状況及び見込み数は、「各論第2章第1節～第3節」をご覧ください。

2 地域支援事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業利用状況

①利用者実人数

サービス種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問介護相当サービス費	404 人	395 人	397 人
訪問サービス A 費	62 人	75 人	61 人
通所介護相当サービス費	1,054 人	1,082 人	1,089 人
通所サービス A 費	883 人	939 人	901 人
介護予防ケアマネジメント費	1,774 人	1,791 人	1,769 人
高額医療合算サービス費	28 人	1 人	47 人
高額介護サービス費	71 人	67 人	64 人
訪問サービス B 費	—	—	9 人
通所サービス B 費	—	—	20 人

②決算額（円）

サービス種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問介護相当サービス費	53,659,186	58,769,161	61,244,732
訪問サービス A 費	2,681,250	3,640,824	3,364,380
通所介護相当サービス費	233,913,086	253,161,023	260,617,409
通所サービス A 費	102,240,000	123,211,710	123,861,537
介護予防ケアマネジメント費	63,213,000	69,615,284	69,520,827
高額医療合算サービス費	160,816	8,809	689,563
高額介護サービス費	723,720	949,583	942,765
訪問サービス B 費	—	—	233,000
通所サービス B 費	—	—	800,000
合 計	456,591,058	509,356,394	521,274,213

③事業者数

サービス種別	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問介護相当サービス	38 か所	37 か所	39 か所
訪問型サービス A	1 か所	2 か所	2 か所
通所介護相当サービス	64 か所	61 か所	64 か所
通所型サービス A	24 か所	23 か所	23 か所
訪問型サービス B	—	—	1 か所
通所型サービス B	—	—	2 か所

3 介護保険事業

(1) 保険給付費の状況

年度	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
項目	給付費	構成比	給付費	構成比	給付費	構成比
居宅サービス	6,086,460千円	43.6%	5,838,957千円	42.3%	5,761,159千円	41.2%
居宅介護サービス給付費	5,128,886千円	36.7%	4,907,241千円	35.5%	4,822,090千円	34.4%
居宅介護福祉用具購入費	10,028千円	0.1%	9,159千円	0.1%	8,748千円	0.1%
居宅介護住宅改修費	27,265千円	0.2%	20,344千円	0.1%	20,820千円	0.1%
居宅介護サービス計画給付費	646,485千円	4.6%	630,623千円	4.6%	611,593千円	4.4%
介護予防サービス給付費	210,097千円	1.5%	205,875千円	1.5%	231,445千円	1.7%
介護予防福祉用具購入費	2,855千円	0.0%	2,723千円	0.0%	2,639千円	0.0%
介護予防住宅改修費	15,032千円	0.1%	15,586千円	0.1%	11,470千円	0.1%
介護予防サービス計画給付費	45,812千円	0.3%	47,406千円	0.3%	52,354千円	0.4%
地域密着型サービス	2,550,137千円	18.2%	2,729,346千円	19.8%	2,778,934千円	19.9%
地域密着型介護サービス給付費	2,533,017千円	18.1%	2,707,993千円	19.6%	2,754,211千円	19.7%
地域密着型介護予防サービス給付費	17,120千円	0.1%	21,353千円	0.2%	24,723千円	0.2%
施設サービス	4,598,379千円	32.9%	4,550,761千円	32.9%	4,698,261千円	33.6%
審査手数料	12,105千円	0.1%	11,940千円	0.1%	11,967千円	0.1%
高額介護サービス等費	282,729千円	2.0%	283,951千円	2.1%	299,482千円	2.1%
高額介護サービス費	282,478千円	2.0%	283,753千円	2.1%	299,271千円	2.1%
高額介護予防サービス費	251千円	0.0%	198千円	0.0%	211千円	0.0%
高額医療合算介護サービス等費	38,406千円	0.3%	5,253千円	0.0%	42,376千円	0.3%
特定入所者介護サービス等費	405,809千円	2.9%	395,157千円	2.9%	405,502千円	2.9%
特定入所者介護サービス費	405,720千円	2.9%	395,015千円	2.9%	405,395千円	2.9%
特定入所者介護予防サービス費	89千円	0.0%	142千円	0.0%	107千円	0.0%
合計	13,974,025千円	100.0%	13,815,365千円	100.0%	13,997,681千円	100.0%

※平成30年度の高額医療合算介護サービス費は、年間上限額制度による支払時期延長による影響です。

第3章 基本目標の設定

第1節 基本理念・基本目標

第2節 施策の体系

第1節 基本理念・基本目標

1 基本理念

第二次上田市総合計画（平成28年度～令和7年度）では、将来都市像として「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる 健幸都市」を掲げ、その実現を目指して、推進する施策の方向性と基本目標を掲げています。令和3年度からの「後期まちづくり計画」における「健康・福祉」の分野では、「ともに支え合い 健やかに暮らせるまちづくり」を施策の方向性とし、高齢者福祉では、「高齢者がいきいきと安心して暮らせる仕組みづくり」を図ることとしています。

第三次上田市地域福祉計画（平成30年度～令和5年度）では、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、「ともに支え合い、健幸でいきいきと生活できる安心の地域社会の実現」を基本理念としています。

また、国で示された基本指針では、2025年、更にその先の2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要であるとされています。

本計画では、第二次上田市総合計画及び第三次上田市地域福祉計画を基調とし、高齢者がいきいきと安心して暮らせるために、高齢者に必要なサービスを一体的に提供する仕組みづくりを推進するほか、高齢者の生きがいづくり・社会参加を促進し、いきいきと活動し健康長寿の喜びを実感できる社会の実現を図るとともに、2040年を見据えた地域共生社会の実現を目指して、基本理念を次のとおり定めます。

基本理念	「ともに支え合い、高齢者が健幸でいきいきと安心して生活できる地域共生社会の実現」
------	--

※健幸…一人ひとりがライフスタイルにあった幸福を感じ、健康に暮らすこと

2 基本目標

高齢期を迎えても、それぞれが心身ともに健康で、生きがいを持ち、個人の尊厳が保たれ、その人が望む生活を日々送ることができる社会の実現が望まれます。

また、介護が必要となっても、それぞれの状態や必要に応じた介護サービスを適切に利用することができ、住み慣れた地域で、その人らしい生活を可能な限り継続して送れることが求められています。

高齢者を取り巻く現状と将来予測を踏まえ、基本理念の実現に向けて、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

基本目標	1 誰もが自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現 2 いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現 3 共に暮らし、ともに助け合う社会の実現 4 安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営
------	--

第2節 施策の体系

本計画の基本目標実現のために、高齢者福祉及び介護保険の分野において様々な施策を展開していく必要があります。各種施策が系統的かつ効果的に実施されていくために施策の体系を定めます。

1 誰もが自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現

【地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進】

要介護状態等になっても高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活していくことができるよう、地域包括ケアシステムを推進し、2040年を見据えた地域共生社会の実現を図ります。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、自立支援や介護予防の推進、24時間対応の介護、医療との連携強化等のほか、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割がそれぞれ明確にされ、これらが有機的に機能されていることが必要です。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた施策、地域づくりを推進します。

施策の体系

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 | 2 在宅医療・介護連携の推進 |
| 3 認知症施策の推進 | 4 権利擁護の推進 |
| 5 地域ケア会議の推進 | 6 日常生活を支援する体制の整備 |
| 7 高齢者の住まいの安定的な確保 | 8 災害や感染症に係る体制整備 |

2 いきいきと活動し、健康長寿の喜びを実感できる社会の実現

【高齢者福祉事業】

高齢者の知識や経験が生かされ、積極的な社会参加を実現していくことができるよう、生きがい対策の推進を図ります。

明るく活力に満ちた高齢社会を創造していくためには、高齢となっても、一人ひとりが、生きがいを持ち、社会との交流を保ち、個人の経験・知識を生かして積極的に役割を果たしていくことが必要であり、また、こうした取組を受け入れる社会環境の実現が必要です。

高齢者の自己実現を図ることができる社会を作り上げることを目指して、生きがいづくりや社会参加を支援していく施策を推進します。

施策の体系

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 生きがいづくり・社会参加の推進 | 2 高齢者支援・介護者支援の推進 |
|-------------------|------------------|

3 共に暮らし、共に助け合う社会の実現

【地域支援事業】

住み慣れた地域で、いつまでも元気で、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で共に助け合う社会の実現を図ります。

高齢となっても、住み慣れた地域で、可能な限り自立した活動的な生活を送ることが理想です。身体的、精神的、社会的に自立していくことを目指して、可能な限り要介護・要支援状態にならないため、また、加齢とともに生じる生活機能の低下を可能な限り遅らせるため、介護予防施策及び地域での自立生活を支援し、地域で共に暮らし、共に助け合う社会の実現に向けた施策を推進します。

施策の体系

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1 サービス事業量及び費用の見込み | 2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 |
| 3 包括的支援事業の推進 | 4 任意事業の推進 |

4 安心してサービスが利用できるための適正・適切な介護保険運営

【介護保険事業】

要介護・要支援状態となっても、必要な介護サービスを、自らの選択で利用でき、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護サービスの充実、制度の安定的運営の確保、信頼性の向上を図ります。

介護を必要とする高齢者の日常生活を支えるために、介護保険制度を円滑に運営していくことが必要です。必要量に応じた介護サービスを切れ目なく提供していくために、計画的な事業展開を図っていく必要があります。

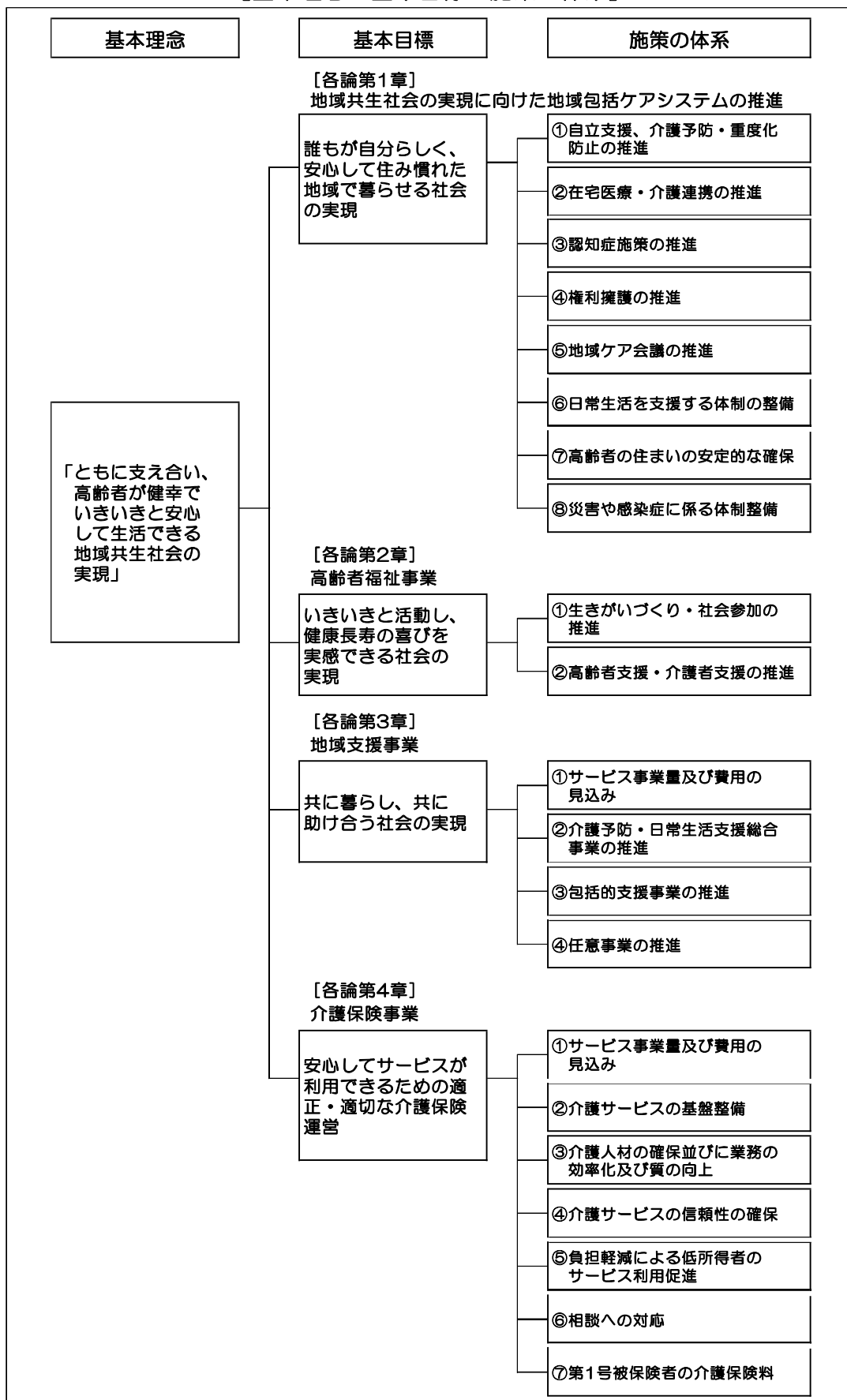
介護保険制度が将来に渡って安定的に存在し、機能し続けるためには、サービスの適正・適切な提供や個人の尊厳が保たれるように配慮されたサービスの確立等、サービスの質のさらなる向上を図っていくことが求められます。

高齢者の自立を支え、適正・適切な介護保険運営の確立を目指し、これを実現していく各種施策を推進します。

施策の体系

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1 サービス事業量及び費用の見込み | 2 介護サービスの基盤整備 |
| 3 介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上 | 4 介護サービスの信頼性の確保 |
| 5 負担軽減による低所得者のサービス利用促進 | 6 相談への対応 |
| 7 第1号被保険者の介護保険料 | |

【基本理念・基本目標・施策の体系】



第4章 日常生活圏域の設定

- 第1節 圏域構成自治会一覧
- 第2節 日常生活圏域図
- 第3節 中央地域
- 第4節 西部地域
- 第5節 城下地域
- 第6節 神川地域
- 第7節 神科地域
- 第8節 塩田地域
- 第9節 川西地域
- 第10節 丸子地域
- 第11節 真田地域
- 第12節 武石地域
- 第13節 上田市全域

第 1 節 圏域構成自治会一覧

No.	圏域名	自治会名
1	中央地域	南天神町、泉平、天神の杜、北天神町、松尾町、鷹匠町、本町、末広町、 大手町、横町、海野町、原町、袋町、馬場町、田町、丸堀町、木町、北大手町、 上川原柳町、下川原柳町、愛宕町、上鍛冶町、鍛冶町、上房山、下房山、柳町、 新田、山口、上紺屋町
2	西部地域	下紺屋町、鎌原、西脇、新町、諏訪部、生塚、常磐町、緑が丘、新屋、 緑が丘北、緑が丘西、城北、秋和、上塩尻、下塩尻
3	城下地域	小牧、諏訪形、須川、中村、朝日ヶ丘、三好町、御所、中之条、千曲町、 川辺町、下之条、半過
4	神川地域	大屋、岩下、下青木、みすず台南、みすず台北、上沢、国分、下堀、上堀、 上青木、梅が丘、久保林、黒坪、踏入、泉町、上常田、中常田、下常田、 北常田、材木町、常入
5	神科地域	畑山、伊勢山、富士見台、神科新屋、野竹、西野竹、笹井、川原、岩門、染屋、 蛇沢、金井、大久保、長島、金剛寺、住吉が丘、森、大日木、長入、宮之上、 小井田、中吉田、町吉田、ひかり、桜台、下吉田、林之郷、下郷、岩清水、 矢沢、赤坂、漆戸
6	塩田地域	下組、富士山中組、奈良尾、平井寺、鈴子、石神、柳沢、下之郷、桜、下本郷、 東五加、五加、上本郷、中野、上小島、下小島、保野、学海南、舞田、八木沢、 八舞、学海北、セレーノ八木沢、十人、塩田新町、東前山、西前山、手塚、 山田、野倉、分去、大湯、院内、上手
7	川西地域	上田原、倉升、神畑、築地、東築地、福田、吉田、仁古田、岡、浦野、越戸、 藤之木、浦野南団地、小泉、下室賀、上室賀、ひばりヶ丘
8	丸子地域	三反田、海戸、沢田、八日町、御獄堂、飯沼、北原、茂沢、尾野山、上長瀬、 長瀬中央、下長瀬、石井、坂井、狐塚、郷仕川原、南方、藤原田、中丸子、 下丸子、腰越、西内、平井、荻窪、和子、下和子、辰ノ口
9	真田地域	菅平、大日向、角間、横沢、真田、十林寺、石舟、戸沢、つくし、横尾、 四日市、入軽井沢、岡保、傍陽中組、大庭、曲尾、萩、田中、下横道、中横道、 上横道、穴沢、三島平、上原、下郷沢、小玉上郷沢、赤井、下塚、竹室、荒井、 中原、表木、大畑、下原、町原、出早
10	武石地域	鳥屋、沖、藪合、中島、七ヶ、片羽、堀之内、市之瀬、下本入、権現、下小寺尾、 上小寺尾、唐沢小原、築地原、大布施美栗、西武、小沢根、余里

※市ホームページに、上田市自治会マップが掲載されています。

第2節 日常生活圏域図

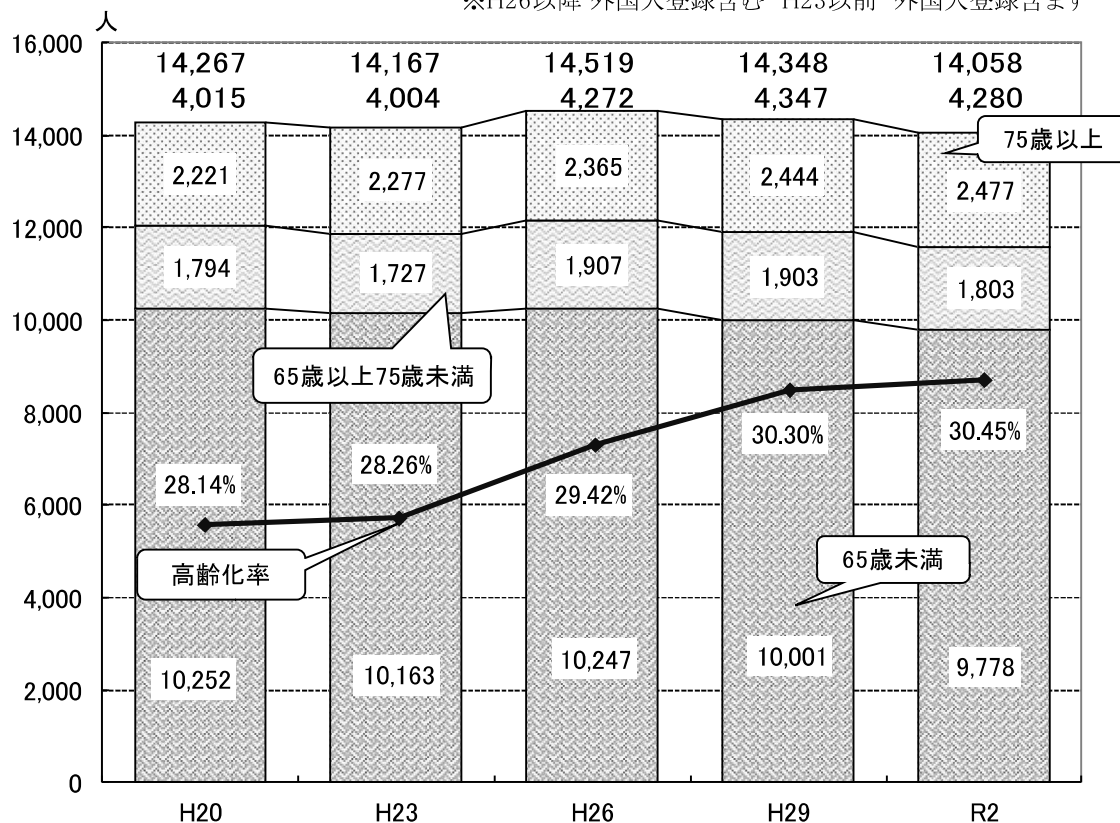


第3節 中央地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移

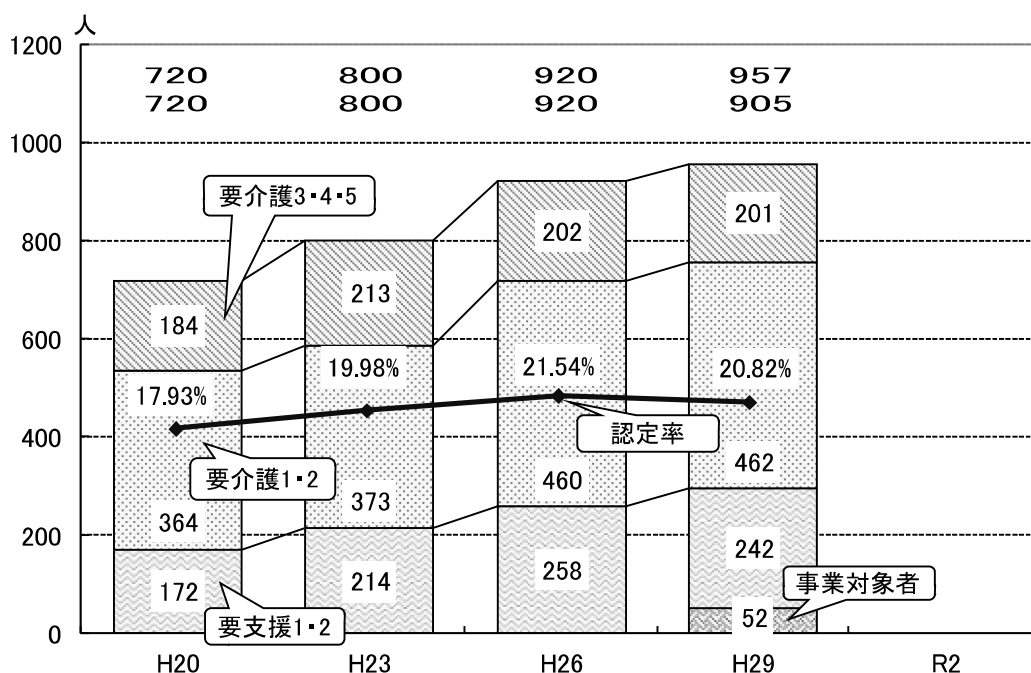
(住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)

※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

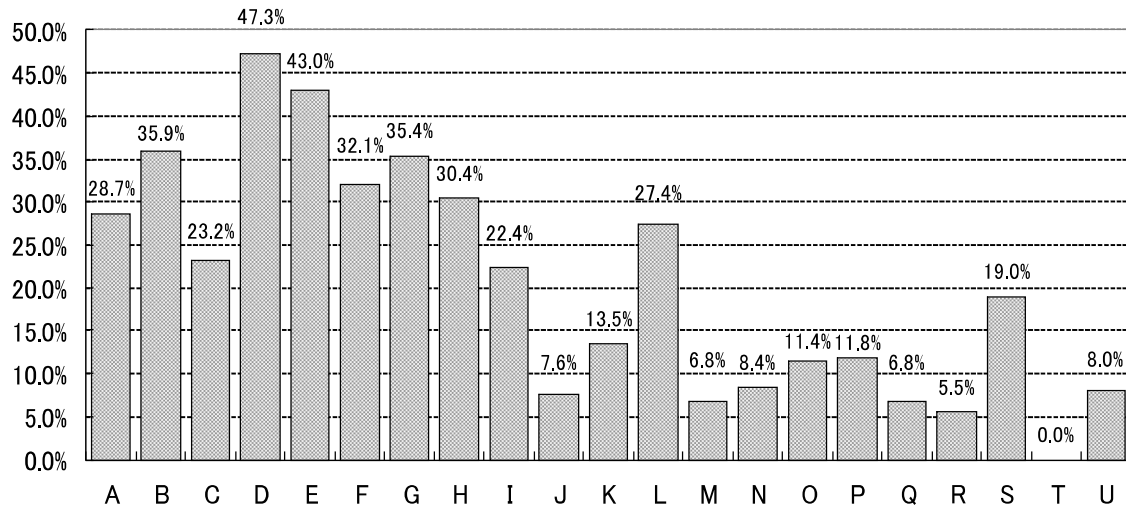


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

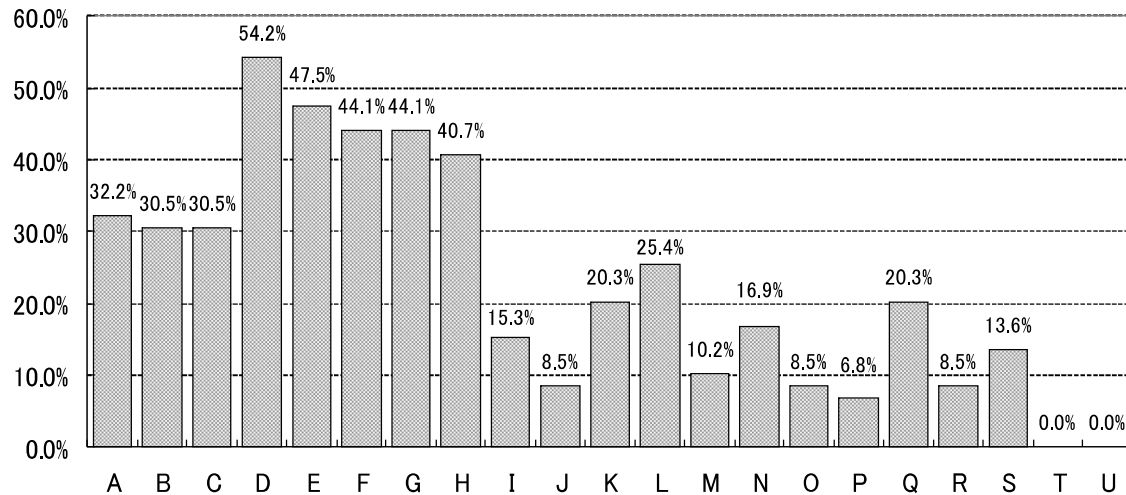
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

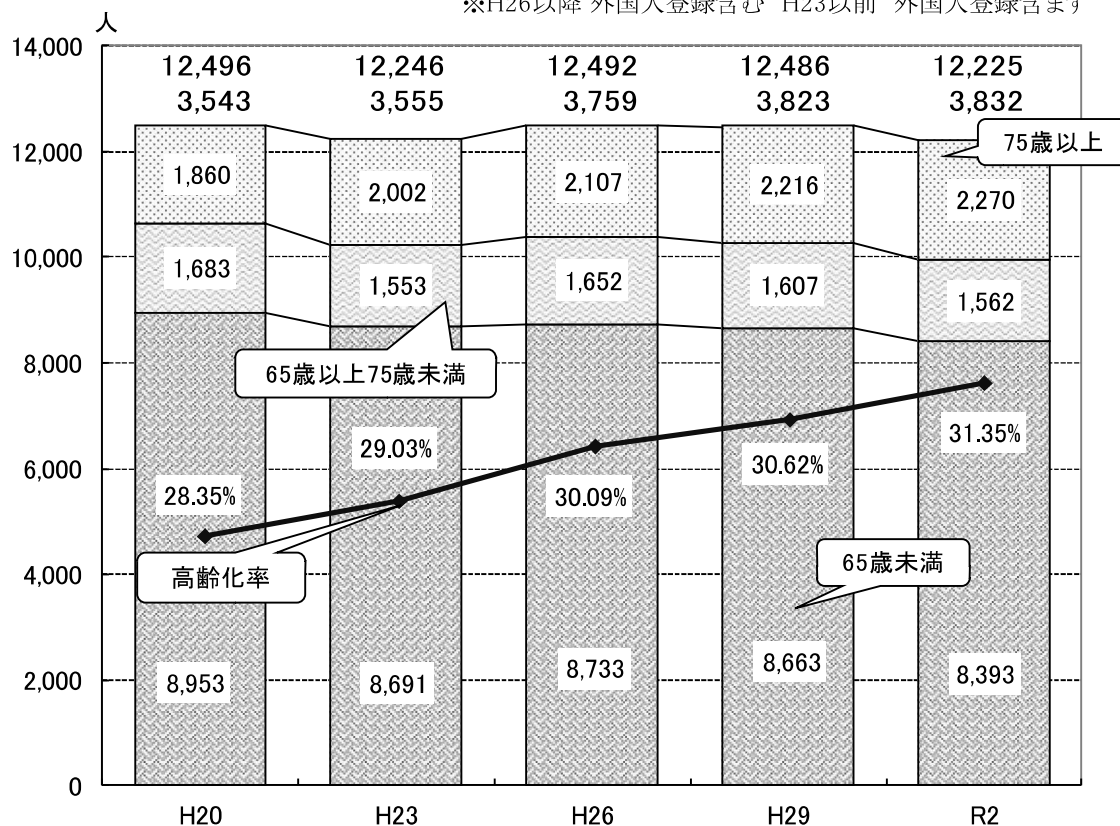
M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

第4節 西部地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移

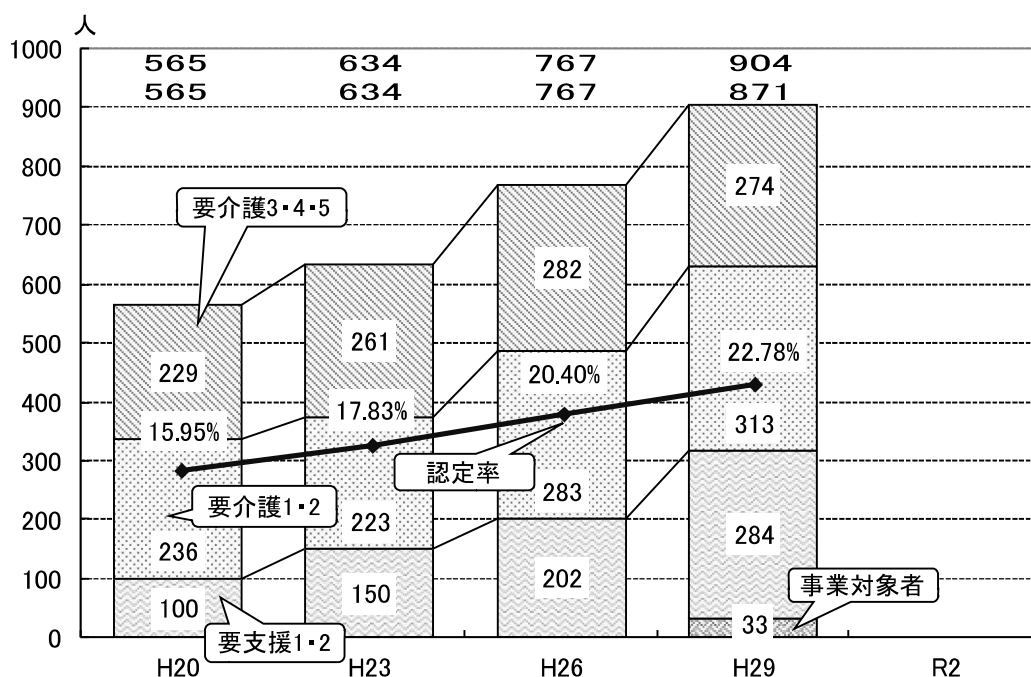
(住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)

※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

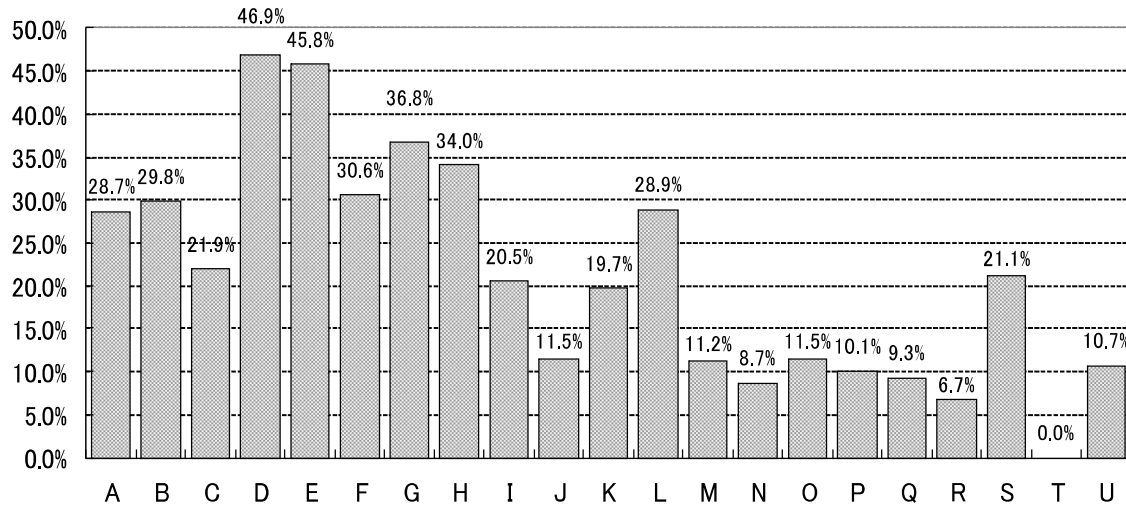


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

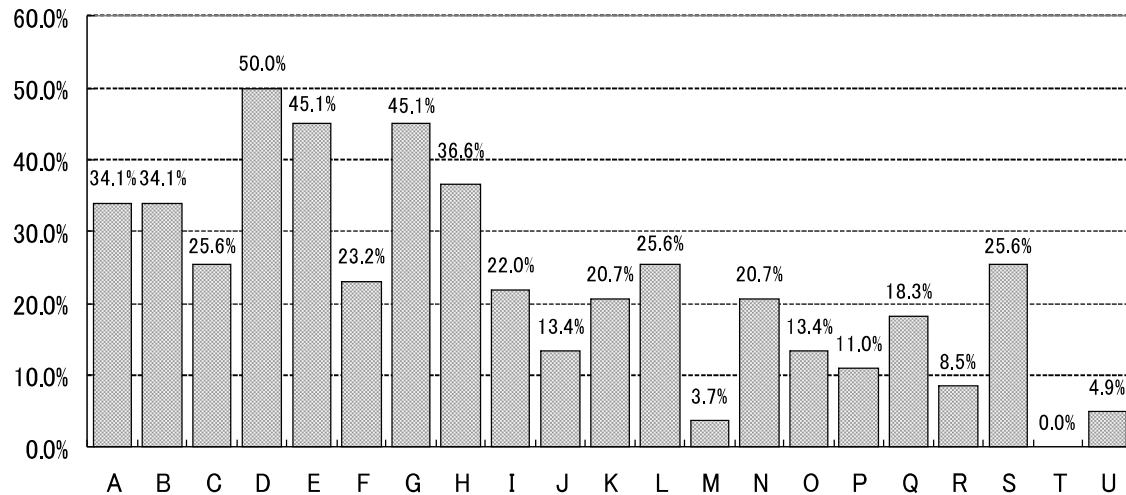
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含めない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

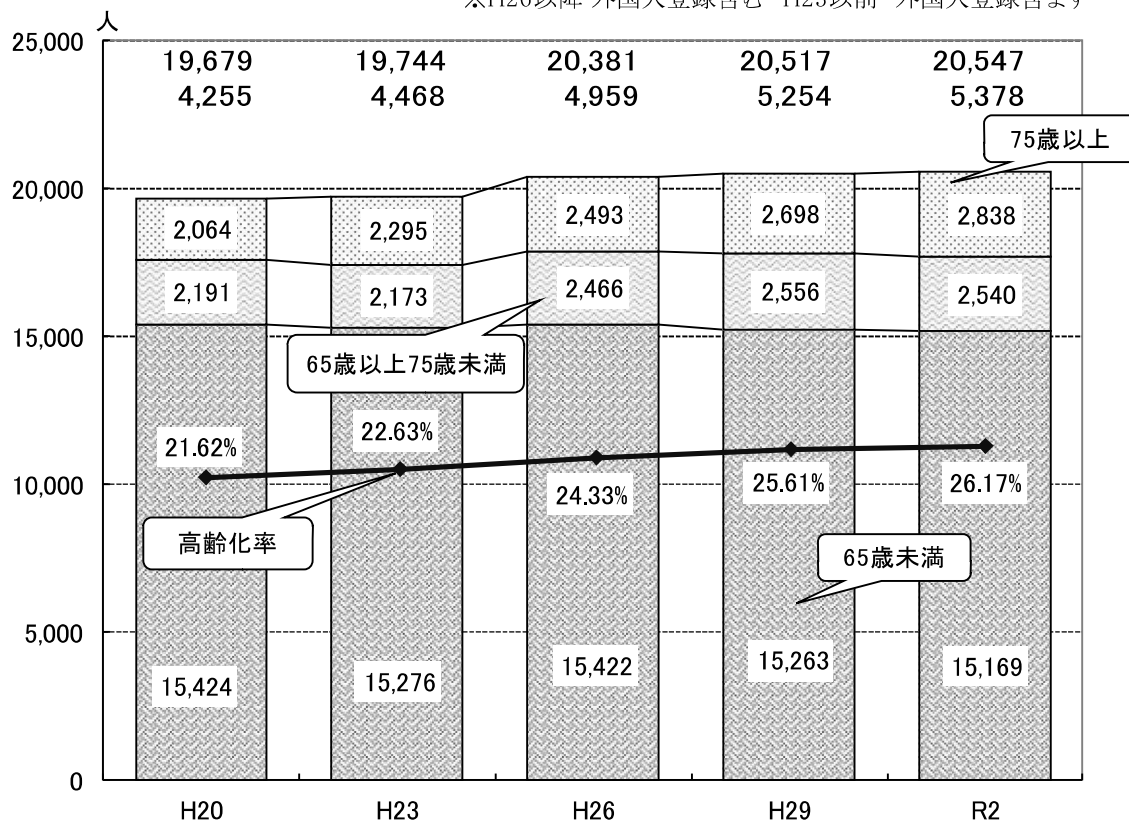
M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

第5節 城下地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移

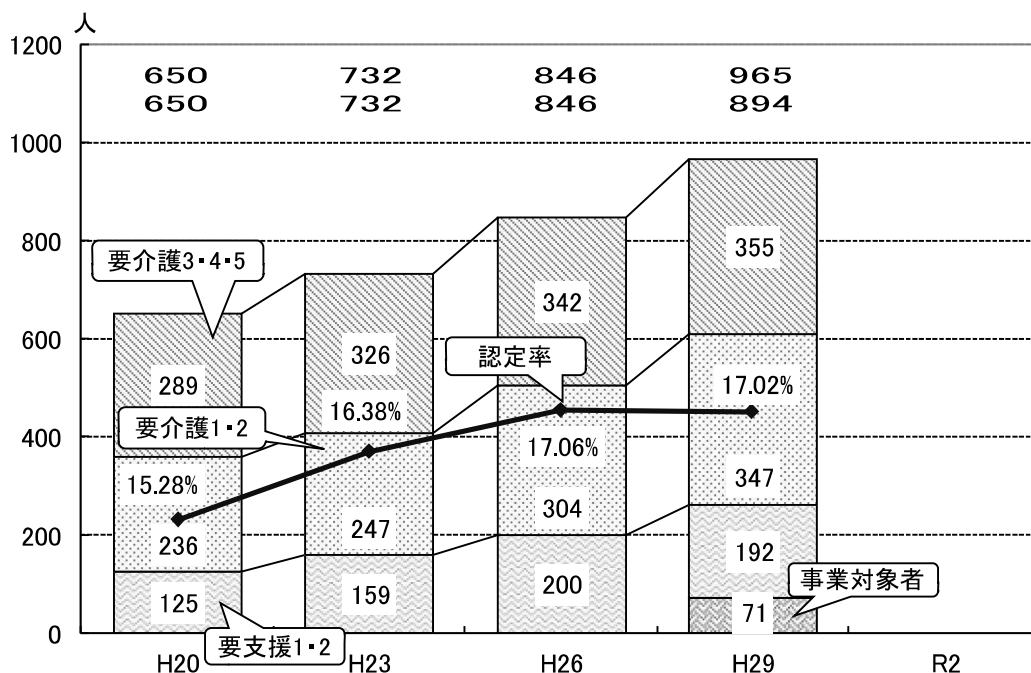
(住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)

※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

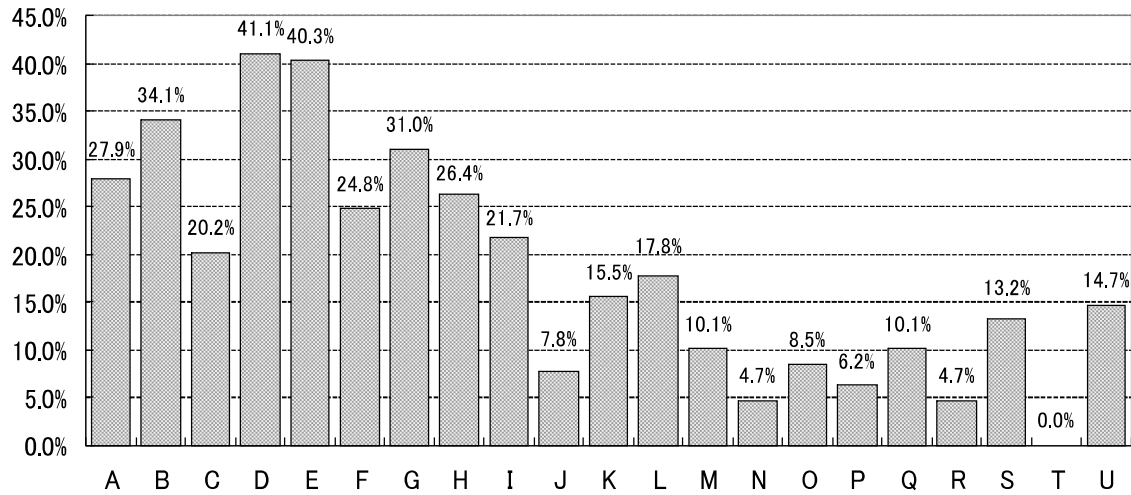


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

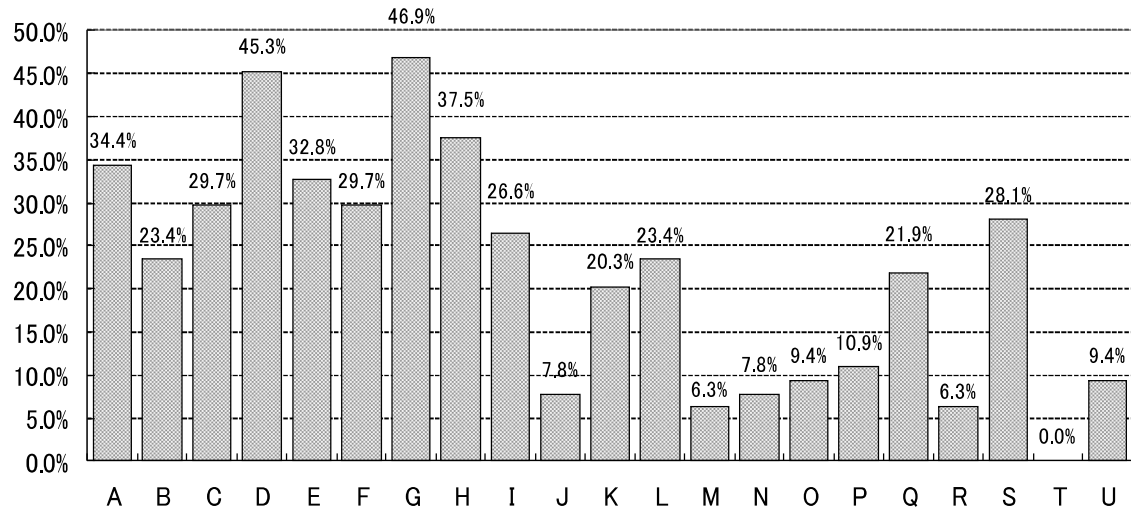
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



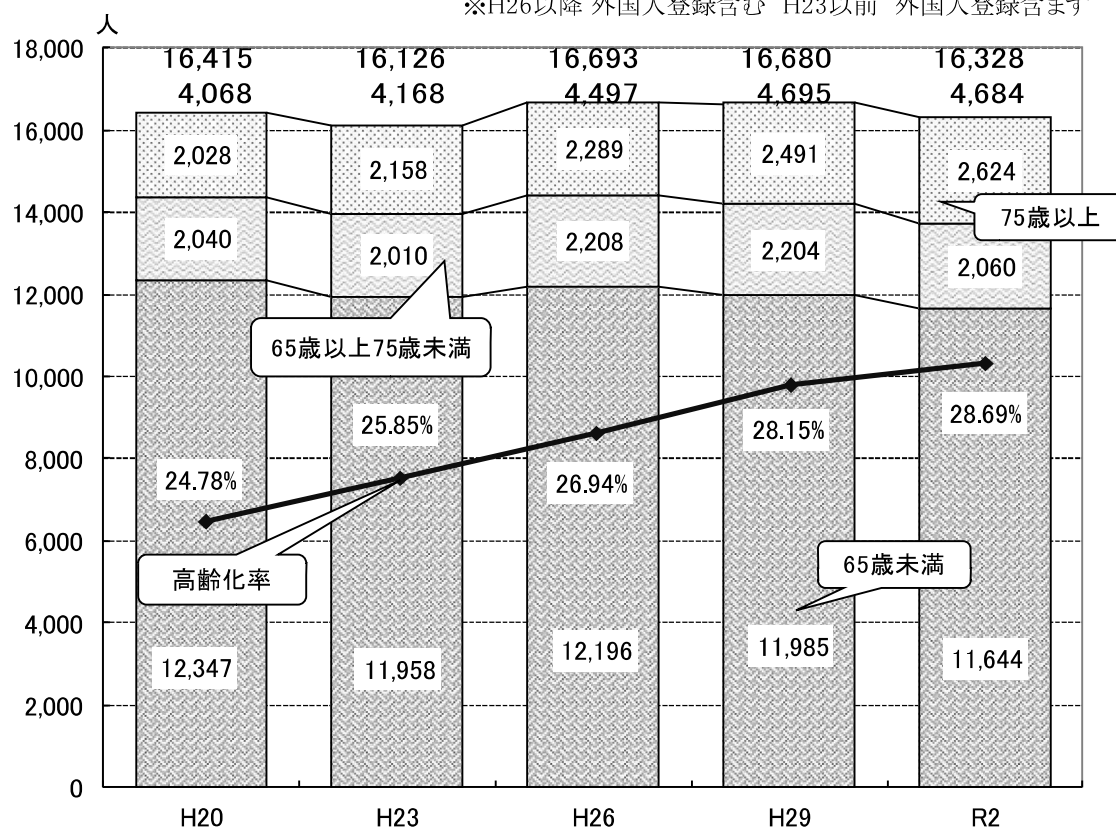
※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

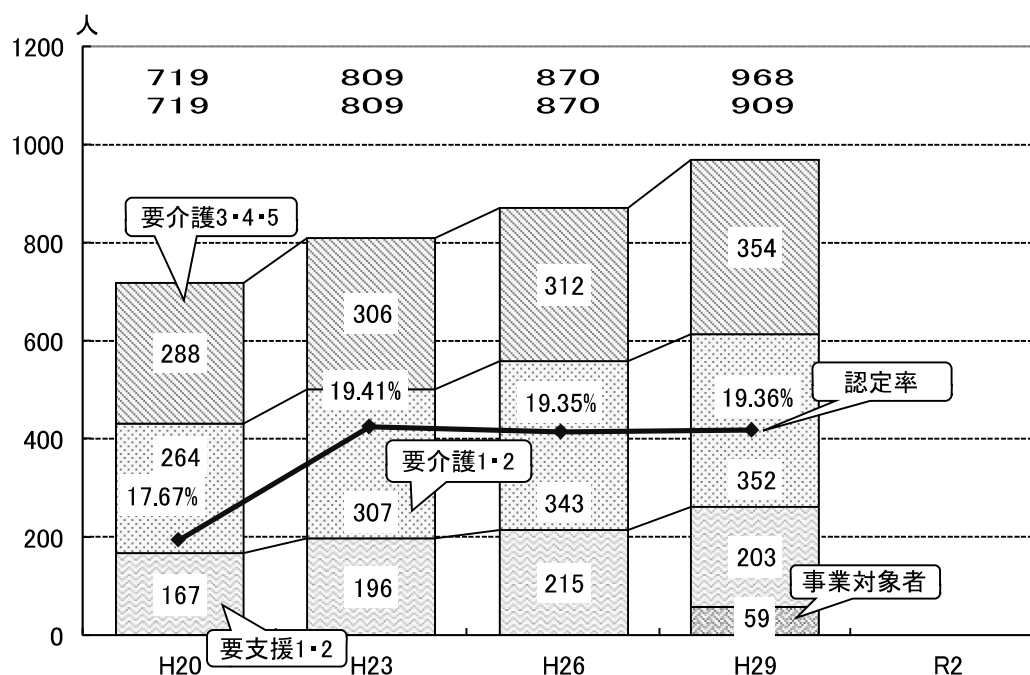
第6節 神川地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移 (住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)
 ※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

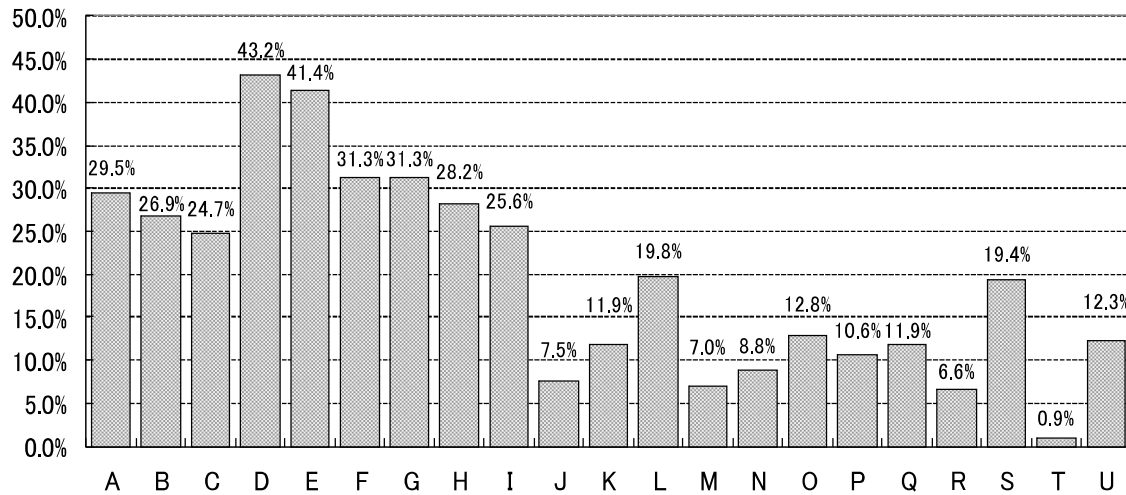


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

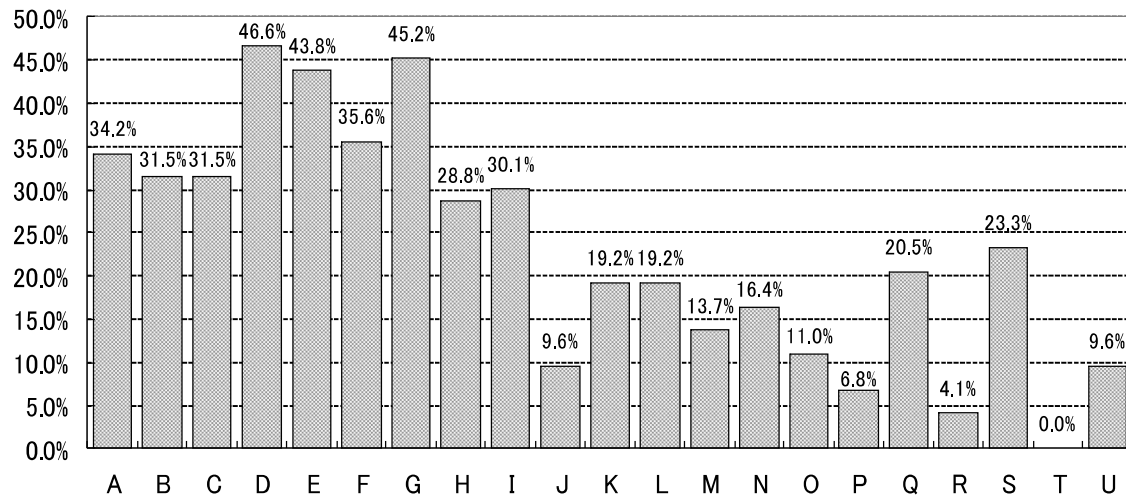
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含めない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

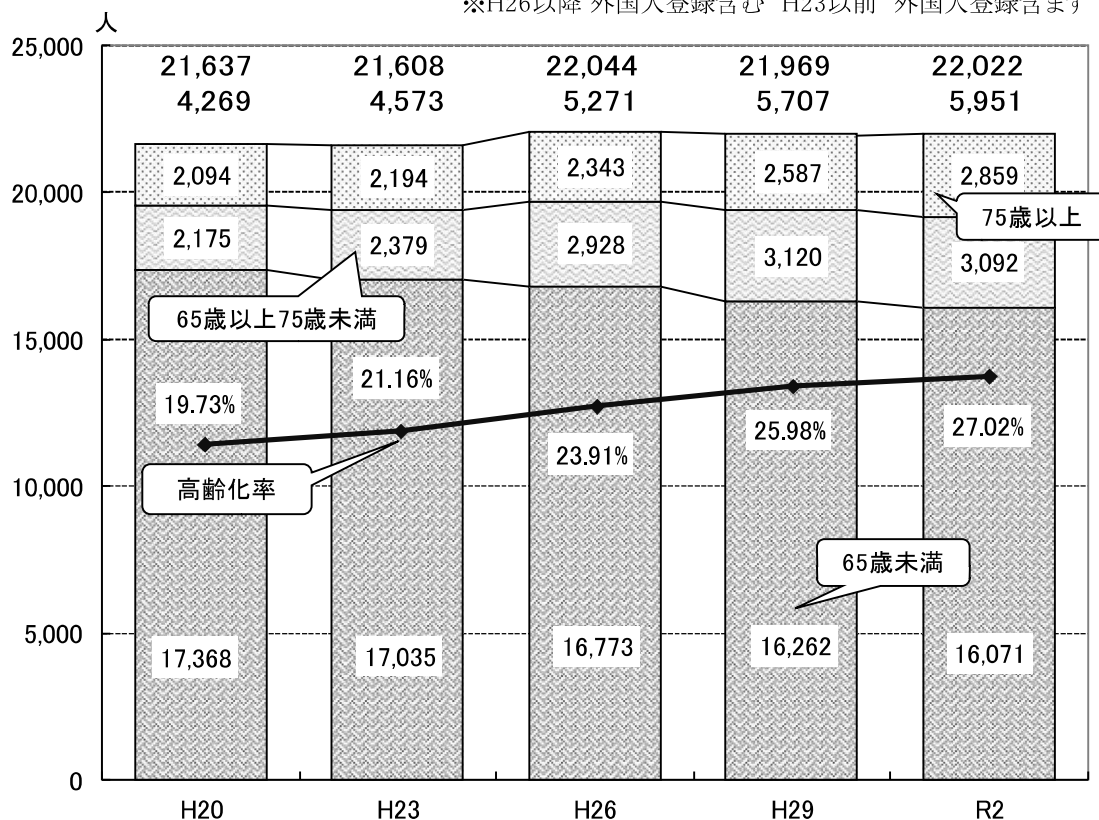
M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

第7節 神科地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移

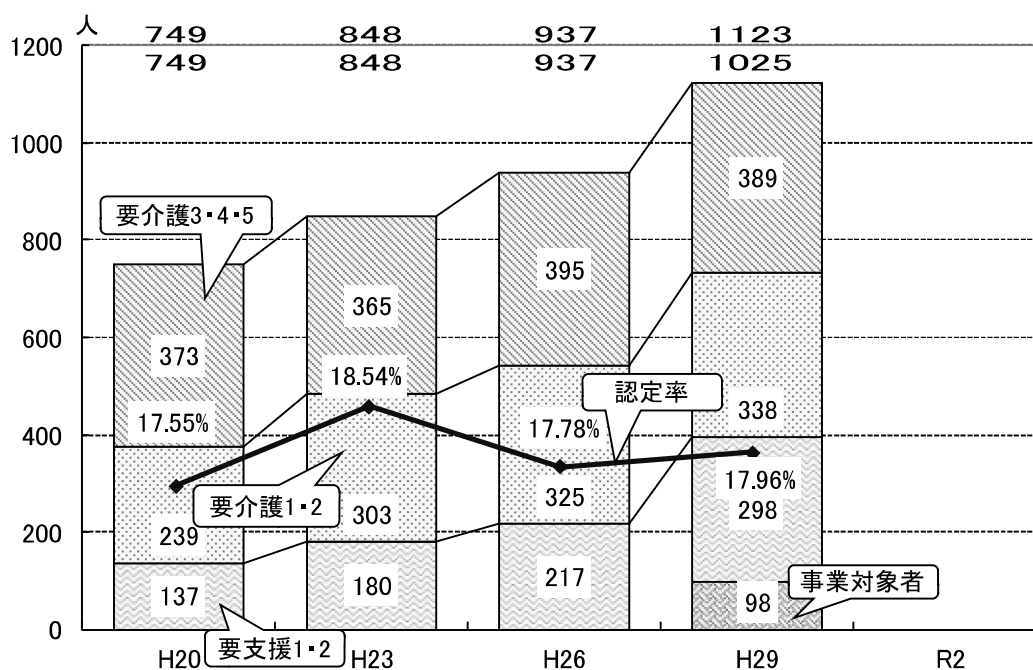
(住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)

※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

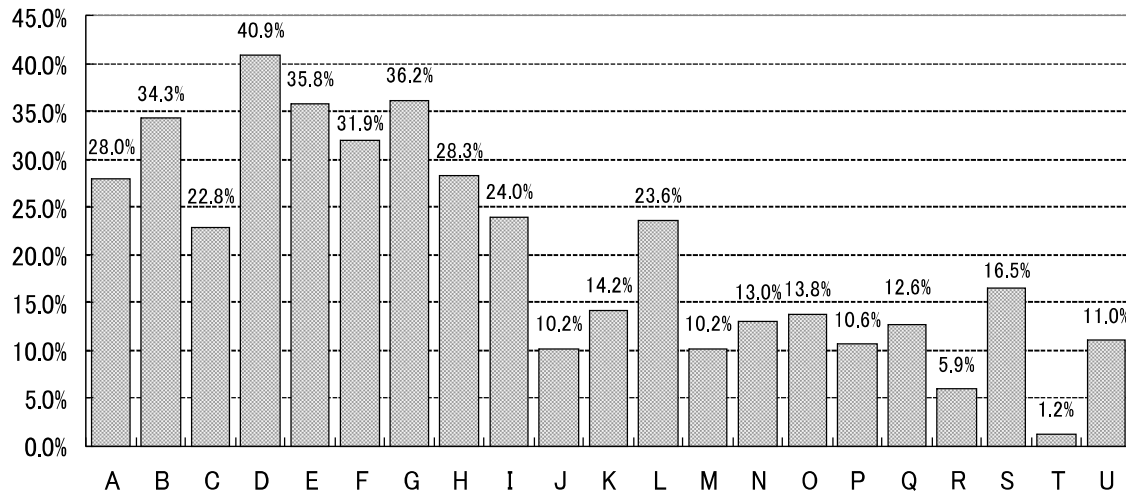


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

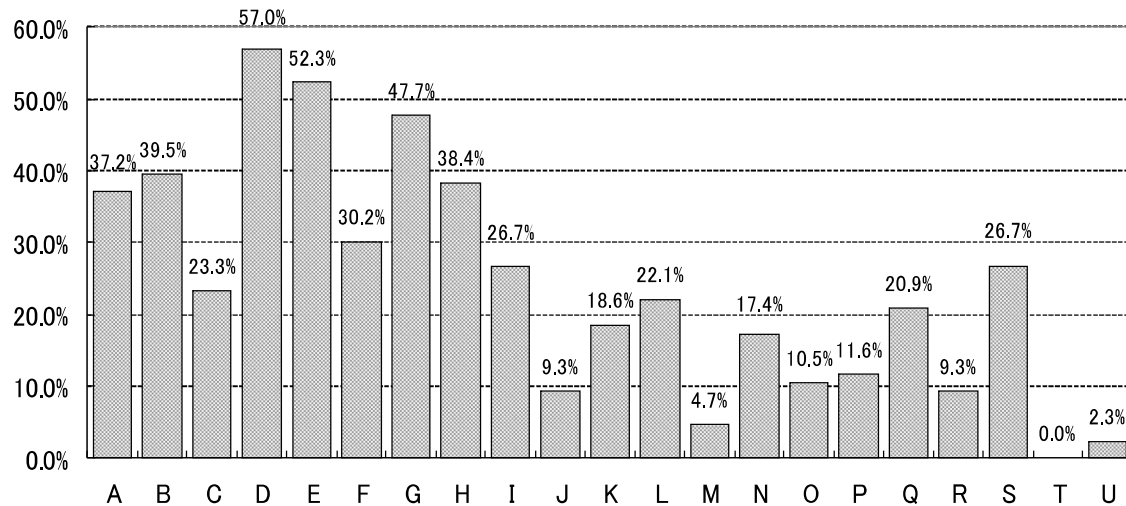
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



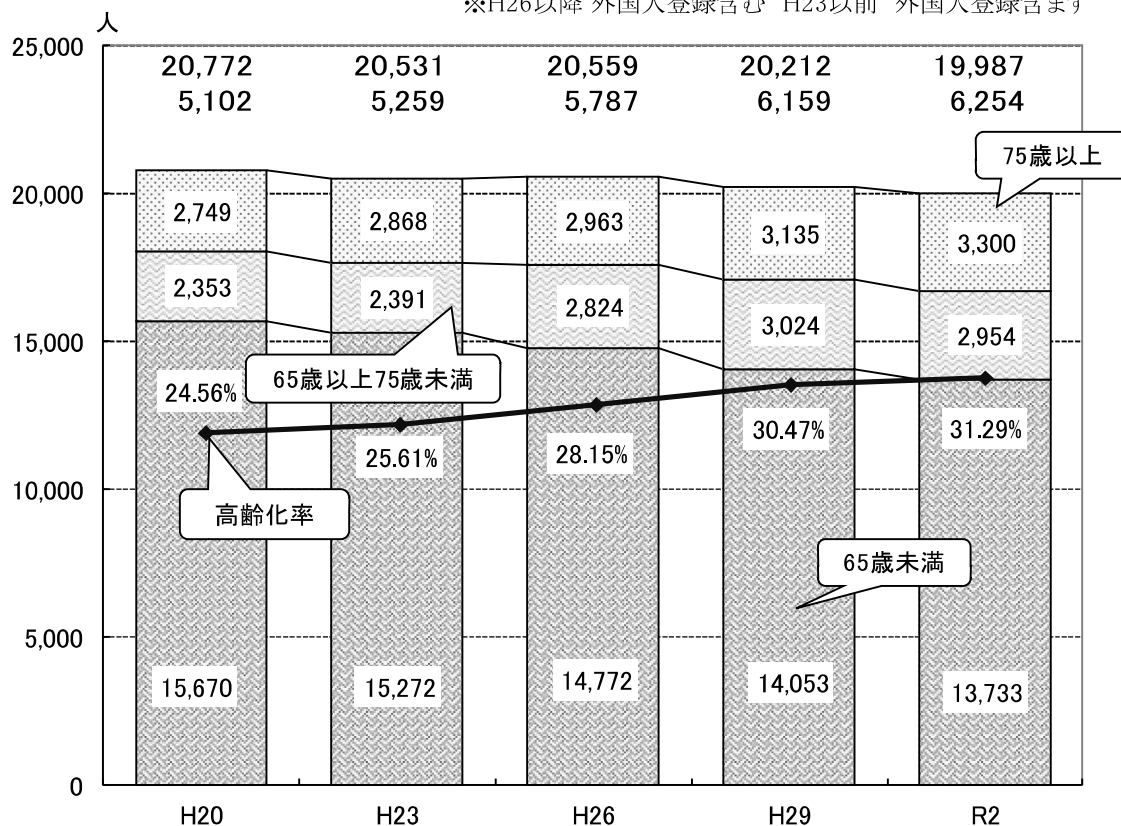
※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

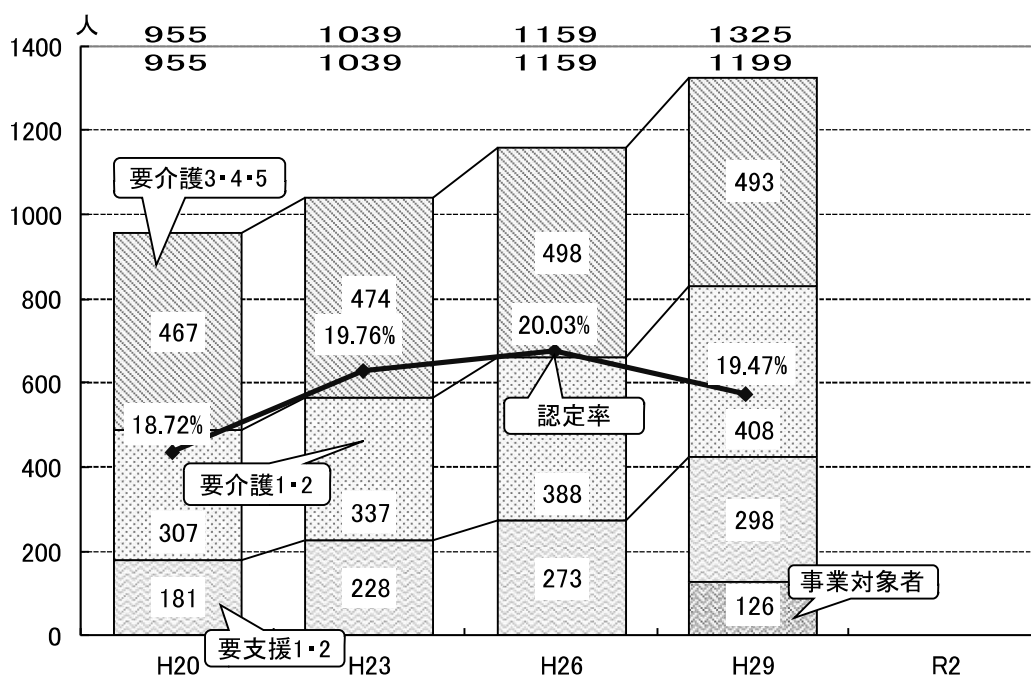
第8節 塩田地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移 (住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)
 ※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

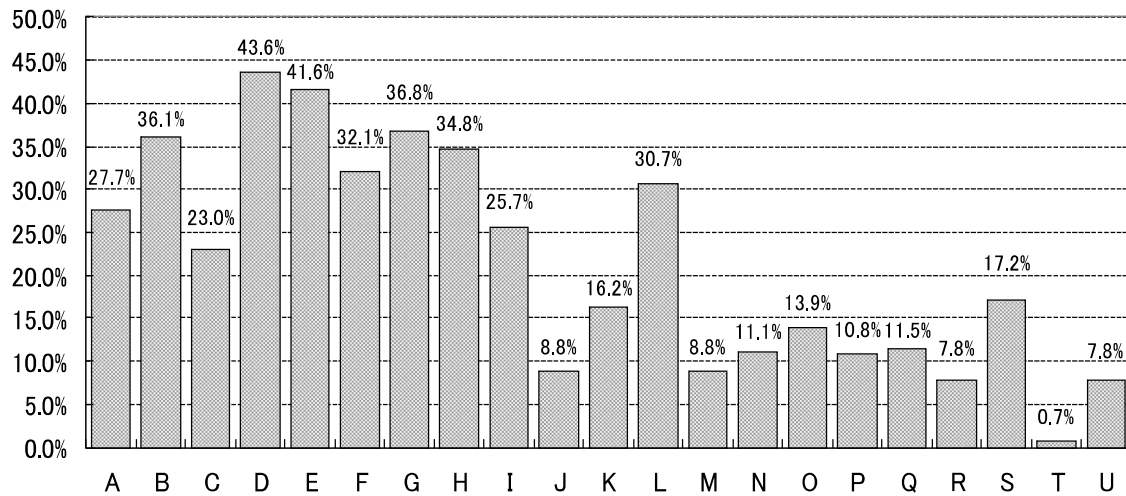


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

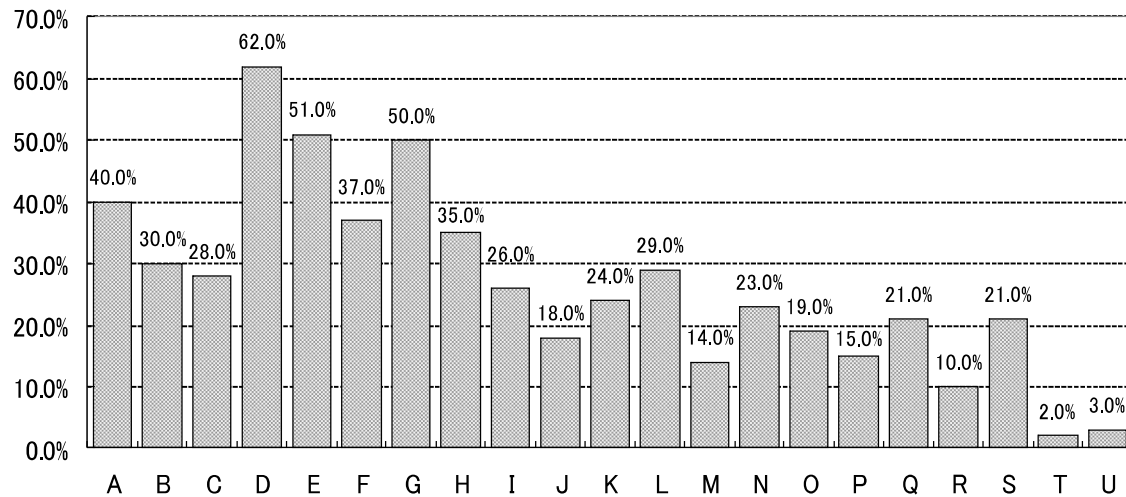
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

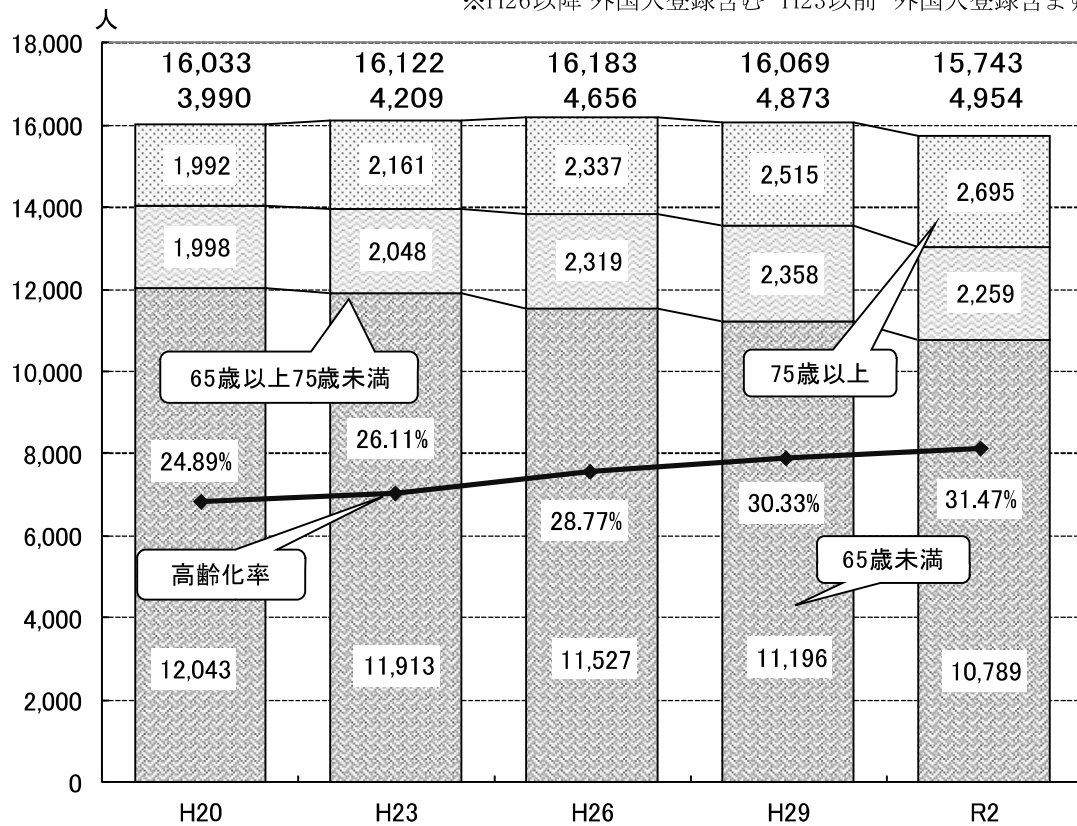
M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

第9節 川西地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移

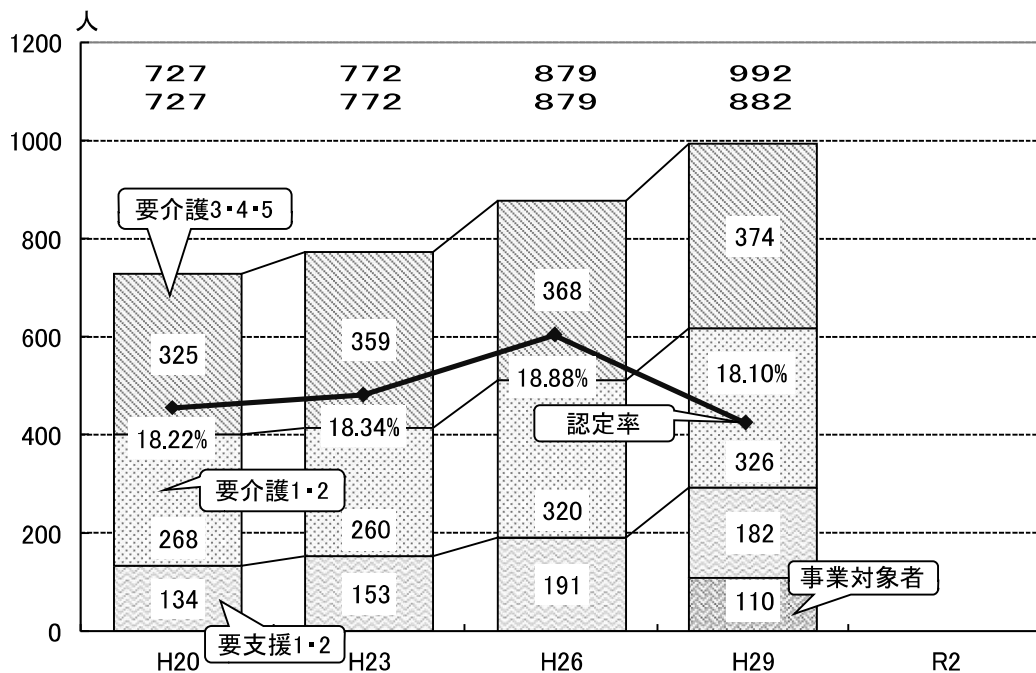
(住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)

※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数（事業対象者含む）と認定率の推移（各年10月1日現在）

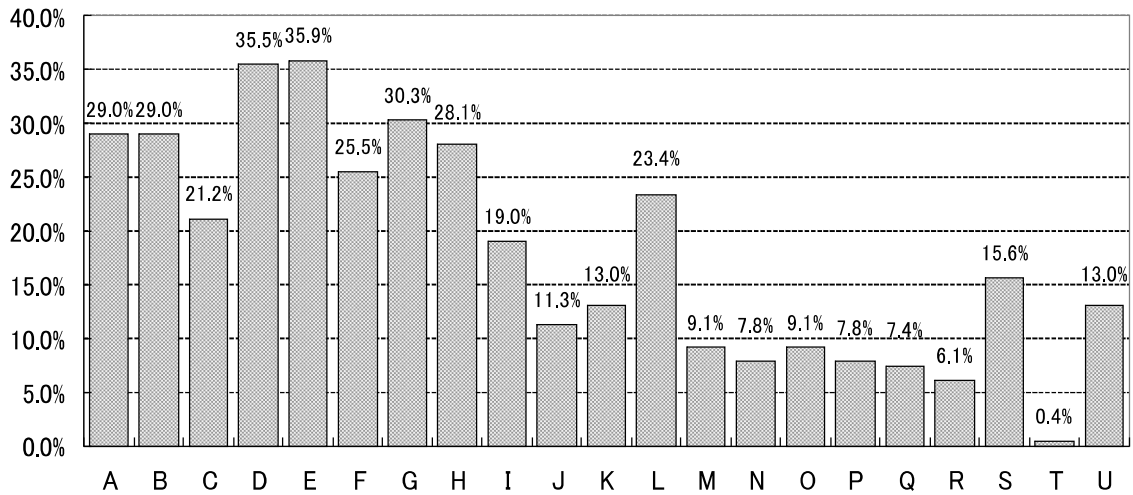


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

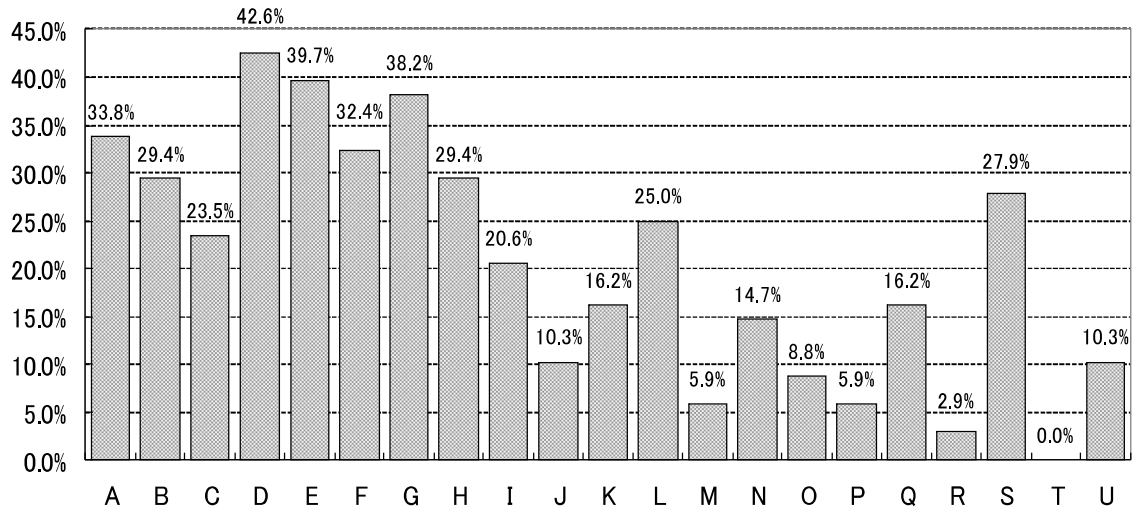
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



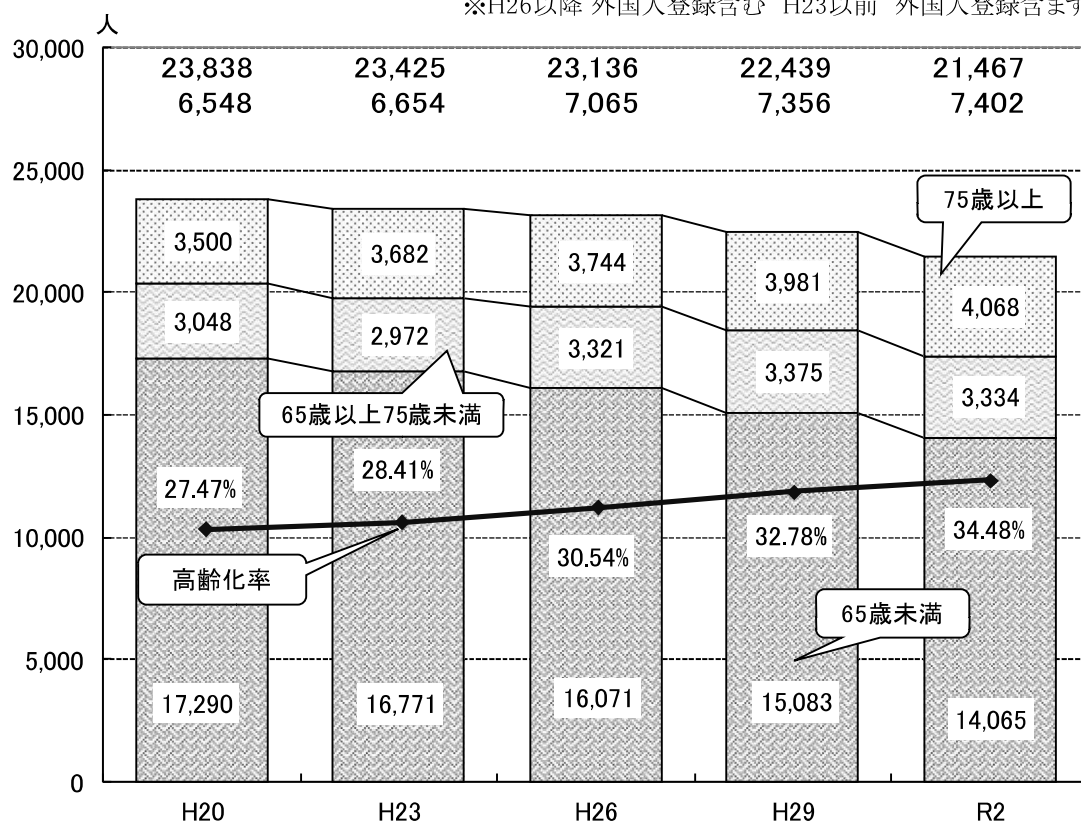
※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

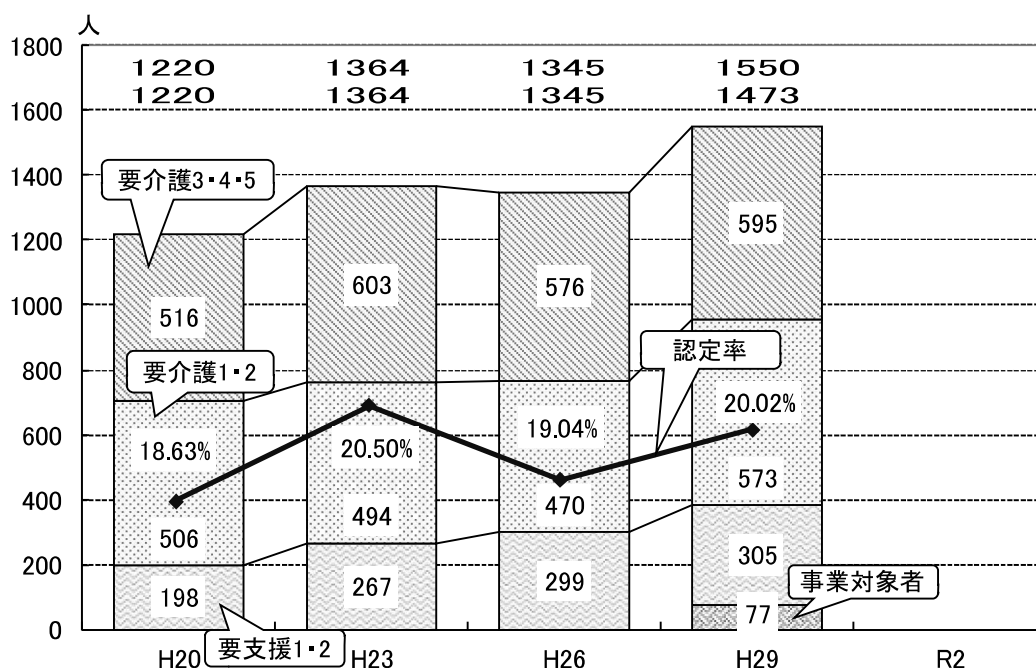
第10節 丸子地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移 (住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)
 ※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

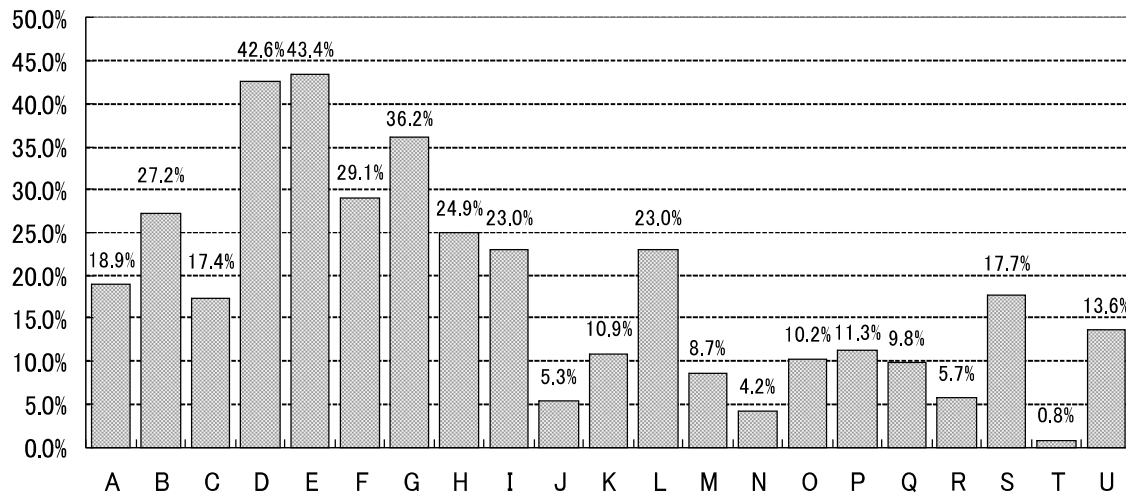
(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)



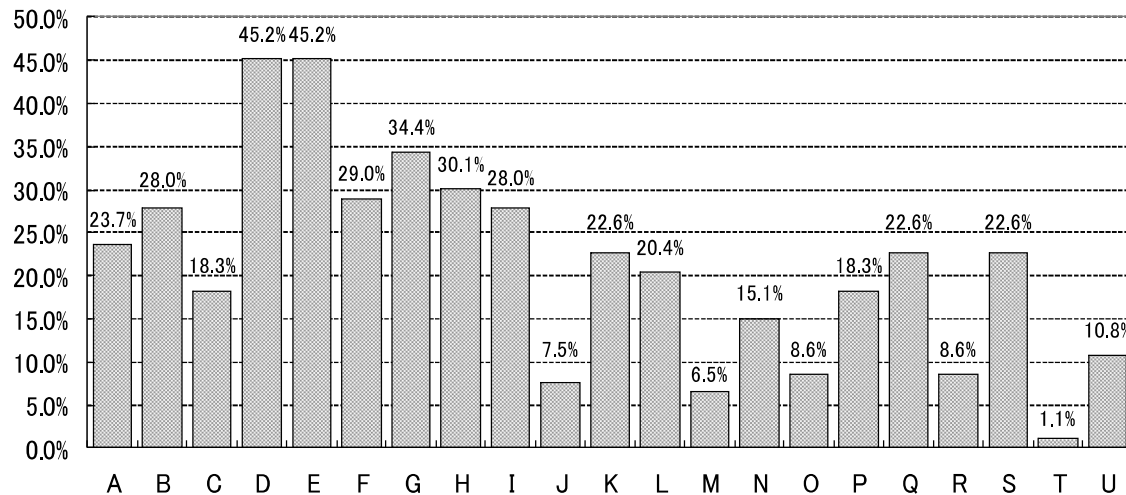
※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。
 ※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



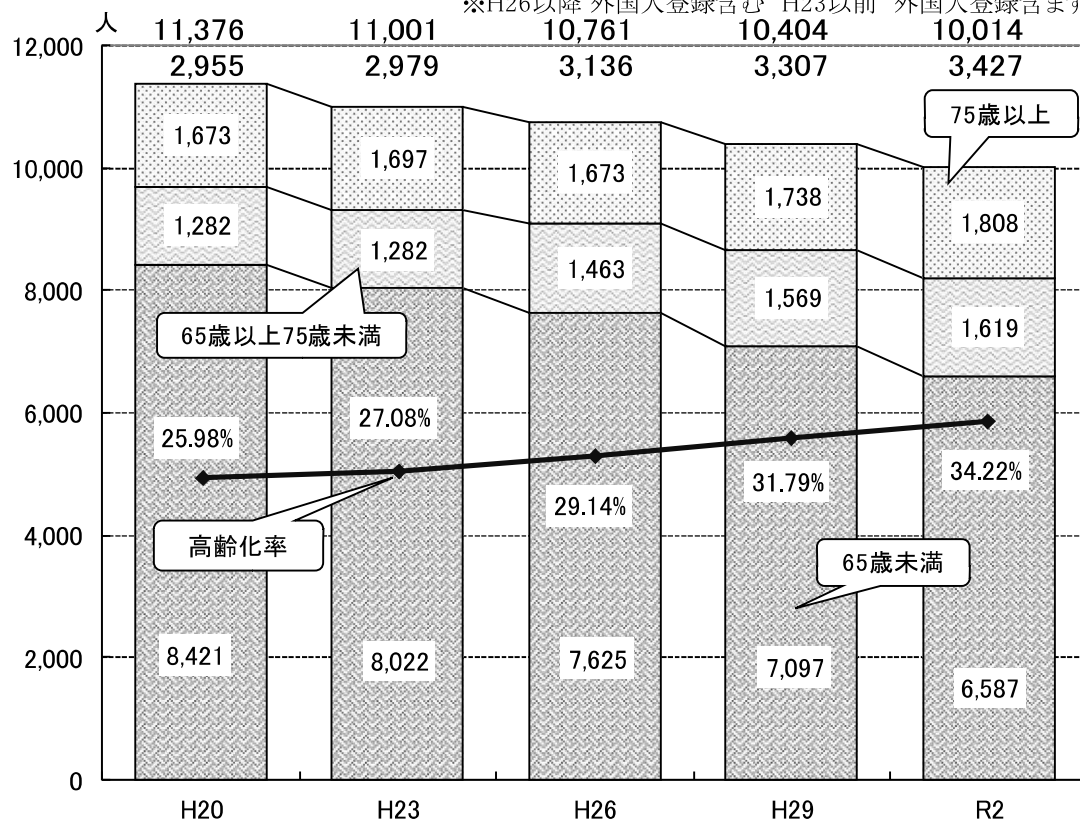
※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

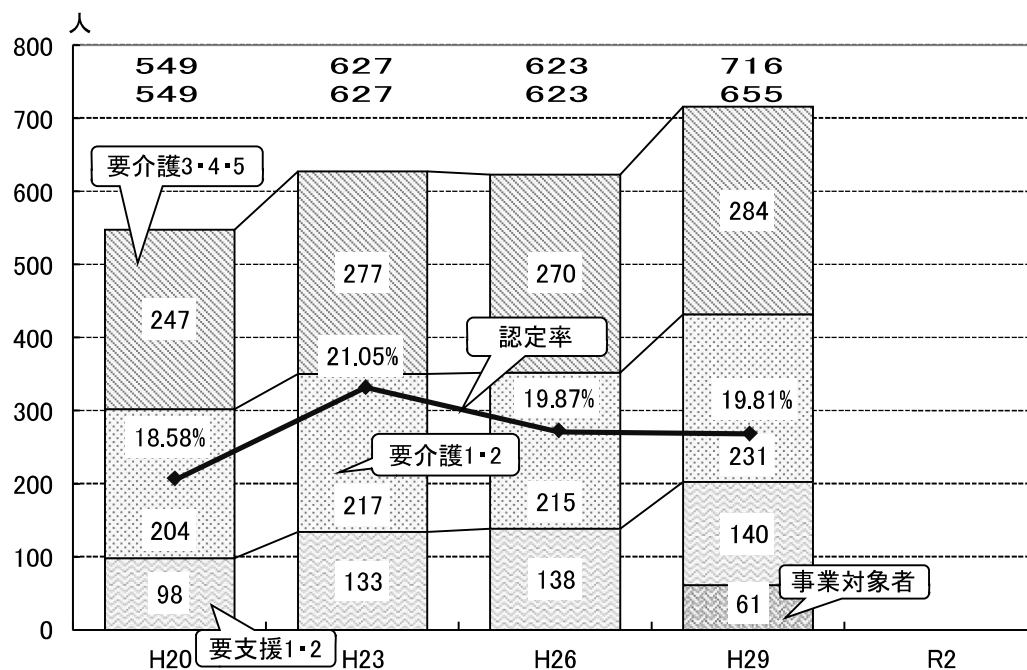
第11節 真田地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移 (住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)
 ※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

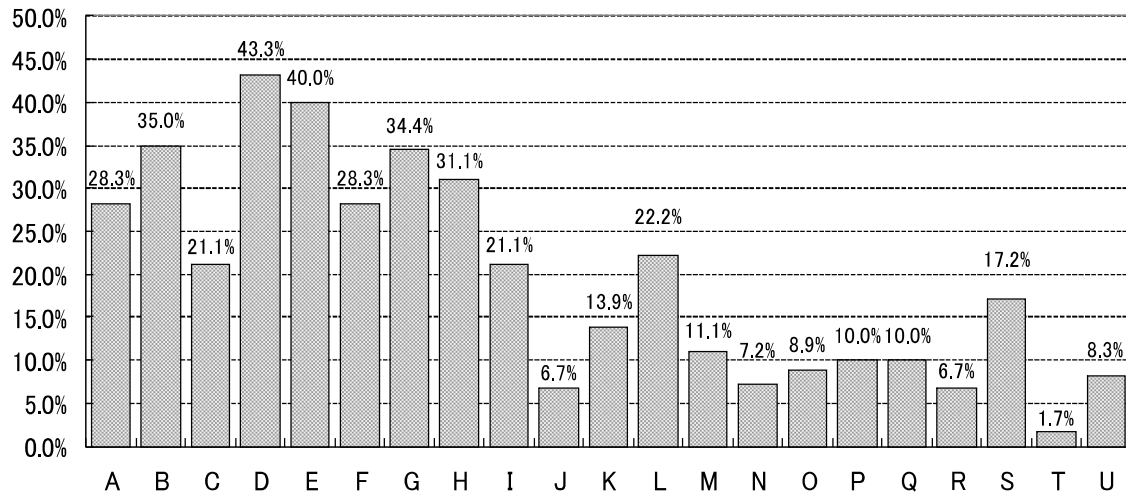


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

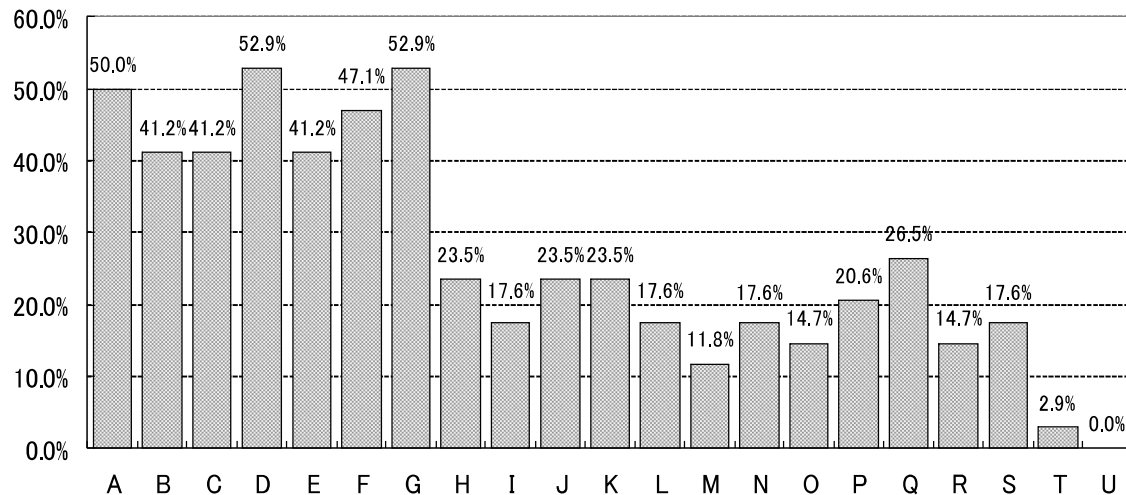
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

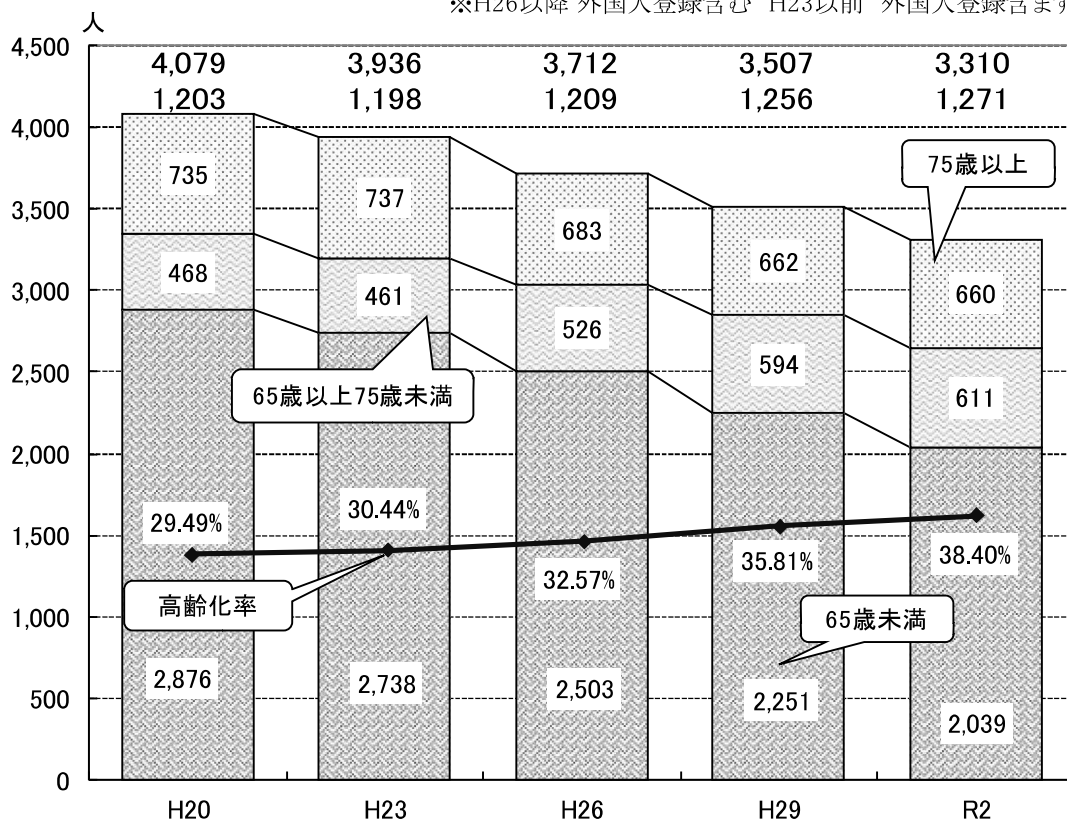
M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

第12節 武石地域

(1) 地域別高齢者数と高齢化率の推移

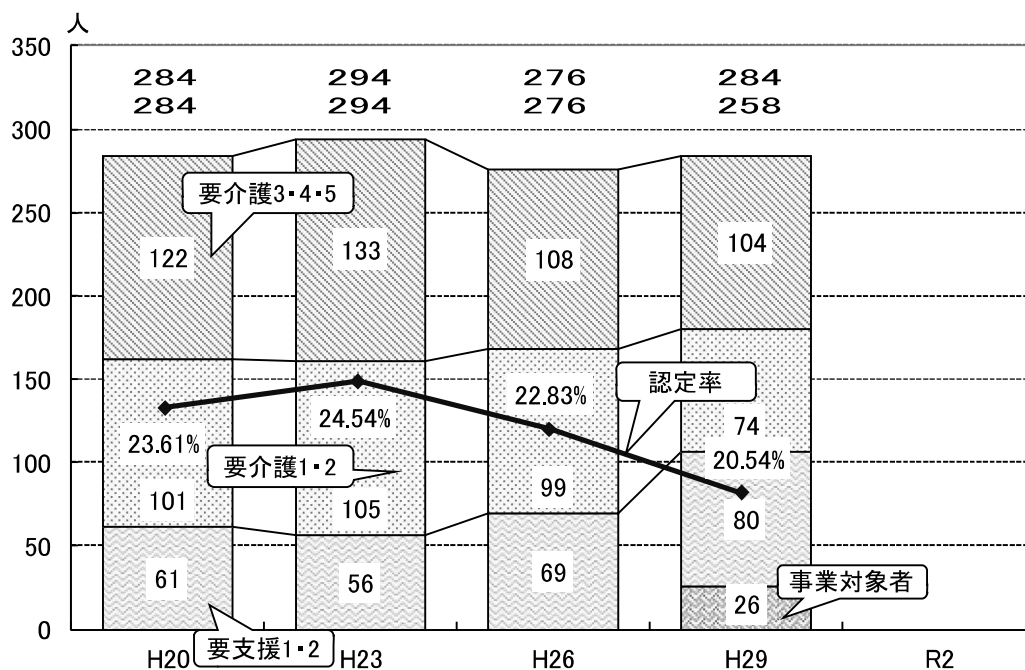
(住民基本台帳人口 各年10月1日現在 準世帯除く)

※H26以降 外国人登録含む H23以前 外国人登録含まず



※ グラフ上部の上段が総人口、下段が65歳以上の人口となります。

(2) 要介護認定者数(事業対象者含む)と認定率の推移(各年10月1日現在)

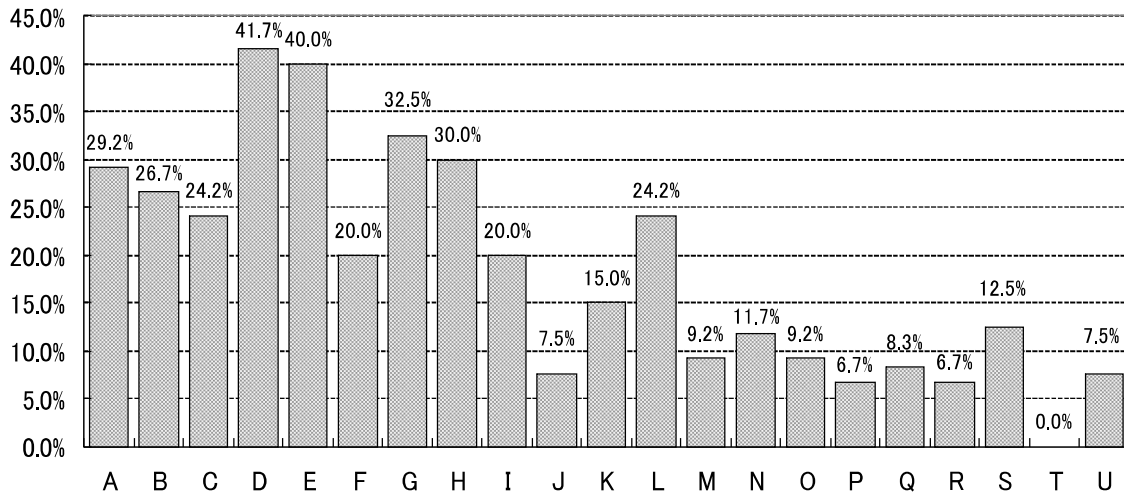


※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。

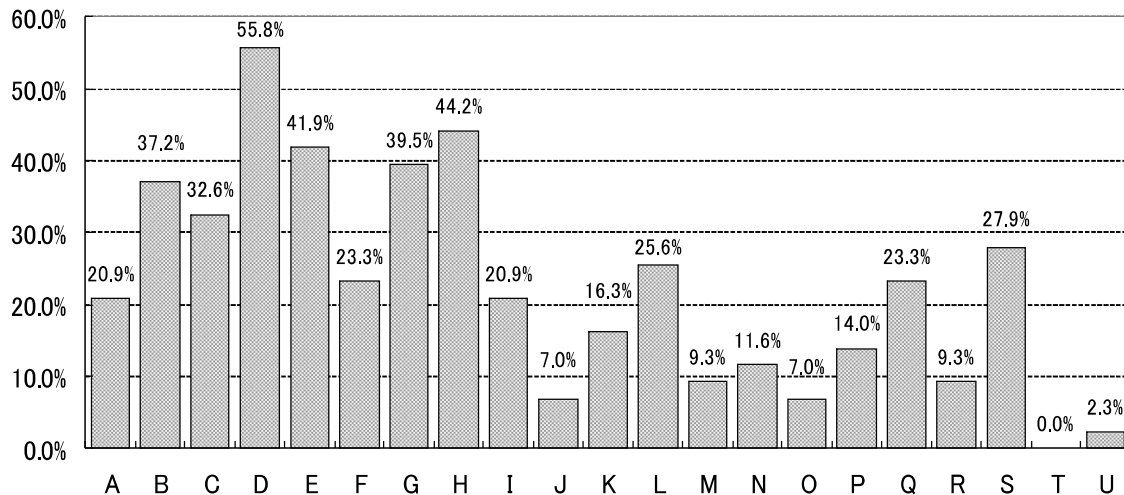
※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

高齢者等実態調査結果より(令和元年12月)

(3) 今後、介護や高齢者に必要な施策<居宅要介護・要支援高齢者>(複数回答)



(4) 今後、介護や高齢者に必要な施策<元気高齢者>(複数回答)



※回答項目…(3)(4)共通

A:介護保険の施設サービス(大規模)の整備
 B:介護保険の施設サービス(小規模)の整備
 C:れぞれが必要な介護サービスを受けられる
 有料老人ホーム等の整備
 D:訪問系在宅サービスの充実
 E:通所系在宅サービスの充実
 F:24時間対応訪問系在宅サービスの充実
 G:ショートステイの充実
 H:福祉用具貸与・住宅改修の充実
 I:認知症対応型サービスの充実
 J:介護に関する相談や介護者教室の充実
 K:介護予防(寝たきり予防、認知症予防な
 ど)事業の充実
 L:外出支援(公共交通機関を利用する際の助
 成、移送サービスなど)

M:生活支援
 N:健康づくりのための教室、健康相談の充実
 O:健康診断や歯科検診などの充実
 P:隣近所の助け合いやボランティア活動の育
 成や活動への助成
 Q:生きがいをもって活動できる場や働ける場
 の整備
 R:世代間の交流事業や高齢者の知識や経験を
 伝える場づくり
 S:認知症疾患医療センター等の専門医療機関
 の充実
 T:その他
 U:特になし・わからない

第 13 節 上田市全域

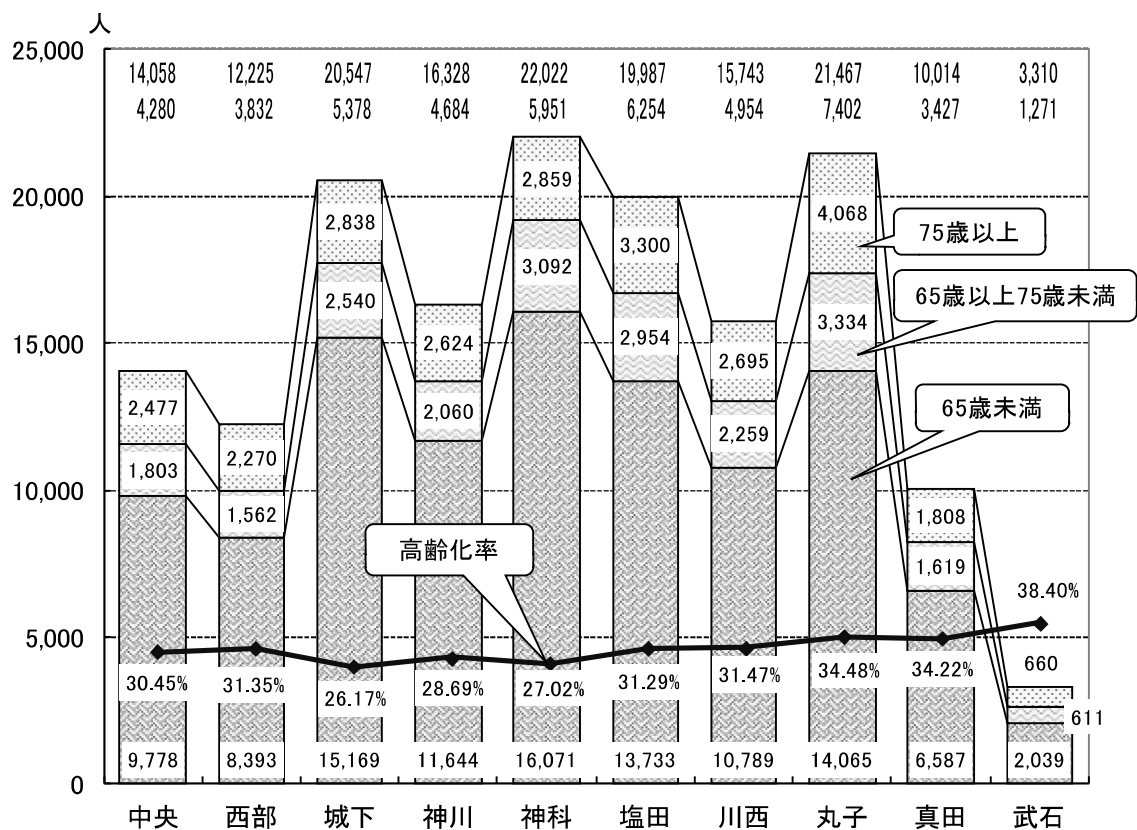
(1) 介護サービスの基盤整備状況

(地域包括支援センター、施設サービス、特定施設、地域密着型サービス)

【事業所数：令和2年10月1日現在】

サービス種別		圏域										
		中央	西部	城下	神川	神科	塩田	川西	丸子	真田	武石	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数		1					1		1		3
夜間対応型訪問介護	事業所数							1		1		2
地域密着型通所介護	事業所数	1	3	3	4	5	4	3	3		1	27
	定員	18	40	32	58	73	63	34	34		10	362
認知症対応型通所介護	事業所数	1	1			1				2		5
	定員	3	12			12				15		42
小規模多機能型居宅介護	事業所数	2		1	1	3	1	1	1	1		11
	登録定員	43		29	29	72	29	25	29	25		281
	通所定員	24		18	18	45	18	15	15	15		168
	宿泊定員	8		9	9	24	6	9	7	5		77
認知症対応型共同生活介護	事業所数	5	1	2	3	2	2	2	2	4	1	24
	定員	63	9	18	36	27	18	27	18	30	9	255
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	1	1	1	1		1	1	1			7
	定員	28	29	29	29		29	29	29			202
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	1	1		1	1			1	2		7
	定員	29	29		29	29			29	20		165
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数		1					1	1			3
	登録定員		29					29	29			87
	通所定員		18					18	18			54
	宿泊定員		6					9	6			21
介護老人福祉施設	事業所数	1			1	1	3	1	2	1	1	11
	定員	110			90	93	184	68	180	30	50	805
介護老人保健施設	事業所数		1	1		1	2	1	1			7
	定員		29	100		90	238	120	50			627
介護療養型医療施設	事業所数	1										1
	定員	10										10
特定施設入居者生活介護	事業所数	1	1		1	2		2	1			8
	定員	50	49		67	86		108	50			410
介護医療院	事業所数								1			1
	定員								97			97

(2) 地域別高齢者数地域別高齢者数と高齢化率の推移 (令和2年10月1日)



(3) 要介護認定者数 (事業対象者含む) と認定率の推移 (令和2年10月1日現在)



※ 認定率は認定者数(事業対象者を除く)を65歳以上の人口で除して算出しています。
 ※ グラフ上部の上段が事業対象者を含む認定者数、下段が事業対象者を含まない認定者数となります。

第 5 章 計画の推進及び点検体制

第 1 節 推進体制

第 2 節 点検体制

第 1 節 推進体制

本計画の目標を達成していくため、次のとおり体制を整え、施策を推進していきます。

(1) 関係行政部局との連携強化

多様化する高齢者のニーズや状態に対応するため、国、県、市の保健、医療、福祉等の各部局との連携を図るとともに、災害や感染症対策、高齢者の住まいについても、関係する機関や組織との連携強化を図ります。

(2) 地域での連携支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、居宅介護支援事業者等関係する組織、個人、サービス事業者等と連携を図り、日常生活圏域等での在宅高齢者や介護者への支援に努めます。

(3) 介護保険サービス事業者・居宅介護支援事業者との連携による介護の質の確保と向上

介護保険サービス事業所の充実と介護保険サービスの適正化を進めていくため、介護保険サービス事業者・居宅介護支援事業者連絡協議会との連携を図り、相互に協力し合いさらなるサービスの質の向上に努めます。

第 2 節 点検体制

本計画の目標を達成していくため、推進体制のほか点検体制を整え、施策を推進していきます。

(1) 介護保険運営協議会等による点検

本計画の実施状況については、介護保険運営協議会、地域包括支援センター運営協議会等において定期的に事業報告を行い、あるいは、懸案事項について諮問し、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向の変化、高齢者福祉及び介護保険制度の改正等へも対応していく中で、本計画が計画どおり遂行されているか点検します。

(2) 住民意見の反映

出前講座や各種学習会等の機会を利用、また、市のホームページを活用し、本計画に対する、住民による点検を随時実施します。

なお、計画策定にあたっては、高齢者等実態調査、介護保険サービス事業者意向調査等を実施し、計画策定の基礎資料とするとともに、計画内容や方針についてはパブリックコメントを実施します。

各 論

第 1 章 地域包括ケアシステムの深化・推進

第 2 章 高齢者福祉事業

第 3 章 地域支援事業

第 4 章 介護保険事業

第 1 章 地域共生社会の実現に向けた地域包括 ケアシステムの推進

- 第 1 節 地域包括ケアシステムの概要
- 第 2 節 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 第 3 節 在宅医療・介護連携の推進
- 第 4 節 認知症施策の推進
- 第 5 節 権利擁護の推進
- 第 6 節 地域ケア会議の推進
- 第 7 節 日常生活を支援する体制の整備
- 第 8 節 高齢者の住まいの安定的な確保
- 第 9 節 災害や感染症に係る体制整備

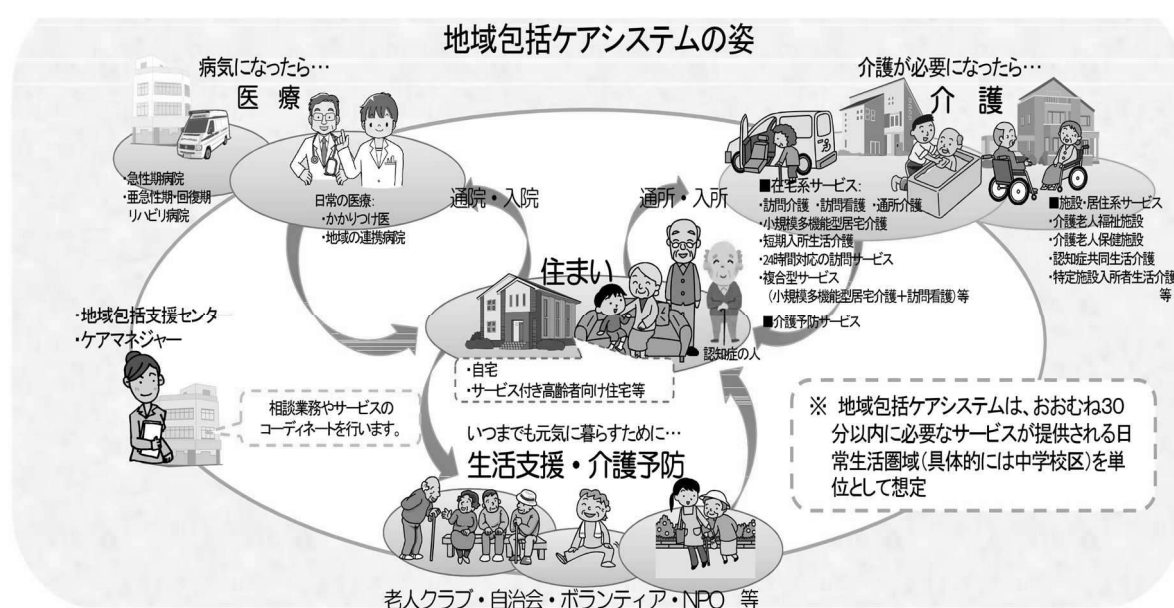
第1節 地域包括ケアシステムの概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途として、高齢期を迎えても、それぞれのかたが、豊富な知識や経験、特技等を地域社会に生かすことができるような環境づくりとともに、互いに助け合い、支え合う「参加と協働」の地域づくりを推進していく必要があります。

さらに、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上になるとともに、高齢者世帯の独居化、要介護者や認知症高齢者の増加により、医療・介護の支援を必要とする高齢者をはじめ、日常生活支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。

このため、地域で暮らす高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、市民、住民団体、事業者、教育機関等と連携・協働して、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、2040年に向けさらなる深化に取り組む必要があります。

「地域包括ケアシステム」は、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制と定義されており、上田市では、各日常生活圏域（「地域包括支援センター単位」）に「地域包括ケアシステム」が構築されることを目指しています。



現状と課題

- 1 令和2年10月1日現在、上田市の高齢化率は30.46%に達し、2025年には32%を超えると予想され、今後高齢化が進んでいきます。
そうした中で、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者である上田市が、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組が必要です。
- 2 高齢者は、様々な要因でフレイル状態に陥るリスクを抱えていることから、運動、口腔、栄養、社会参加等のアプローチにより疾病予防に取組む必要がありますが、保健事業は保健衛生部門が主体的に実施し、介護予防の取組は高齢者部門が主体となって実施しているため、健康状況や生活機能の課題に一体的に対応できていない状況にあります。このため、医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、フレイル予防等の取組まで広げていく必要があります
- 3 高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うことが求められています。
- 4 高齢化とともに核家族化が進み、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者、さらに、在宅の要介護認定者や要援護者、なかでも認知症高齢者が増加しています。上田市の認知症高齢者数は、令和元年度末現在5,376人であり、高齢者数の約11.4%となっておりますが、平成27年に国が策定した「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」によると、2025年には、高齢者の約5人に1人が、認知症若しくはその予備軍になるとされています。
- 5 認知症高齢者等が、権利擁護についての支援を受けながら、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、自立した生活を支える仕組みづくりが必要となっています。
- 6 介護が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続するためには、地域課題を検討する場や、個別のケースの検討を行う会議を開催し、多様な関係者が協働し合い、ケアマネジメント支援を進めていく必要があります。
- 7 地域で高齢者の在宅サービスを支えるためには、ボランティア、NPO法人（特定非営利活動法人）、民間企業、社会福祉法人、協同組合等多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの供給体制の構築を進めていく必要があります。
- 8 地域包括ケアシステムの構築に際しては、ニーズに応じた住宅の提供が前提となります。個々の状況に応じた、多様で安心できる住まいの確保が必要となります。
- 9 近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえて、その防災や感染症対策に係る取組の重要性が高まっています。

第7期計画の達成状況

【自立支援、介護予防・重度化防止の推進】

- 介護予防サポーターを養成するとともに、地域でのリハビリテーション活動を支援しました。
- 閉じこもり防止のため、地域の高齢者サロンの設立を支援しました。
- 地域ケア個別会議に、地域包括支援センターが独自に専門職の参加を依頼するほか、市から管理栄養士、理学療法士、作業療法士、主任介護支援専門員を派遣し、多職種による介護予防ケアマネジメントを支援しました。

【在宅医療・介護連携の推進】

- 医療機関と介護サービス事業所等の情報を集約し、介護サービス事業所・医療機関情報提供システムを構築しました。（市のホームページから情報を提供。）
- 県補助金を活用して24時間在宅ケアサービス推進モデル事業として、推進会議の設置、研修会の開催、パンフレットの作成等の定期巡回・随時対応型サービスの推進に向けた取組を行いました。

【認知症施策の推進】

- 市に認知症地域支援推進員を4名配置し、認知症施策推進大綱に示された地域支援体制づくりやネットワークづくりを推進しました。
- 専門分野及び市民の代表による認知症高齢者等支援ネットワーク協議会において、認知症施策の進捗確認や支援の検討などを行いました。
- 認知症初期集中支援チームは、専門医と専門職の組合せにより3チームを構成し、早期対応を推進しました。認知症疾患医療センター（千曲荘病院）と協力し、上小圏域の市町村（地域包括支援センター）との連携ネットワークづくりを推進しました。
- 出前講座のほか、市民向け講座や市職員向けに認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの養成を推進するとともに、活動意欲のあるサポーターに対して、ボランティア団体の設立支援などの取組を実施しました。
- 認知症専門医の協力のもと、認知症のかたやその家族だけでなく、支援者にも使いやすいケアパスを発行し、認知症サポーター養成講座や学生実習等でも活用しています。

【権利擁護の推進】

- 市及び地域包括支援センターの窓口、電話、メール等で幅広く相談を受付けました。
- 警察署、地域包括支援センター、成年後見支援センター等と連携し、高齢者の虐待対応及び成年後見制度の利用促進を進めました。
- 市や地域包括支援センターに、高齢者虐待相談窓口を設置するとともに、警察署とも連携し、高齢者虐待の防止及び虐待発生時の早期発見、早期対応に取り組んでいます。

【地域ケア会議の推進】

- 市または地域包括支援センターが地域ケア個別会議を開催し、地域の関係者や専門職の参加により、課題解決に併せネットワークの構築を行っています。また、運営調整会議の開催や、専門職の派遣、関係団体への参加依頼など、より効果的な会議の実施に向け支援しました。

- 地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の開発や調整について、協議体の活用も可能となり、地域ケア推進会議による課題解決の選択肢が広がりました。

【日常生活を支援する体制の整備】

- 市内10圏域に第2層協議体を設置、第2層生活支援コーディネーターを10名配置するとともに、コーディネーターを中心に、地域の課題の把握、資源の発掘を行い、地域での支援体制の整備を進めています。

【高齢者の居住安定に係る施策との連携】

- 県が指定する施設整備に際しては、市から意見書を提出しています。
- 住宅改修の支援のほか、自宅での生活に不安のあるかたに対しては、シルバーハウジング、高齢者生活支援ハウスや独居高齢者用集合住宅の紹介などを行いました。

施策の体系

- 1 高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を推進します。

第1章 第2節 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

- 2 医療等が必要な要介護者が在宅で安心して暮らせるよう、24時間対応の在宅医療や介護を推進します。

第1章 第3節 在宅医療・介護連携の推進

- 3 認知症のかたが地域で安心して暮らせるよう、正しい知識を市民に広げ、認知症のかたや家族を支えるための施策を推進します。

第1章 第4節 認知症施策の推進

- 4 高齢者の権利擁護及び高齢者に対する虐待防止と早期発見のための施策を推進します。

第1章 第5節 権利擁護の推進

- 5 地域課題や個別のケースを検討する地域ケア会議を推進します。

第1章 第6節 地域ケア会議の推進

- 6 多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します。

第1章 第7節 日常生活を支援する体制の整備

- 7 介護が必要となっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、高齢者の居住安定に関する施策を推進します。

第1章 第8節 高齢者の住まいの安定的な確保

- 8 近年の災害の発生状況や感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し防災や感染症対策を実施するとともに、都道府県等関係団体と連携して災害・感染症発生時の支援体制の構築を推進します。

第1章 第9節 災害や感染症対策に係る体制整備

第2節 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送ることができるよう取組を推進していきます。

施策の方針

- 地域住民が主体となって、身近な場所で継続的に介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- 多職種が参加する地域ケア個別会議を実施し、効果的で自立支援に向けた取組につながるよう、介護予防ケアマネジメントを支援します。
- 地域支援ネットワークを構築するために、地域包括支援センターが中心となって地域ケア会議を推進します。
- 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組むことで、フレイル状態にある高齢者を医療や介護など必要な支援につなげ、重症化の予防を図ります。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
地域リハビリテーション活動支援事業	各論 第3章第3節 (89頁) 参照 
サロン事業設立資金助成事業補助金	 各論 第3章第3節 (89頁) 参照
保健事業と介護予防の一体的実施 (通いの場への積極的関与)	高齢者サロン等通いの場において、健康教室・健康相談等を実施しフレイル予防を推進するとともに、フレイル状態にある高齢者を必要な支援につなげ、重症化予防を図ります。
地域ケア推進会議 (地域包括支援センター開催分)	各論 第1章第6節(64頁) 参照

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
地域リハビリテーション活動支援事業	か所	154	165
サロン事業設立資金助成事業補助金	か所	43	75
保健事業と介護予防の一体的実施 (通いの場への積極的関与)	か所	8	25
地域ケア個別会議	回	15	50
地域ケア推進会議 (地域包括支援センター開催分)	回	3	10

第3節 在宅医療・介護連携の推進

高齢者は加齢に伴い、慢性疾患による受療が増え、複数の疾病にかかりやすくなるとともに、要介護認定率や認知症の発生率が高くなる等、医療と介護の両方を必要とすることが多くなります。

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護の一体的な提供に必要な支援を推進する「在宅医療・介護連携推進事業」が地域支援事業に位置づけられ、平成27年度以降、市町村が主体となり取り組んできました。

今般、本事業の見直しが図られ、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつ、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)までを1つのサイクルとして行うPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによって、本事業のめざす姿の実現に向けて取組を進めることが求められています。

地域のあるべき姿を意識しながら、認知症高齢者や疾病を抱えた要介護者が在宅で安心して暮らせるよう、「在宅医療・介護連携推進事業」での取組を継続するとともに、24時間対応の在宅医療や介護の提供体制を構築していきます。

施策の方針

- 急性期医療から在宅医療・介護までの切れ目のないサービス提供が可能となるよう、医療機関と介護事業所の機能等の情報の提供・活用を推進します。
- 要介護高齢者が可能な限り在宅での生活が過ごせるよう、24時間在宅ケアサービスの推進に向けた、定期巡回・随時対応型サービス等の整備、周知・啓発に取り組みます。
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に向け、現状分析を行い、対応策を検討・実施し、実施内容を評価するとともに、対応策の内容等を再検討するPDCAサイクルに沿った取組を進めます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
地域の医療・介護サービスの資源の提供	地域の医療機関・介護事業所の住所・連絡先、機能等を提供し、関係者間で共有、活用することにより、連携の推進を支援します。 また、連携の推進に際して、医療関係者に対する情報提供システムの周知や活用の促進に向けて取り組みます。
多職種によるワーキング会議の開催	医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりを推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等の多職種が参加するワーキング会議を開催します。

項 目	施 策 の 内 容
医療・介護関係者の情報共有の支援	在宅での看取りに関する取組や入退院時調整ルールの検証を行い、情報共有ツールの整備を進めます。
住民や在宅医療・介護関係者への普及啓発に係る研修会等の開催	地域住民に対する講演会や在宅医療・介護サービス・連携に関連した研修会等を開催します。
定期巡回・随時対応型サービスの推進	24時間在宅ケアサービスの推進に向けて、定期巡回・随時対応型サービス事業所等の整備、及び周知啓発を行い、利用促進を図ります。
PDCA サイクルに沿った取組による地域の目指す姿に向けた事業の推進	現状の分析・対応策の検討、実施・評価及び再検討を繰り返しながら、地域の目指す姿に向けて、さらなる改善につなげていきます。

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
多職種によるワーキング会議の開催	回	年2回程度	9（年2回以上）
在宅医療・介護連携の推進に係る研修	回	年1回程度	3（年1回以上）
定期巡回・随時対応型サービスの推進に係る研修等の開催	回	年1回程度	3（年1回以上）
24時間在宅ケアサービスの整備（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護）	か所	定期巡回：3 看多機：3	定期巡回：6 看多機：4

第4節 認知症施策の推進

2025年には、65歳以上の5人に1人が認知症になると推計されています。認知症は誰かがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの市民にとって身近なものとなっています。

認知症のかたやその家族が、住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症への理解を深め、必要な方への適切な情報提供を図ると共に、医療・介護・生活支援サービス等が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に取り組みます。

施策の方針

○認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護や生活支援を行うサービスと連携したネットワークを形成し、認知症のかたへ効果的な支援を行うことが重要です。このため、認知症地域支援推進員を中心として、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所などと相互に連携し、地域における支援体制を構築するとともに、認知症初期集中支援チームを活用し、認知症のかたやその家族の意向を十分に把握する中で、早期段階からの適切な支援を行うなど、認知症施策推進大綱を踏まえ、各種施策を推進します。

○医療、福祉、警察、消防、住民等広くネットワークを構築し、認知症のかたやその家族への効果的な支援を検討するため認知症高齢者等支援ネットワーク協議会を開催します。

○医療・介護の専門職が認知症やその疑いのあるかたに認知症の早期診断、早期対応につながるよう、包括的・集中的に支援する認知症初期集中支援チームの運営及び認知症疾患医療センターと連携を図ります。

○認知症を正しく理解し、認知症のかたやその家族を応援する認知症サポーターの養成を推進するとともに、地域で活動できる認知症サポーターの育成を目的とした講座を開催します。

○認知症の容態に応じた適切な医療・介護等のサービス提供を示した認知症ケアパスや、認知症の予防を目的とした認知症ケアパス予防編を積極的に活用し、認知症及びその予防に関する正しい知識の普及、情報提供を推進します。

※若年性認知症施策についても、上記方針に基づく施策の中で推進します。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
認知症地域支援推進員による取組	認知症のかたやその家族を支援するため、医療機関・介護サービス等の支援機関との調整を行います。

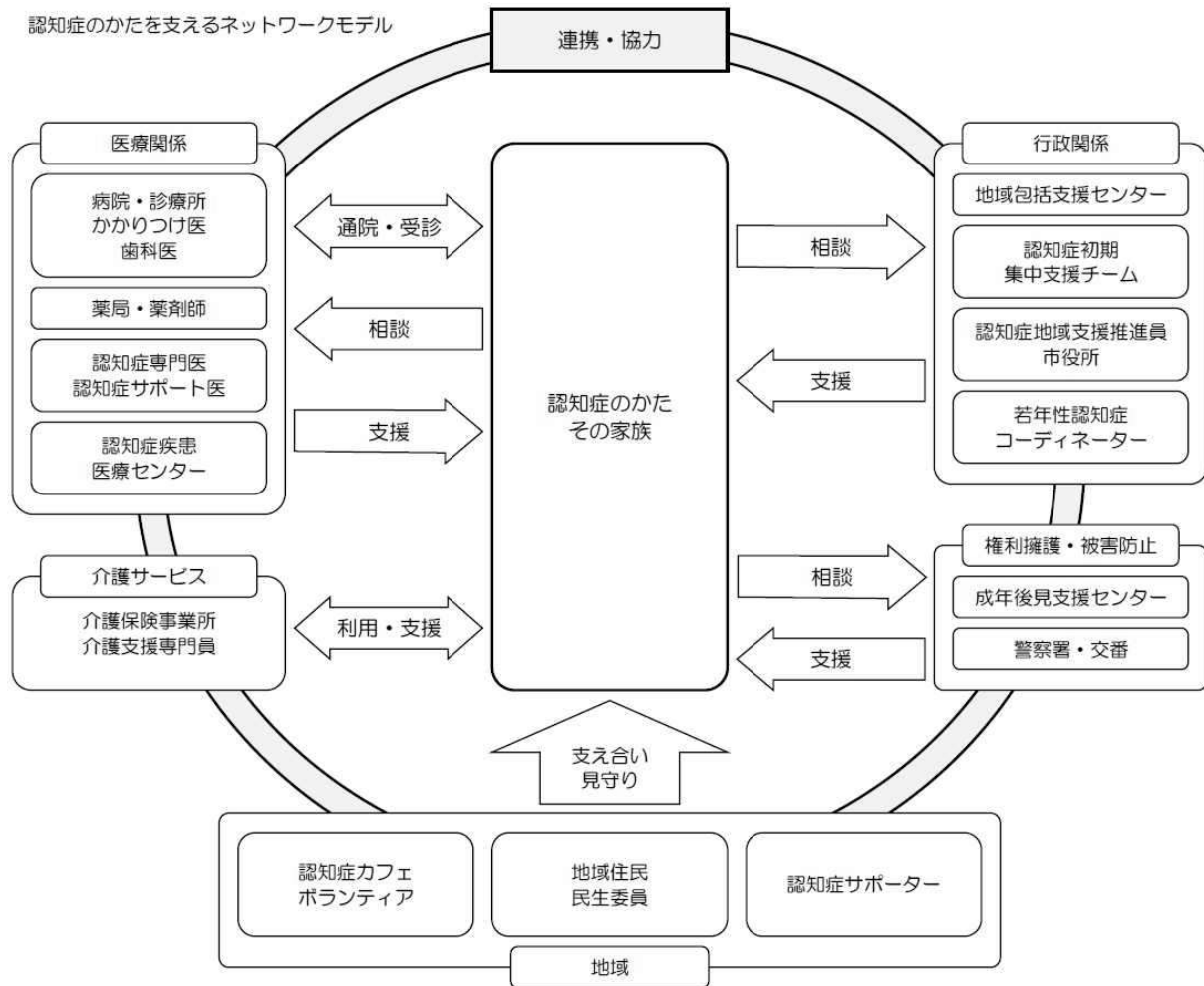
認知症高齢者等支援ネットワーク協議会の開催	医療、福祉、警察、消防、住民等広くネットワークを構築し、認知症のかたやその家族への効果的な支援を検討するため認知症高齢者等支援ネットワーク協議会を開催します。
項 目	施 策 の 内 容
認知症サポーターの養成と育成	認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症のかたやその家族を応援する「認知症サポーター」の養成と地域で活動できる認知症サポーターの育成を推進します。
認知症キャラバン・メイトの活動支援	認知症サポーターを養成できる人材確保を図る認知症キャラバン・メイトの活動支援やフォローアップ講座を開催します。
認知症見守りネットワーク事業の推進	認知症状のひとつである徘徊により行方不明となった際に、早期発見・保護が実施できるようネットワーク体制を確立させ、地域での認知症のかたとその家族を支援します。
地域支援推進員による認知症相談	認知症のかたを介護している介護者や認知症本人の抱える悩みや戸惑い等の相談に応じ、介護の方法や対応方法を共に考え助言します。
やすらぎ支援員派遣事業の実施	認知症のかたを介護している家族が日常生活を営む上で必要な時間帯及び介護者等が外出することが必要な時間帯に、やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問し、介護者に代わって見守りや話し相手を行い、家族介護を支援します。
認知症ケアパス及び認知症ケアパス予防編の普及	認知症の容態に応じた適切な医療・介護等のサービス提供を示した認知症ケアパス及び認知症ケアパス予防編の周知を図り、認知症のかたやその家族に医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう、その活用を推進します。
認知症カフェの設立支援	認知症のかた、その家族、地域のかたや専門家が気楽に集い、交流する場所である認知症カフェ（オレンジカフェ）の設立を支援するため、設立資金の経費を助成します。
認知症初期集中支援チームの運営	支援チームの関与により、認知症の早期診断、早期対応を行います。
認知症疾患医療センター（地域型）との連携	認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の早期診断、早期治療を行います。
認知症予防の推進	認知機能検査を実施し、認知症の発症予防と進行を遅らせるとともに、認知症予防教室を開催し、予防に関する講座や運動などを行います。
若年性認知症のかたへの支援	若年性認知症は、就労や生活費、子どもの教育費等の経済的な問題が大きく、主な介護者が配偶者となる場合が多いという特徴があります。また、医療・介護だけでなく、雇用や障がい等、個別性、専門性の高い支

	援が必要な場合もあるため、若年性認知症支援コーディネーターと適切に連携し、支援に努めます。
--	--

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
認知症サポーター数（累計）	人	15,900	19,800
地域支援推進員による認知症相談延べ相談件数	件	336	400
やすらぎ支援員派遣事業利用登録者数	人	12	15
認知症ケアバス配付数（予防編を含む）	部	2,500	3,000
認知症カフェ（オレンジカフェ）開設数	箇所	9	12
認知症初期集中支援チーム数	組	3	3
認知機能検査受験者数	人	210	1,000

認知症のかたを支えるネットワークモデル



第5節 権利擁護の推進

高齢者虐待・消費者被害等、高齢者の権利侵害事例は引き続き発生しています。

また、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、認知症等により判断能力が低下した者に対する、意思決定支援及び身上保護を行う成年後見制度の利用促進を行う仕組みづくりが市に求められています。

地域包括支援センター、成年後見支援センターによる相談体制を整えるとともに、関係機関との連携により権利擁護事業を推進していきます。

施策の方針

○権利擁護事業の推進

市役所、各地域自治センター、各地域包括支援センターに相談窓口を設置、相談体制を強化するとともに、警察、医療機関、成年後見支援センター等関係機関と連携し、問題解決に取り組みます。

○成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要としているかたが適切に制度を使えるよう、対象者の早期発見、相談体制の充実、低所得者に対する申立費用等の助成、申立てを行う親族がいない場合には市長申立を行います。

また、成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、中核機関及び地域連携ネットワーク協議会を設置し、権利擁護の地域連携ネットワークづくりを推進します。

○高齢者虐待の防止

高齢者への虐待や消費者被害等を未然に防ぐため関係機関と連携し、高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、虐待が起きてからも早期に発見し対応できるよう関係機関との連携・協力や仕組みづくりに取り組み、継続的に高齢者や養護者の支援をします。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
相談体制の強化	市や地域包括支援センターの高齢者虐待相談窓口を周知するとともに、権利擁護の身近な相談窓口となり、関係職種や関係機関との連携を図ります。また研修受講を通じ、能力向上に努めます。
成年後見支援センター運営	当市と近隣市町村の委託により、（社福）上田市社会福祉協議会が運営する成年後見支援センターが、専門職と連携しながら、制度の普及啓発、日常相談、専門相談等を行います。
権利擁護事業を推進する中核機関の設置	中核機関を設置し、広報、相談対応、制度の利用促進に資する事業、後見人への支援事業に取り組みます。

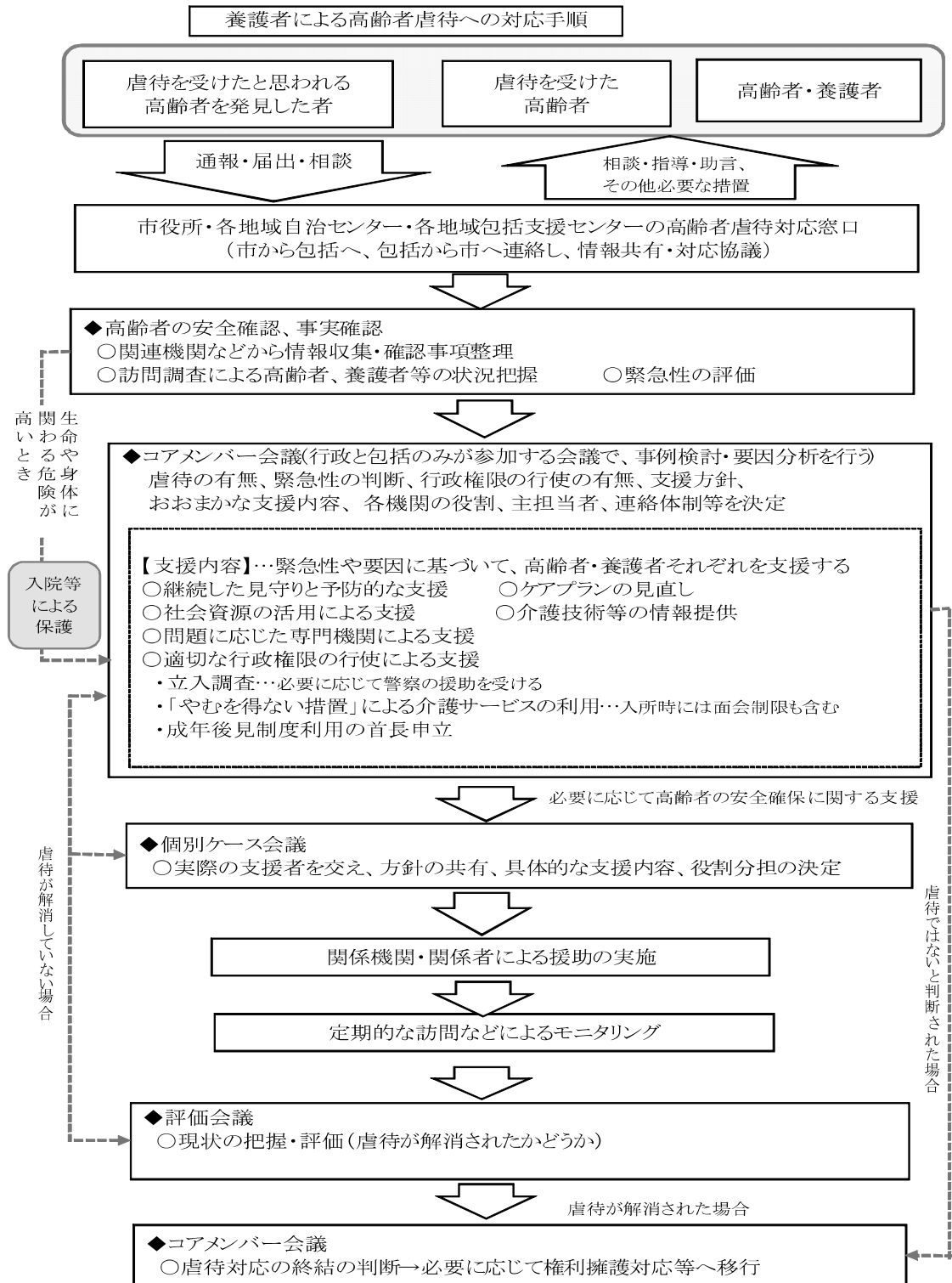
項 目	施 策 の 内 容
権利擁護の推進に資する地域連携ネットワークの構築	協議会を立ち上げ、権利擁護地域連携ネットワーク構築に向け、関係機関で協議を進めます。
高齢者虐待の防止	・高齢者への虐待や消費者被害等を未然に防ぐため、警察、地域包括支援センター、成年後見支援センター等関係機関との連携を強化し啓発を推進します。 ・介護施設従事者等による虐待防止のため、研修会等を開催するとともに、介護施設従事者等に対する権利擁護の意識啓発を図ります。
市民向け講演会の開催	高齢者虐待、成年後見制度をテーマにした研修会を開催し、市民への普及を図ります。

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
成年後見制度による成年後見申立て支援者数 (累計)	人	40	60

高齢者虐待の基本的な対応について

高齢者虐待ケースの相談や通報を受けてからの対応の流れは次のようになります。



第6節 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの体制整備と高齢者に対する支援の充実を同時に進めることができる方法の一つです。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のあるその人らしい生活を継続することができるよう地域ケア会議の取組を推進していきます。

施策の方針

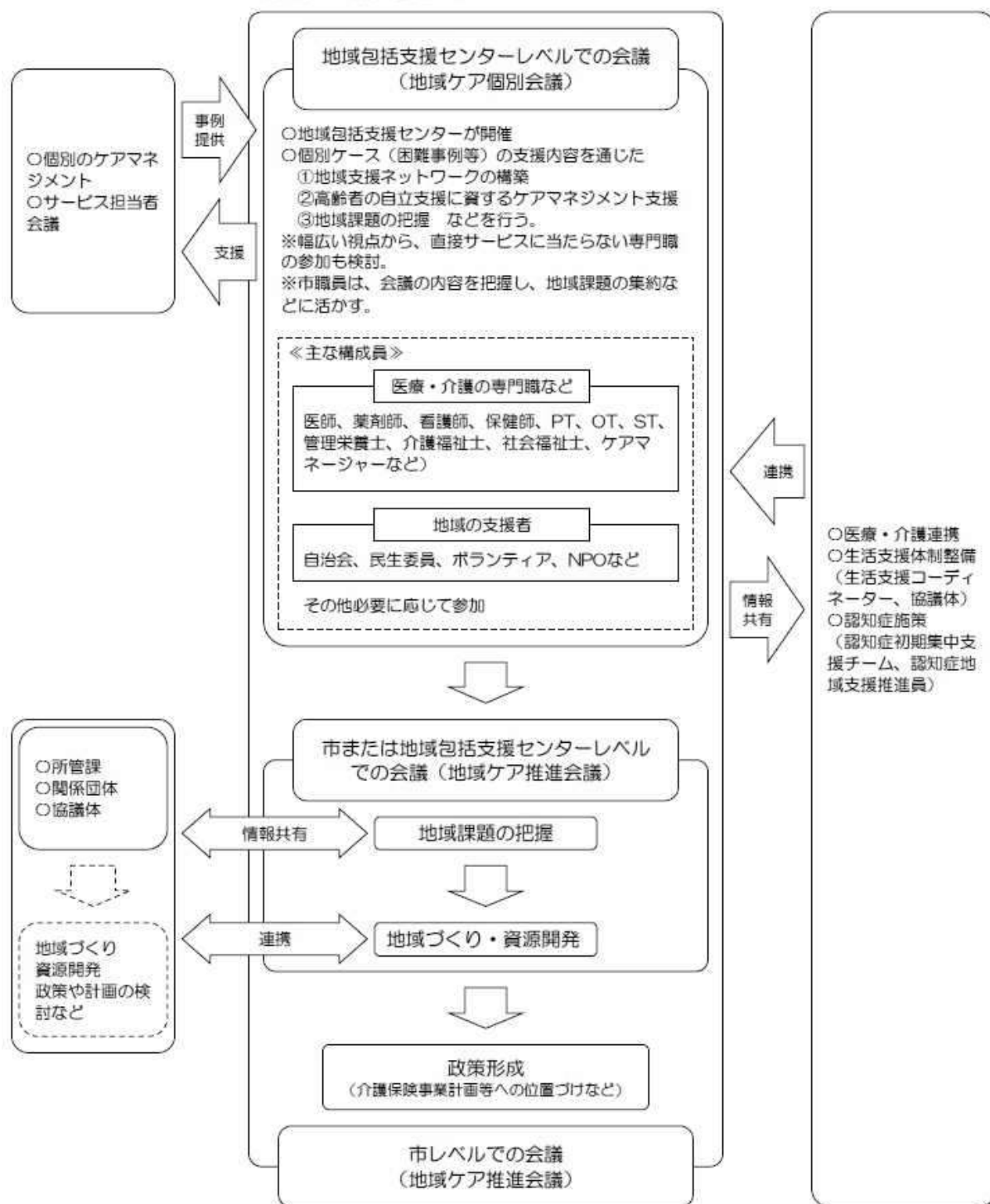
○地域ケア会議は、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題を発見する機能があり、これらを有機的に結びつけるよう、それぞれの地域の実情に応じた地域ケア個別会議を支援します。

○地域づくりに必要となる地域資源の開発や地域課題の解決に向け、必要な人材を育成し、新たな仕組みづくりに向けた政策形成のため地域ケア推進会議を推進していきます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
地域ケア個別会議の支援	地域住民や多種多様な職種・機関で幅広い視点から検討することにより各地域での個別な課題を解決するため地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議を支援します。 また、個別事例の積み重ね等により、個別事例の課題分析や地域に共通した課題の把握を行います。
地域ケア推進会議の開催	地域に必要な資源の開発や地域の抱える課題を解決するため、利用可能な地域資源などを検討して政策的形成機能を果たす地域ケア推進会議を、市や地域包括支援センターが開催します。 課題に応じて既存の会議・協議体等を活用し、所管課・関係団体と共有・連携しながら政策形成につながるよう努めます。

地域ケア会議の推進モデル



実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
地域ケア個別会議	回	15	50
地域ケア推進会議 (地域包括支援センター開催分)	回	3	10

第7節 日常生活を支援する体制の整備

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など支援を必要とする高齢者の増加に伴い、見守り・安否確認、外出支援、家事支援など生活支援の必要性が高まっています。

また、社会参加意欲がある団塊の世代が高齢化し、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待されています。

多様な活動やサービスの充実のため、意欲のある住民、地域の団体、企業、専門職等の多様な主体が協働して推進します。

施策の方針

○高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住民主体の活動をはじめとした多様な資源の充実に向けた地域づくりを支援します。

○多様な活動やサービスの充実を図るため、意欲のある住民、地域の団体、企業、専門職等の多様な主体を中心に協議体を組織し、地域の特性に応じた支援を進めていきます。

○各地域の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の課題の把握・資源の開発を進め、住民主体のサービスを支援します。

施策の内容

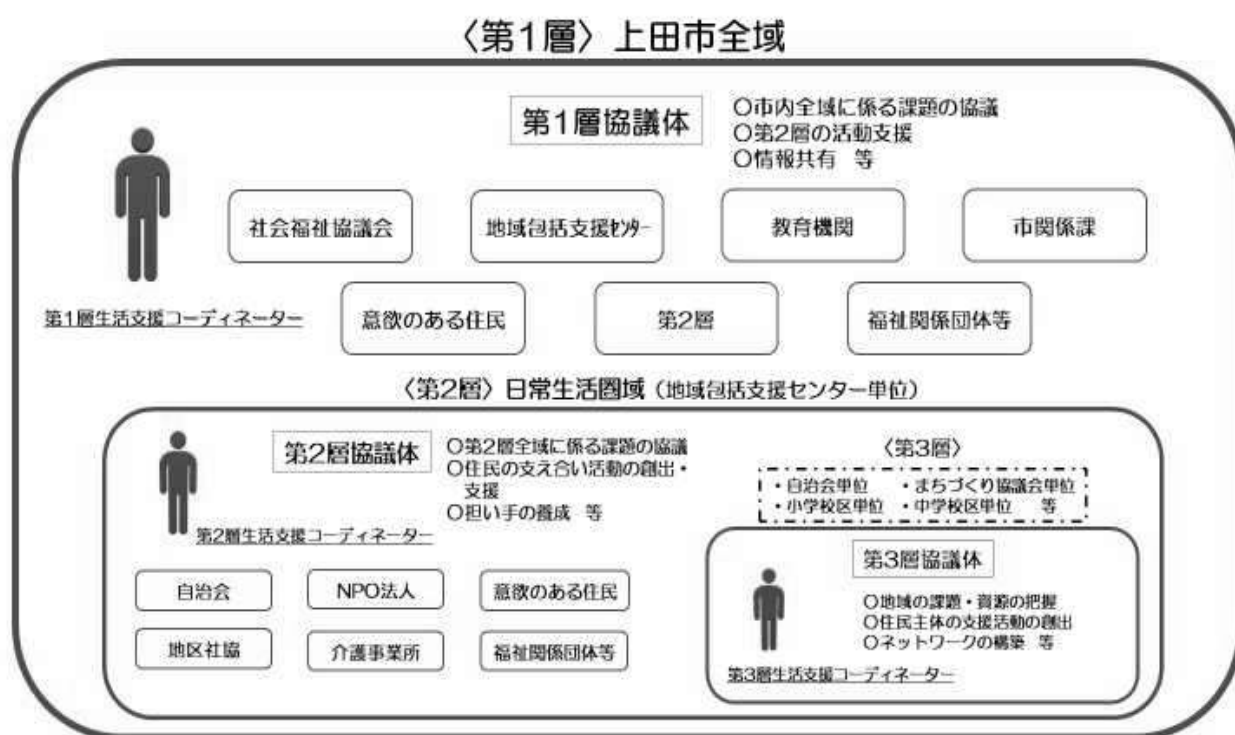
項 目	施 策 の 内 容
協議体	生活支援コーディネーターと、地域の多様な活動主体との情報共有・連携強化に向けた取組を推進するとともに、地域の特性に応じた住民の支え合い活動を推進します。
生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）	地域における次の取組を推進します。 ①地域課題・資源の把握 ②地域住民のニーズに合わせた新しい福祉サービスの開発と担い手の養成 ③関係者のネットワークの構築 ④支援のニーズと取組のマッチング ⑤協議体の運営

生活支援体制整備事業について

地域で高齢者が安心して暮らしていけるよう、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が地域課題を把握し、高齢者のニーズと取組のマッチングを進めながら、多様な主体による協議体（支え合い会議）が、地域の特性に応じた住民の支え合い活動を推進する事業です。

多様な主体による取組を進めるため、市、生活支援コーディネーター、協議体、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の地域づくりの推進役となるメンバーが、関係主体に対して働きかけや支援を行っています。

＜コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ図＞



実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
訪問型サービスB （住民主体の生活支援サービス）	か所	0	2
通所型サービスB （住民主体の通所サービス）	か所	2	6
訪問型サービスD （住民主体の移動支援サービス）	か所	0	2

第8節 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムを推進していく上で、「医療」「介護」「予防」「生活支援」とともに高齢者の「住まい」が基本となります。

少子高齢化の進展、人口減少時代の到来等による社会状況の変化に伴い、市民の住宅に対するニーズは多様化するとともに、量的整備から質の向上へと変化してきています。

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、それぞれの生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、必要に応じて既存の居住環境の改善等を図る必要があります。

高齢者等実態調査の結果では、本市における現在の住まいの種別として、「持ち家（一戸建て、集合住宅）」の比率が約90%と極めて高い状況にあります。しかしながら、今後、ひとり暮らし高齢者の増加（特に要介護・要支援認定者）や生活困窮者、社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者に対応していくためには、「住まい」の確保と生活の一体的な支援の取組を推進していくことが重要となってきます。

施策の方針

- サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等の整備、普及に伴い、監督機関である県とも協力しながら、適正な運営や提供されるサービスの質の向上に向けた取組を行います。
- 生活困窮者等生活課題を抱えている高齢者に対応できるよう、養護老人ホーム等の住まいの確保と生活の一体的な支援のための相談体制を継続します。
- 住宅改修等による居住環境の改善の推進や日常的な相談、見守り等により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を整備します。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
庁内関係課による協議	住まいに関する施策との連携を図るため、公営住宅担当課等、庁内関係課と協議・調整を図ります。
サービス付き高齢者向け住宅等の整備	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備の際には、市の意見書を県に提出し、高齢者の住まいに対するニーズや住環境施策に合った整備を進めるとともに、施設に関する情報を、医療・介護関係者、市民に提供します。
既存住宅の改修	介護保険による住宅改修、補助事業である「要援護高齢者等住宅整備事業補助金」を活用し、要介護・要支援状態となった場合でも、在宅生活が継続できるよう支援を行います。

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度予定数
住宅型有料老人ホーム	床	106	156
サービス付き高齢者向け住宅 (特定施設含む)	戸	269	269

高齢者向け住まいの概要



第9節 災害と感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護保険事業所等と連携して防災や感染症対策に取り組むことが重要となっています。

新型コロナウイルス感染症に関しては、高齢者や基礎疾患のあるかたが感染した場合、重症化のリスクが高くなることが報告されており、また、災害に関しては、全国的に高齢者施設等へ甚大な被害が及んでいる現状から、それらの対策を図っていくことが求められています。

新型コロナウイルス感染症に対する取組としては、上田市内も含め県内でも、感染者の発生状況が令和2年10月1日現在、累計で300人を超えており、介護保険事業者に対して、県と連携を図りながら、マスクやフェイスシールド、防護用ガウン等の提供を行うとともに、今後の流行等に備えてマスクの備蓄を行いました。

居宅要介護認定者に対しては、感染予防に係る支援金の支給のほか、新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬特例措置による自己負担増への支援を行うとともに、介護予防活動に対しても支援に係る取組を実施しています。

今後も、これまでの災害や感染症に対する対策や支援に係る取組状況等を検証しつつ、引き続き災害と感染症対策のための体制整備を図っていきます。

【福祉施設等の避難計画】

計 画	非常災害対策計画	避難確保計画
根 拠 法令等	○厚生省令又は厚生労働省令 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び 運営に関する基準 等)	○水防法 ○土砂災害防止法 ○津波防災地域づくり法
対 象	介護保険施設等	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設
義 務	非常災害対策計画の作成 避難訓練の実施	避難確保計画の作成及び市町村への提出 避難訓練の実施
計画に 定める べき 項 目	- 施設等の立地条件 - 災害に関する情報の入手方法 - 災害時の連絡先及び通信手段の確認 - 避難を開始する時期、判断基準 - 避難場所 ・ 避難経路 ・ 避難方法 - 災害時の人員体制、指揮系統 - 関係機関との連絡体制	- 計画の目的 ・ 計画の適用範囲 - 防災体制 ・ 情報収集及び伝達 - 避難の誘導 - 避難確保を図るための施設の整備 - 防災教育及び訓練の実施 - 自衛水防組織の業務

※「計画に定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画のみに記載が求められるものであるため、非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

施策の方針

- 防災や感染症対策に係る情報の速やかな提供等による周知・啓発を行い、情報の共有化を図ります。
- 関係機関と連携して、災害時や感染症発生時に備えた、物資の備蓄等の支援体制を整備します。
- 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、民生委員等と協力・連携して、災害時における高齢者等への支援を行います。
- 介護保険事業所等に対して、災害に備えるための非常災害対策計画の策定を促すとともに、事前の準備体制の整備を推進します。また、水害・土砂災害を含む非常災害時の避難確保計画の策定や避難訓練の実施等に関して指導・助言を行うとともに、災害発生の際には、避難情報等を提供し、事業所の対応を支援します。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
非常災害時の事業所への支援	非常災害対策計画や洪水及び土砂災害のリスクが高い地域にある事業所に対する避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する指導・助言を行います。 災害が発生する恐れがあり、市から避難に関する情報が発表された場合等緊急時には、非常災害メールや一斉FAX等の発信により随時各施設に情報提供を行い、状況を共有します。
感染症に対する備え及び支援	県や関係機関と連携し、感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制を整備するとともに、感染症発生時のサービスの継続等に対する支援・応援体制を構築します。

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
介護サービス事業所における避難確保計画の提出割合	%	約25	全施設からの提出

第2章 高齢者福祉事業

- 第1節 高齢者福祉の概要
- 第2節 生きがいつくり・社会参加の推進
- 第3節 高齢者支援・介護者支援の推進

第1節 高齢者福祉の概要

高齢者の生きがいづくり活動を支援することにより、明るい地域づくりを進めるとともに、高齢者一人ひとりの心身の状態や生活に対応した多様なサービスを提供することにより、高齢者の自立を促し、住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができるよう支えています。

現状と課題

- 1 高齢化が急速に進展する中で、上田市においては、後期高齢者が半数を超え、今後も増加する見込みであり、高齢者がいつまでも元気で、生きがいを持って暮らすことができるような支援が必要となります。
- 2 高齢者が暮らしやすい地域づくりを進めることが求められる中で、高齢者がその知識や経験を生かし、地域づくりの主役となることで、高齢者が生きがいや役割を見出すことができるような支援が必要となります。
- 3 高齢者が充実した豊かな生活を送ることができるよう、共に学び、交流する活動に自主的に取り組むことができるような支援が必要となります。
- 4 高齢化とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらに、要介護認定者の増加が予想されています。住み慣れた地域で安全で安心して、自立した生活ができるような支援が必要となります。

第7期計画の達成状況

【生きがいづくり・社会参加の推進】

●地域活動への支援

- ・老人クラブに対して、各事業を実施していますが、クラブ数及び会員数の減少が続いており、活性化が図れたとは言えない状況です。

●生涯学習、生涯スポーツの推進

- ・高齢者学園、生きがいと健康づくり事業、ファミリースポーツ大会を通じて、高齢者の学習意欲に応えるとともに、健康づくり、仲間づくりを支援しました。

●就業機会の確保

- ・シルバー人材センターの安定的な運営や就業機会の確保のために、運営費や事業費への補助を行いました。

●活動拠点の運営、整備

- ・高齢者（老人）福祉センター等各施設を運営するとともに、必要な修繕を行いました。

【高齢者支援・介護者支援の推進】

●生活支援事業の推進

- ・介護保険を利用していないかたや高齢者のみで暮らしているかた等への支援事業を引き続き実施、推進しました。
- ・総合事業の開始により、生活支援型ホームヘルプサービスは縮小し、令和元年度で終了しました。生きがい対応型デイサービスは縮小し、令和2年度で終了する見込みです。
- ・高齢者等見守りネットワーク会議を設立し、高齢者の異変に気付いた場合に、通報を行う体制を整えました。
- ・住民主体の移動支援サービス「訪問型サービスD事業」の推進に向け、地域包括支援センターと連携を図り、担い手の養成を進めています。

●介護保険サービス以外の施設サービス

- ・養護老人ホーム、高齢者生活支援ハウス等の施設サービスを実施しました。

●介護者支援事業の充実

- ・家庭介護者慰労金給付事業や紙おむつ等購入費助成事業等の介護者支援事業を推進しました。
- ・相談窓口を市高齢者介護課、各地域自治センター高齢者支援担当、各地域包括支援センターに設置し、相談体制を整備し、介護者の会「なのはな」等を実施しました。

施策の体系

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく暮らすことができるよう高齢者福祉サービスの観点から実施します。

- 1 生きがい施策事業として、地域活動、豊かな生活づくり、就業への支援を行うことにより、生きがいや健康づくりとともに明るい地域づくりを推進します。

第2章 第2節 生きがいづくり・社会参加の推進

- 2 介護予防及び生活支援策の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活が継続できるよう、一人ひとりの状態に合った支援を推進します。

また、在宅の介護者の身体的、精神的、経済的な負担を軽減するため、介護者支援事業を推進します。

第2章 第3節 高齢者支援・介護者支援の推進

第2節 生きがいづくり・社会参加の推進

老人クラブ活動等の地域活動、生涯学習やスポーツ交流等の生活を豊かにする活動、シルバー人材センターを通じた就業機会の確保、高齢者の活動拠点の運営、整備を推進することにより、高齢者の社会参加や生きがいづくり、健康づくりとともに、明るい地域づくりを推進します。

1 地域活動への支援

施策の方針

○高齢化の進展により、元気な高齢者が地域社会の担い手となっていくことが期待されていますが、これまで地域の担い手として重要な役割を果たしてきた老人クラブは、クラブ数及び会員数の減少が続いており、その活力が低下しています。老人クラブ活動の活性化を図るとともに、地域の多様なニーズに応えることができるよう、多様な地域活動団体の育成を進めます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
単位老人クラブ助成事業	老人クラブの活性化を目的として、クラブの会員数に応じて事業活動への助成を推進します。
老人クラブ活動促進事業	・老人クラブ連合会が行うサロン活動等の支え合い事業や健康ウォーキング等の健康づくり事業への助成を推進します。 ・活性化のための広報活動、交流を目的としたスポーツ大会等の事業活動への助成を推進します。
高齢者地域サロン事業設立資金 助成事業補助金	各論 第3章第3節（89頁）参照

2 生涯学習、生涯スポーツの推進

施策の方針

○高齢者が、自己の向上や仲間づくり、世代間交流を図り、豊かで充実した生活を送ることができるよう、生涯学習活動や生涯スポーツ活動を支援します。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
高齢者学園	高齢者が共に学び、自己を深め、充実した生活を送るための学園を開設し、1～3年生までの学年ごとに学習計画を立て、月に1～2回程度開講します（講義、クラブ活動）。その他、交流会、クラブ発表会等を開催します。
生きがいと健康づくり事業	生きがいと健康づくりのため、パソコン等の技能の習得や健康づくり教室等を開催します。
ファミリースポーツ大会	3世代が一堂に会するスポーツ大会を開催し、技能の発揮とともに、世代間交流を図ります。

3 就業機会の確保

施策の方針

○高齢者の知識や経験を生かし、高齢者が社会に欠かせない一員として生きがいを持って活躍することができるよう、また、その意欲や能力に応じて多様な就業機会を設けるため、シルバー人材センターの運営を支援します。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
シルバー人材センター運営支援	運営費や事業費への補助を行う等、シルバー人材センターの安定的な運営や就業機会の確保を支援します。

4 活動拠点の運営、整備

施策の方針

○高齢者の生きがいや健康づくり、交流促進を図るための施設を運営するとともに、施設整備の検討を進めます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
高齢者（老人）福祉センターの運営及び整備	高齢者が自主的に生きがいづくりや健康づくり、仲間づくりに取り組む活動の場を提供し、活動の促進を図ります。 老朽化に対応するため必要な修繕・改修を進めるとともに、「上田市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、既存の公共施設の統廃合や集約化も視野に入れ検討を行います。

項 目	施 策 の 内 容
シルバーワークプラザ の整備	就業情報の提供や相談、作業、技能の向上や取得研修、交流等の活動の拠点となる施設の整備の検討を進めます。
高齢者ふれあいサロンの運営	高齢者の介護予防や生きがいづくり、健康づくりの拠点として、自発的な活動の場を提供します。

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
単位老人クラブ数	クラブ	89	89
老人クラブ会員数	人	4,837	4,800
高齢者地域サロン数	か所	43	75
上田市高齢者福祉センター利用者数	人	80,000	84,000
丸子老人福祉センター利用者数	人	11,500	23,000
真田老人福祉センター利用者数	人	3,400	11,000
シルバー人材センター会員登録数	人	2,000	2,100

第3節 高齢者支援・介護者支援の推進

1 生活支援事業の推進

施策の方針

○高齢者が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らしていくことができるよう、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、できるだけ自立して暮らしていくために、一人ひとりに合った支援を推進していきます。

○高齢化の進展や介護保険制度の改正等に合わせ、より効果的な事業となるよう必要に応じて事業の見直しを行っていきます。

○民間事業者、自治会、民生委員、老人クラブ等と協力し、高齢者を見守る体制づくりに努めます。

○高齢者の移動手段の確保や買い物支援について関係部局や関係機関と連携し取り組みます。

施策の内容

項 目		施 策 の 内 容
高齢者のみで暮らしているかたへの支援	介護保険を利用していないかたのための介護予防	生活管理指導短期宿泊 (ショートステイ)
	配食サービス	養護老人ホームへの短期入所により、生活習慣の指導等介護予防のための支援を行います。
	緊急通報システム管理 運営事業	近隣に扶養義務者が居住していない食の確保が困難なかたに対して、配食と併せて安否確認を行います。
	軽度生活援助	急病や事故等の緊急時に対応する緊急通報システムを設置、運営し、24時間体制で見守りを行います。
	日常生活用具給付	除雪や草取り等の軽易な日常生活の仕事ができないかたを支援します。
	布団丸洗い乾燥事業	ひとり暮らし高齢者等が安全に生活できるよう、火災警報器、自動消火器及び電磁調理器を給付します。
	高齢者世帯・おひとり暮らし台帳	清潔な生活環境づくりのため、寝具類の衛生管理が困難なかたを支援します。
見守りネットワーク会議		高齢者世帯・おひとり暮らし台帳 民生児童委員の協力により台帳整備を行い、災害や急病等の緊急時の対応、健康や生活の相談等に活用します。
見守りネットワーク会議		民間事業者・関係機関の協力により、高齢者の異変を察知した場合に通報を行う体制づくりを行います。

項 目		施 策 の 内 容
介護保険を利用して いるかたへの支援	高齢者等外出支援サービス	重度の要介護者の自宅から医療機関等への送迎を支援します。
	訪問理美容サービス	重度の要介護者で外出することが困難なかたに、訪問理美容サービスの出張料を助成します。
	要援護高齢者等住宅整備事業	自宅で安全に自立して生活ができるように、住宅改修にかかる費用の補助を行います。
要援護高齢者 に対する支援	災害時の支援	希望者について、要援護高齢者に対する災害時の支援については、個人情報保護に留意しながら市の対策本部など関連部局、民生児童委員、自主防災組織、消防団等にあらかじめ情報提供し、避難支援等を円滑に行います。
高齢者の移動手段の確保及び 買い物の支援について		地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者の移動手段の確保や買い物支援について関係部局や関係機関と連携して取り組みます。

2 介護保険サービス以外の施設サービス

施 策 の 方 針

〇多様な施設サービスにより、高齢者が安心して、自立した生活ができるよう支援します。

施 策 の 内 容

項 目	施 策 の 内 容
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者を入所措置により養護します。
高齢者生活支援ハウス	別所温泉長寿園内に設置し、家族の支援を受けることが困難なかたで居宅での生活に不安があるかたに住居を提供するとともに、各種相談、助言や緊急時の対応を行う生活援助員を配置し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。
高齢者住宅等安心確保事業 (シルバーハウジング)	県営住宅別所団地を利用し、健康な状態だが身体機能の低下が認められる、又は独立しての生活に不安がある高齢者に対し、安否確認や緊急時の対応を行う生活援助員を配置し、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。
独居高齢者用集合住宅	経済的事情や住宅環境等により、自宅において一人で自立した生活が困難な独居高齢者のために、住宅を提供し、安否確認や健康確認を行い、自立した生活が送れるように支援します。

3 介護者支援事業の充実

施策の方針

- 在宅の介護者の身体的、精神的かつ経済的な負担を軽減するため、介護者支援事業を推進します。
- 介護を原因とした介護者の意に反する離職を防ぐため、相談体制を整えるとともに、介護保険制度や高齢者福祉制度の市民への普及に努めます。
- 介護者が必要とする支援となるよう、必要に応じて事業の見直しを行っていきます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
家庭介護者慰労金支給事業	在宅で要介護3・4・5と認定されたかたを介護しているかたの労をねぎらうため、介護慰労金を支給します。
紙おむつ等購入費助成事業	在宅で要介護4・5と認定されたかたを介護しているかたに、紙おむつ等にかかる購入費用を助成します。
徘徊高齢者位置情報システム利用料補助等	認知症で徘徊のある高齢者が、全地球測位システム（GPS）を利用した機器を携帯することにより、早期発見・保護することができるシステムの利用にかかる費用を補助します。その他、ICTを活用した徘徊時早期発見の取組に対する支援を行います。
介護者のつどい	介護教室や講演会、介護者同士の交流等、情報交換やリフレッシュの場として開催します。
健康・介護だより	介護や健康管理等に係る様々な情報を提供します。
認知症相談	認知症のかたを介護している介護者の個別相談を行います。
やすらぎ支援員派遣事業の実施	認知症のかたを介護している家族が日常生活を営む上で必要な時間帯及び介護者等が外出することが必要な時間帯に、やすらぎ支援員が対象者の居宅を訪問し、介護者に代わって見守りや話し相手を行い、家族介護を支援します。
おむつ代に係る医療費控除関係書類交付	おむつ代に係る医療費控除が2年目以降の場合に医療費控除の証明書を発行します。
障害者控除対象者認定書交付	障害者手帳がなくても、要介護認定情報に基づき認定証を発行します。

実施見込み及び目標

(1) 生活支援事業

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
配食サービス	食	80,000	85,000
緊急通報システム管理運営事業	台	1,100	1,300
軽度生活援助	人	40	55
日常生活用具給付	人	3	5
布団丸洗い乾燥事業	人	20	30
高齢者等外出支援サービス	回	230	280
訪問理美容サービス	人	20	25
要援護高齢者等住宅整備事業	件	7	13
見守りネットワーク会議	団体	50	55

(2) 介護者支援事業の充実

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
徘徊高齢者位置情報システム利用料補助	人	3	6
介護者のつどい（年間開催数）	回	1	3
健康・介護だより（年間発行回数）	回	1	1

第3章 地域支援事業

- 第1節 地域支援事業の概要
- 第2節 サービス事業量及び費用の見込み
- 第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 第4節 包括的支援事業の推進
- 第5節 任意事業の推進

第1節 地域支援事業の概要

地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を行います。

現状と課題

- 1 要支援認定者数は要介護認定者数とともに、毎年増加傾向が続いています。保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組が必要となっています。
- 2 健康寿命の延伸を図り、要介護の状態にならないで自立した生活を継続するために、介護予防は一層重要性を増しています。全国一律のサービスから住民等が参画する多様なサービスを総合的に提供できる仕組みが必要となっています。
- 3 高齢者が、心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な支援を進めていくことが求められています。
- 4 地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の実情に応じた必要な支援を行う必要があります。

第7期計画の達成状況

【介護予防・日常生活支援総合事業の推進】

- 平成29年4月から訪問型サービスA、通所型サービスAを実施しています。
- 平成31年4月から住民主体のサービスである訪問型サービスB、通所型サービスBを、さらに令和2年4月に移動支援に特化した訪問型サービスD事業実施要綱を策定、担い手の養成を進めています。
- 地域リハビリテーション活動支援事業を推進しました。
- 令和2年度から、保健事業と介護予防の一体化事業を推進し、フレイル予防を図るとともに、フレイル状態の早期発見に向けた取組を開始しました。

【包括的支援事業の推進】

- 包括的支援事業が円滑に提供できるよう、すべての地域包括支援センターに3職種の専門職を配置しており、また各地区担当職員による総合的なバックアップ体制を構築しています。
- 地域包括支援センターに対して、全国で統一して用いる評価指標、市による評価、自己評価をもとに、実地調査、職員への聞き取り等を行い、職員配置の見直しや資質向上のための研修会の企画等を行っています。

【任意事業の推進】

- ケアプラン点検、住宅改修のモニタリング点検、医療情報との突合、介護給付費通知等、介護給付適正化事業に取り組みました。
- 紙おむつ等購入費助成事業、配食サービス事業、高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング）等を実施しました。

施策の体系

- 1 自立支援・重度化防止に向けて、地域支援事業費の費用見込みを立て、保険者機能を発揮します。

第3章 第2節 サービス事業量及び費用の見込み

- 2 健康寿命を延ばし自立した生活が継続できるよう、効果的な介護予防を推進するとともに、要支援等の高齢者が住み慣れた地域で生活が続けることができるよう生活支援サービスの開発に取り組みます。

第3章 第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

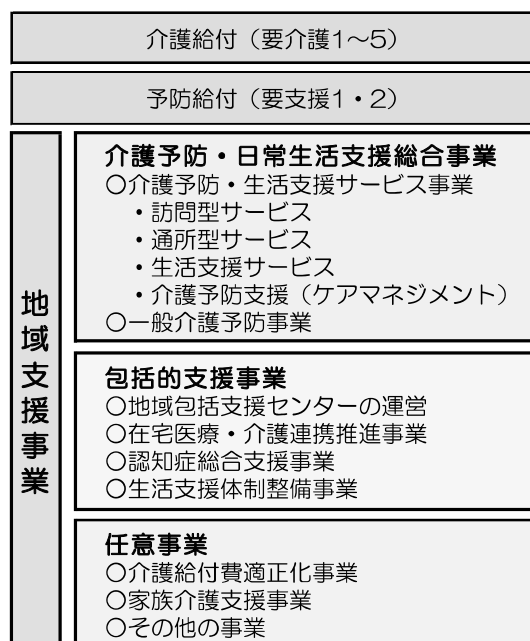
- 3 住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるよう、地域包括支援センターを中核として、地域の様々な職種の専門職、住民と連携を図りながら、地域包括ケアを充実するための事業を推進します。

第3章 第4節 包括的支援事業の推進

- 4 高齢者が自立した生活を送ることができるように、地域全体で生活を支える総合的なサービスの充実を図ります。また介護保険の適正かつ安定的な運営の確保を図ります。

第3章 第5節 任意事業の推進

地域支援事業の全体像



第2節 サービス事業量及び費用の見込み

第8期における地域支援事業費用の見込み

(単位：千円)

	項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	介護予防・日常生活支援 総合事業	587,260 千円	601,940 千円	618,120 千円
②	包括的支援事業（地域包括 支援センターの運営） 及び任意事業	236,000 千円	238,000 千円	240,000 千円
③	包括的支援事業 （社会保障充実分）	44,300 千円	46,300 千円	55,300 千円
④	地域支援事業合計	867,560 千円	886,240 千円	913,420 千円

※事業費は、平成29年度からの事業量の推移を基に算出しています。

第3節 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。

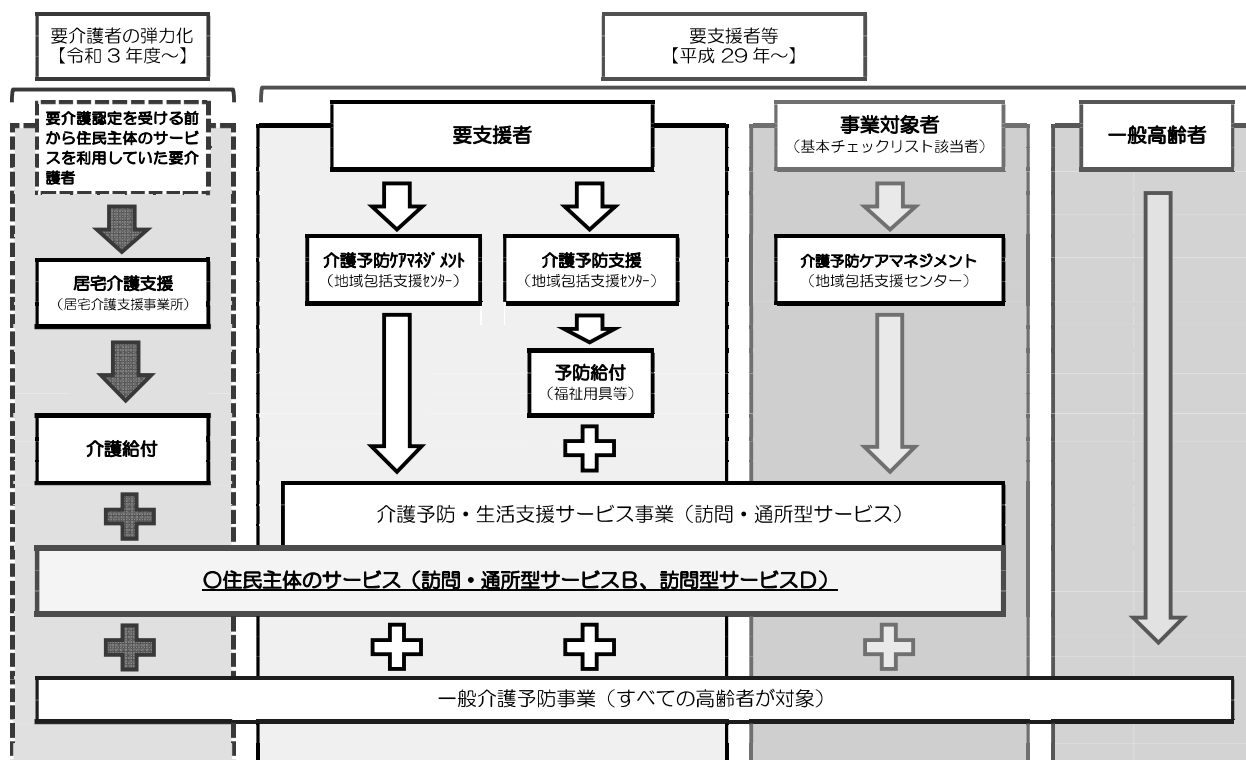
今後、高齢者、特にひとり暮らし高齢者、認知症高齢者の増加により、多様な生活支援ニーズの発生が見込まれることや、高齢者がいつまでも元気で、生きがいを持って生活できるよう介護予防事業の推進を図る必要から、介護予防・日常生活支援総合事業が平成29年度から開始されました。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの充実と多様化を引き続き進めていきます。

また、これまで、総合事業の対象者は要支援者等に限定されていたため、要介護認定を受けると、それまで受けていた住民主体のサービスを利用できませんでした。

このため、要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から住民主体のサービスを利用していたかたについては、地域とのつながりを可能とする観点から、本人の希望を踏まえた上で個々のケアマネジメントに基づき、引き続き住民主体のサービスを利用できるよう弾力的な運用を行います。

介護予防・日常生活支援総合事業



施策の方針

- 訪問・通所型サービスに住民主体のサービスを加え、多様なサービスの提供を推進します。
- 住民主体のサービスへの支援を進め、サービスの担い手を養成・充実するとともに、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくりを目指します。
- 要介護認定を受ける前から住民主体のサービスを利用していたかたについては、本人の希望とケアマネジメントに基づいた上で、引き続き住民主体のサービスを利用できるよう弾力的な運用を行います。
- 地域住民が主体となって取り組む介護予防活動を推進します。

1 介護予防・生活支援サービス事業

施策の内容

介護予防・生活支援サービス事業の類型

項 目	施 策 の 内 容
訪問型サービス (第1号訪問事業)	訪問介護相当サービス
	訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
	訪問型サービスB(住民主体によるサービス)
	訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
	訪問型サービスD(住民主体の移動支援サービス)
通所型サービス (第1号通所事業)	通所介護相当サービス
	通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
	通所型サービスB(住民主体によるサービス)
その他の生活支援サービス (第1号生活支援サービス)	ボランティア等が行う見守り
	訪問・通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援 (訪問・通所型サービスの一体的提供等)
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	介護予防ケアマネジメント

2 一般介護予防事業

施策の内容

一般介護予防事業

項 目	施 策 の 内 容
地域リハビリテーション活動支援事業	住民主体の介護予防活動を推進するため、リハビリ専門職等の派遣を行います。
介護予防体操	4地域で高齢者の誰もが参加できる、介護予防のための体操教室を開催します。
介護予防パンフレット	介護予防の普及啓発を目的として、介護予防に関する情報を掲載したパンフレットを作成します。
介護予防サポーター養成講座	住民が主体となって地域づくりや介護予防事業の普及啓発等に協力する支援者になることを目的として介護予防サポーターを養成します。
サロン事業設立資金助成事業補助金	住民が主体となって地域における交流の場を提供し、高齢者の閉じこもり防止、社会参加を促進します。

実施見込み及び目標

項 目	単位	令和2年度末見込	令和5年度目標
地域リハビリテーション活動支援事業	か所	154	165
介護予防体操	回	60	108
介護予防サポーター	人	59	65
サロン事業設立資金助成事業補助金	か所	43	75

第4節 包括的支援事業の推進

包括的支援事業

高齢者ができる限り自宅や住み慣れた地域で過ごす支援を提供するため、保健、医療及び福祉に関するサービスを総合的に提供する地域包括ケアを充実させる視点から、包括的支援事業として次の事業を行います。

- ①予防給付や介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント事業
 - ②地域におけるネットワークの構築、総合相談支援を行う総合相談支援事業
 - ③高齢者虐待の防止、成年後見制度の普及等を図る権利擁護事業
 - ④地域における支援体制の構築、困難事例等への指導・助言を行う包括的・継続的マネジメント事業
 - ⑤医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを目指すため、在宅医療・介護連携推進事業の実施
- これらの事業は、地域包括支援センターが中心となって実施します。

認知症施策の推進を図るため、次の事業を行います。

- ⑥認知症初期集中支援推進事業
- ⑦認知症地域支援推進員設置事業
- ⑧認知症ケア向上推進事業

施策の方針

○地域包括支援センターの適切な運営

市内10か所の地域包括支援センターが、地域において総合的な支援を行います。

○地域包括支援センターの体制強化

地域包括ケアシステム構築に向け基幹的な役割を担うため、業務量及び役割に応じた職員配置の見直しや、資質向上を図ります。

※「在宅医療・介護連携推進事業」：各論 第1章第3節、「認知症施策の推進事業」：各論 第1章第4節、「権利擁護事業」：各論 第1章第5節を参照

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
地域包括支援センターの適切な運営と質の向上	地域包括支援センターの現状と課題を把握し、高齢化の進展、業務量・内容に応じた人員配置、センター相互間・市との連携強化、事業評価に基づくPDCA サイクルの活用などによる事業の質の向上を図ります。
職員の資質向上	職員の資質向上を図るため定期的な研修会を開催します。また、ケース会議を通じ、自立支援につながる適切なプラン策定を習得します。
地域ケア会議の開催	各論 第1章第6節（64 頁）参照
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの公正・中立性を確保するため、上田市介護保険運営協議会委員が、地域包括支援センター運営協議会委員を兼ね、地域包括支援センターの各業務を評価します。

地域包括支援センター

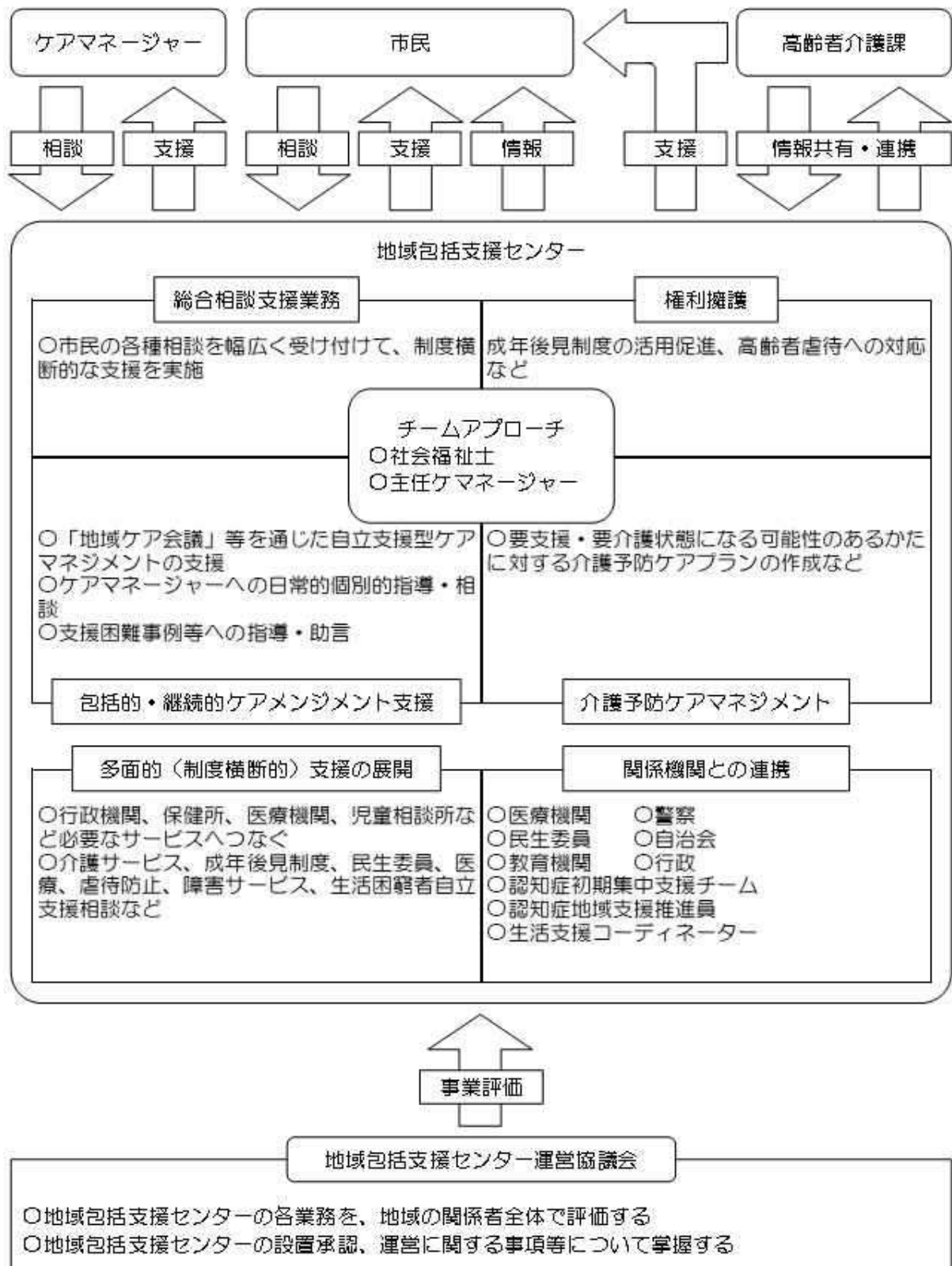
目安として、国では人口2～3万人に1か所の地域包括支援センター設置を勧めています。上田市では約16万人の人口に対して10か所の設置を行っており、生活圏域での包括的な介護予防システムの構築が可能となっています。

セクター名	中央	西部	城下	神川	神科
委託先	(医) 健静会	※選定中	(医) 丸山会	(社福) 上田市社会 福祉協議会	(医) 慈修会
セクター名	塩田	川西	丸子	真田	武石
委託先	(医) 共和会	(社福) 上田 しのみ会	(社福) 上田市社会 福祉協議会	(社福) 上田市社会 福祉協議会	(社福) 上田市社会 福祉協議会

地域包括支援センターの役割と内容

「地域包括支援センター」は、介護保険の「予防給付」のマネジメント（介護予防支援）と地域支援事業の「包括的支援事業」を、継続的かつ一貫性をもって実施します。地域での生活継続を可能にするための各種相談への対応等、地域包括ケアをワンストップで担う地域の中核的施設です。

地域包括支援センターのイメージ



第5節 任意事業の推進

施策の方針

○介護サービスが適正に提供されるよう、国及び県が定める介護給付適正化計画に基づき、効果的な適正化事業を行います。

○地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、高齢者や要介護高齢者を現に介護しているかたに対し、地域の実情に応じた必要な支援を行います。

施策の内容

項 目	事 業 名	施 策 の 内 容
介護給付等費用適正化事業	介護給付適正化事業	各論 第4章第5節（111頁）参照
家族介護支援事業	介護者のつどい	各論 第2章第3節（81頁）参照
	徘徊高齢者位置情報システム 利用料補助	
	紙おむつ等購入費助成	
その他の事業	配食サービス事業	各論 第2章第3節（79頁）参照
	高齢者住宅等安心確保事業 （シルバーハウジング）	各論 第2章第3節（80頁）参照
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の負担が困難なかたに、費用助成を行います。
	福祉用具・住宅改修支援事業	住宅改修費支給の理由書を作成した場合の経費を助成します。
	福祉機器展開催委託事業	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供のための福祉機器展を開催します。

第4章 介護保険事業

- 第1節 介護保険事業の概要
- 第2節 介護サービス事業量及び費用の見込み
- 第3節 介護サービスの基盤整備
- 第4節 介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上
- 第5節 介護サービスの信頼性の確保
- 第6節 負担軽減による低所得者のサービス利用促進
- 第7節 相談への対応
- 第8節 第1号被保険者の介護保険料

第1節 介護保険事業の概要

1 介護保険制度の目的

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても、尊厳を持って自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支えることを目的に、平成12年に創設されました。介護サービスの給付と負担の関係を明確にするため、また、今後増加が見込まれる介護費用の財源を安定的に確保していくために「社会保険方式」が導入されました。

2 介護保険制度の全体像

(1) 保険者（運営主体）

上田市が保険者となり保険給付・保険料の賦課及び徴収、保険財政の運営等を行います。

(2) 被保険者

上田市に住民票のある40歳以上のすべてのかたが加入します。年齢によって2つに区分されます。

第1号被保険者	65歳以上のかた
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険加入のかた

(3) 要介護認定

被保険者のかたが介護保険サービスを利用するには、保険者である上田市に認定申請を行い、認定調査及び審査判定を経て、要介護認定を受ける必要があります。上田市では認定調査及び審査判定を上田地域広域連合に委託しています。

(4) 介護サービスと介護サービス計画（ケアプラン）

介護保険のサービスは、大きく3種類に区分されます。

サービス種類	内 容
居宅サービス	自宅での生活を基本として、訪問や通いにより生活の支援やリハビリ等を受けます。
施設サービス	生活の基盤を介護保険施設に移し、施設の中で生活の介助やリハビリ等を受けます。
地域密着型サービス	住み慣れた地域で暮らしを継続していくことを目指して、平成18年度に創設されました。小規模な施設サービスや認知症対応型の居宅サービスが含まれます。

※介護サービスは、介護や支援が必要な状態の軽減と重度化防止を目的に提供されます。その目的を果たすには、各種サービスが総合的・一体的に提供される必要があり、そのために介護サービス計画（ケアプラン）を作成して、介護サービスの提供を受けます。

(5) 介護サービスの費用

要介護認定を受けたかたが介護サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割を負担することになります。残りの9割は、公費（税金）・介護保険料で賄われます。

ただし、次の場合には介護サービス費用の2割または3割を負担していただくことになります。

- ・2割：合計所得金額が160万円以上220万円以下でかつ年金収入額とその他の合計所得金額の合算額が第1号被保険者単独で280万円以上、2人以上で346万円以上ある場合。
- ・3割：合計所得金額が220万円以上

なお、介護保険料の滞納があると、その期間や未納額に応じて、かかった費用が全額先払い（償還払い）となったり、自己負担割合が増えたりする場合があります。

(6) 介護保険制度の財源

介護保険制度の運営に必要な財源は、公費（税金）と被保険者の介護保険料で賄われます。

介護サービスの供給量の増加は介護保険料の上昇要因となります。

【第8期介護保険計画期間】					
保険給付費の財源構成		標準の財源割合（R3～R5）			
		居宅給付費	施設等給付費	介護予防事業	包括的支援事業
公費	国	25.00%	20.00%	25.00%	38.50%
	都道府県	12.50%	17.50%	12.50%	19.25%
	市町村	12.50%	12.50%	12.50%	19.25%
	小計	50.00%	50.00%	50.00%	77.00%
保険料等	第1号被保険者保険料	23.00%	23.00%	23.00%	23.00%
	支払基金交付金(第2号被保険者分)	27.00%	27.00%	27.00%	—
	小計	50.00%	50.00%	50.00%	23.00%
合計		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

現状と課題

- 1 上田市の高齢化率は、市町村合併時（平成 18 年 3 月）には 21%を超える超高齢社会を迎えており、その後も高齢者数、高齢化率ともに上昇傾向であるとともに、サービス受給者数も平成 21 年度から 10 年を経過し約 1.3 倍と、介護保険制度が高齢者の支えとして定着・発展してきている一方、保険給付費も同様に平成 21 年度から令和元年度で約 1.3 倍となっています。

第 8 期計画では、第 7 期の計画を引き継ぐとともに、2025 年、さらに 2040 年を見据えた計画作りを行う必要とともに、介護保険制度自体の様々な改革を見据えた事業量やサービス費用の推計も求められています。

- 2 過去の計画期間を通して介護サービス利用者の多様な要望に応えるため、居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスの事業所を計画的に整備してきたことにより、年々サービス供給量が確保されつつあります。

しかしながら、高齢者等実態調査からは、自宅での生活が継続できるよう、訪問系・通所系サービスや短期入所（ショートステイ）等の一時的入所サービスの充実等の要望や、介護度が高くなっても在宅での生活が続けられるための体制整備への要望があり、こうした結果等を踏まえ、第 8 期計画期間に必要なサービス提供体制を整備する必要があります。

- 3 生涯にわたって住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、その支援の一端を介護保険制度は担っています。介護が必要な状態となっても、個人の尊厳が守られ、地域で暮らし続けていくことができるよう、常に安心して介護サービスが受けられることが重要です。

そのため保険者として、適切な事業所運営に向けた指導や支援を行うとともに、介護保険事業の健全運営に努め、被保険者への介護保険制度の十分な周知を行い、理解を得ながら、介護保険給付の適正化を進めていく必要があります。

- 4 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加することで、収入が限られるかたが見受けられます。経済的な理由により、介護サービスの利用に支障がきたすことがないよう、低所得者に対する負担軽減を図る必要があります。

- 5 介護保険制度が定着する中で、被保険者やサービス利用者からの相談、苦情等は多岐にわたっています。このため、それぞれの相談や苦情に対して迅速、的確に対応しなければなりません。引き続き高齢者介護課及び各地域自治センターにおいて、相談、苦情を受け付け、必要に応じて長野県介護保険審査会や長野県国民健康保険団体連合会・苦情相談担当を紹介するなど、保険者として適切な対応をする必要があります。

第 7 期計画の達成状況

【介護サービスの基盤整備】

- 地域密着型サービスの基盤整備（認知症高齢者グループホーム 3 か所、看護小規模多機能型居宅介護 2 か所、地域密着型特定施設入居者生活介護 3 か所）を行いました。

●新設は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の各1か所の整備に至りませんでした。

●介護医療院について、1施設の整備が行われました。（介護療養型医療施設からの転換）

●介護保険サービスを提供している事業者から人材確保に関する聞き取りを行いました。

【介護サービスの信頼性の確保】

●ケアプラン点検、住宅改修のモニタリング点検、医療情報との突合、介護給付費通知等、介護給付適正化事業に取り組みました。

●地域密着型サービス事業所、及び居宅介護支援事業所に対して実地指導、集団指導を行いました。

●土砂災害、浸水想定区域内にある事業所については、避難計画等の提出を求めるとともに、災害情報等を各施設に配信できるような体制を整えました。

【負担軽減による低所得者のサービス利用促進】

●介護保険制度に基づく利用料軽減のほか、市独自制度である利用料助成金制度による軽減を継続して実施しています。

●苦情・相談に対して、県、長野県国民健康保険団体連合会とも連携し、保険者として適切な対応に努めています。

施策の体系

1 計画期間中の介護サービス事業量及び費用を見込みます。

第4章 第2節 介護サービス事業量及び費用の見込み

2 期間中の介護サービスの基盤整備を見込みます。

第4章 第3節 介護サービスの基盤整備

3 介護人材の確保及び資質の向上、業務の効率化及び質の向上に係る取組を図ります。

第4章 第4節 介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上

4 安心して介護サービスが受けられるよう、信頼性の確保に努めます。

第4章 第5節 介護サービスの信頼性の確保

5 低所得者が安心して介護サービスが受けられるよう、利用料の負担軽減制度の普及に努めます。

第4章 第6節 負担軽減による低所得者のサービス利用促進

6 利用者の相談・苦情に対応し、よりよいサービス提供に努めます。

第4章 第7節 相談への対応

7 第1号被保険者（65歳以上の高齢者）の介護保険料を算定します。

第4章 第8節 第1号被保険者の介護保険料

第2節 介護サービス事業量及び費用の見込み

1 推計の流れ

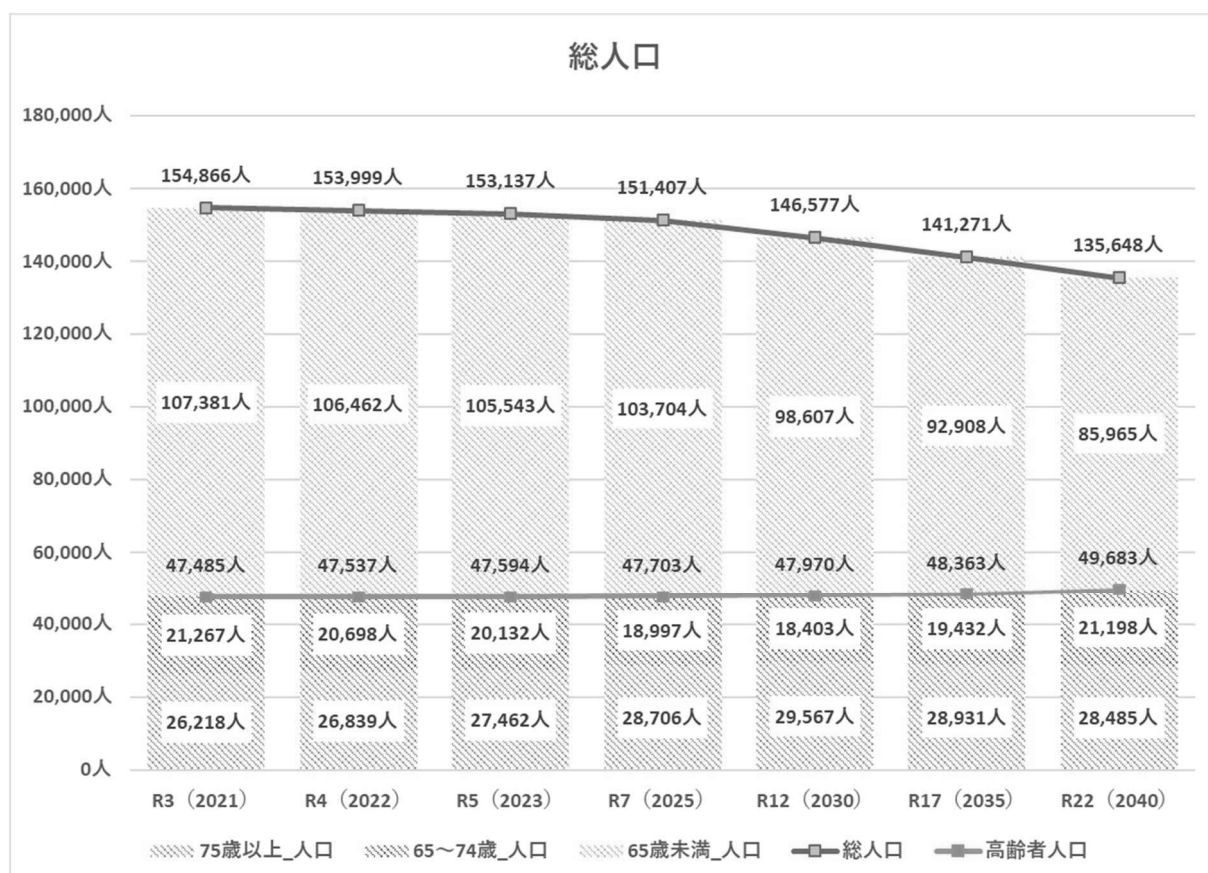


2 総人口、被保険者数

住民基本台帳の人口データと、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」の推計をもとに令和22年（2040年）までの総人口・被保険者数の推計を行いました。

（1）総人口

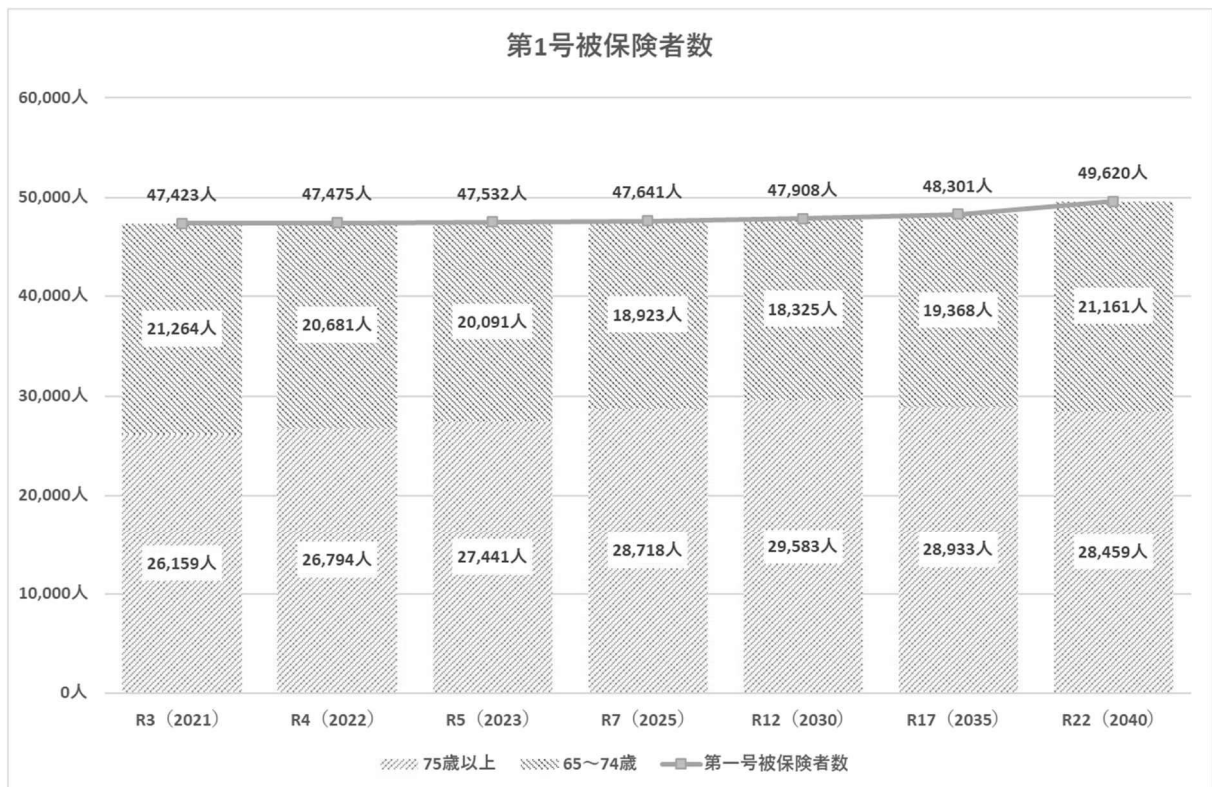
項目／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総人口	154,866人	153,999人	153,137人	151,407人	146,577人	141,271人	135,648人
65歳未満	107,381人	106,462人	105,543人	103,704人	98,607人	92,908人	85,965人
65～74歳	21,267人	20,698人	20,132人	18,997人	18,403人	19,432人	21,198人
75歳以上	26,218人	26,839人	27,462人	28,706人	29,567人	28,931人	28,485人
比率							
65歳未満	69.3%	69.1%	68.9%	68.5%	67.3%	65.8%	63.4%
65～74歳	13.7%	13.4%	13.1%	12.5%	12.6%	13.8%	15.6%
75歳以上	16.9%	17.4%	17.9%	19.0%	20.2%	20.5%	21.0%



(2) 被保険者数

項目／年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1号被保険者数	47,423人	47,475人	47,532人	47,641人	47,908人	48,301人	49,620人
65～74歳	21,264人	20,681人	20,091人	18,923人	18,325人	19,368人	21,161人
75歳以上	26,159人	26,794人	27,441人	28,718人	29,583人	28,933人	28,459人
第2号被保険者数	50,376人	50,133人	49,888人	49,400人	47,389人	44,463人	40,535人
40～64歳							
総数	97,799人	97,608人	97,420人	97,041人	95,297人	92,764人	90,155人

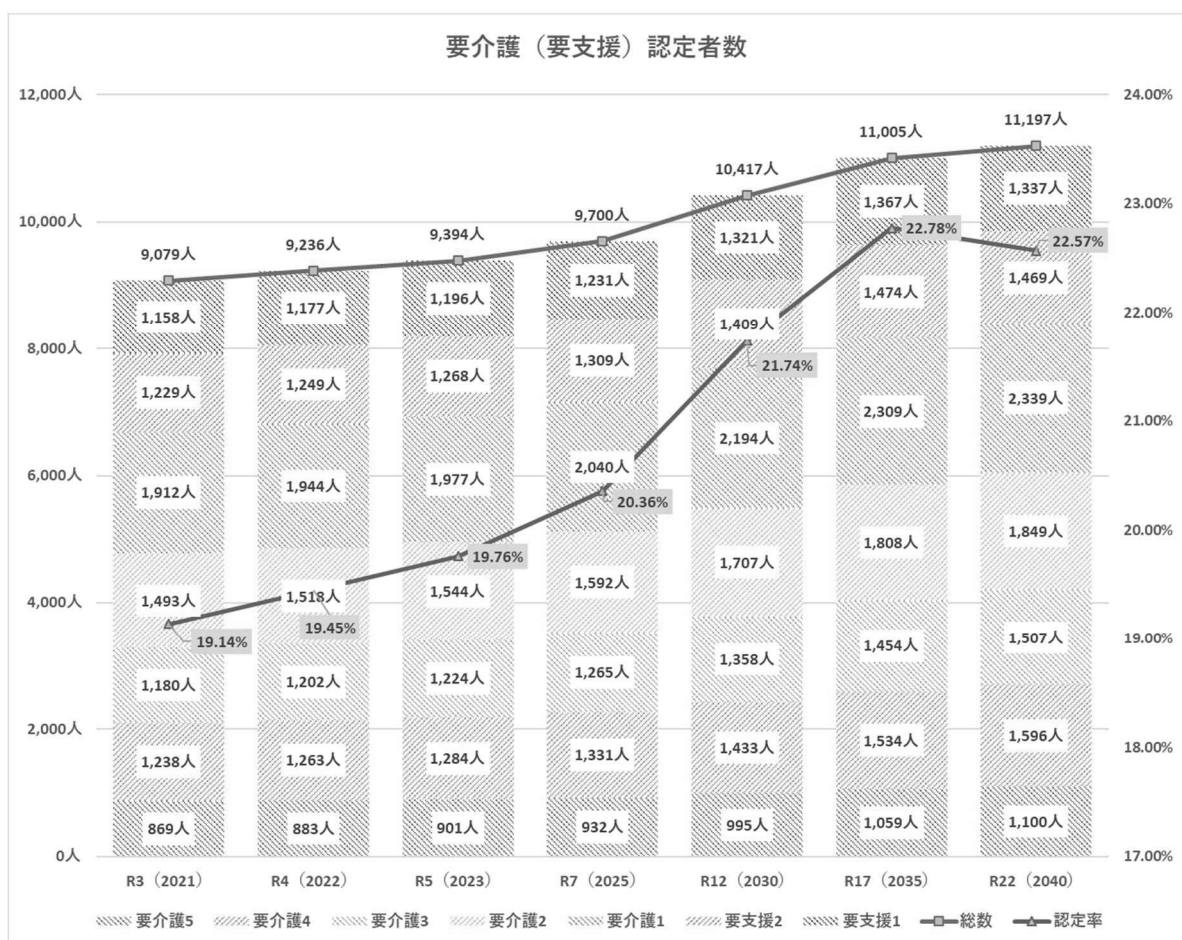
※住所地特例、適用除外施設への施設入所等により、住民基本台帳人口とは異なります。



3 要介護（要支援）認定者数

令和2年9月末時点の要介護度別認定率に、年齢別の被保険者数を乗じ認定者数を推計しました。

項目／年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
第1号被保険者数		47,423人	47,475人	47,532人	47,641人	47,908人	48,301人	49,620人
第1号認定者数		8,952人	9,109人	9,267人	9,574人	10,299人	10,893人	11,096人
第2号被保険者数		50,376人	50,133人	49,888人	49,400人	47,389人	44,463人	40,535人
第2号認定者数		127人	127人	127人	126人	118人	112人	101人
総数		9,079人	9,236人	9,394人	9,700人	10,417人	11,005人	11,197人
要 介 護 度 別	要支援1	1,158人	1,177人	1,196人	1,231人	1,321人	1,367人	1,337人
	要支援2	1,229人	1,249人	1,268人	1,309人	1,409人	1,474人	1,469人
	要介護1	1,912人	1,944人	1,977人	2,040人	2,194人	2,309人	2,339人
	要介護2	1,493人	1,518人	1,544人	1,592人	1,707人	1,808人	1,849人
	要介護3	1,180人	1,202人	1,224人	1,265人	1,358人	1,454人	1,507人
	要介護4	1,238人	1,263人	1,284人	1,331人	1,433人	1,534人	1,596人
	要介護5	869人	883人	901人	932人	995人	1,059人	1,100人
認定率		19.14%	19.45%	19.76%	20.36%	21.74%	22.78%	22.57%



4 介護サービス事業量及び費用の見込み

平成30年度から直近までの実績をもとに、各サービスにおける2040年度（令和22年度）までの推計を行いました。

（1）介護（予防）サービス事業量

① 介護サービス

推 計 中

② 介護予防サービス

推 計 中

(2) 介護（予防）サービス総費用

① 標準給付見込額

推 計 中

② サービス別給付

推 計 中

第3節 介護サービスの基盤整備

介護サービス事業量及び費用の見込みに基づいて、必要な介護サービスの基盤整備を行います。あわせて、各サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たっては、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が多様なサービスの受け皿となっている状況を踏まえ、これらの設置状況を勘案する必要があります。

施策の方針

○介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が継続できるよう、日常生活圏域を単位に地域密着型サービス事業所の整備を促進します。

○介護度が高くても、できる限り自宅で暮らし続けられるよう、24時間在宅ケアサービスの整備を推進します。

○平成30年度から新設された介護医療院については、長野県保健医療計画との調整、高齢者のニーズ及び介護サービス量の状況等を考慮し、対応します。

○2040年を見据えた地域共生社会の実現に向けて共生型サービスの基盤整備を促進します。

施策の内容

(1) 施設サービス基盤

区 分			令和3年度 整備数	令和4年度 整備数	令和5年度 整備数	令和5年度末 見込数
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数(カ所)	11				11
	定員(床)	805				805
介護老人保健施設	施設数(カ所)	7				7
	定員(床)	639	▲28			611
介護療養型医療施設	施設数(カ所)	1			▲1	—
	定員(床)	10			▲10	—
介護医療院	施設数(カ所)	1			(医療→転換)1	2
	定員(床)	97			4	101

※長野県で示された地域医療構想による2025年における医療機能ごとの医療需要に基づく病床の必要量、慢性期機能からの転換分を含めた、介護施設・在宅医療等への追加需要分(上田市158.13床)の推計も勘案して整備を進めます。

(2) 居宅サービス基盤

「特定施設入居者生活介護」は、給付と負担のバランス、利用実態等を考慮し、計画的に指定を行います。

区 分			令和3年度 整備数	令和4年度 整備数	令和5年度 整備数	令和5年度末 見込数
特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	施設数(カ所)	8	(転換) 2			10
	定 員(床)	410	(転換) 70 (増床) 2			482

(3) 地域密着型サービス基盤

区 分			令和3年度 整備数	令和4年度 整備数	令和5年度 整備数	令和5年度末 見込数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数(カ所)	3	(新設) 1	(新設) 2		6
夜間対応型訪問介護	施設数(カ所)	2		(新設) 2		4
認知症対応型通所介護	施設数(カ所)	5				5
小規模多機能型居宅介護	施設数(カ所)	11	(転換) 1			12
	定 員(人)	281	29			310
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	施設数(カ所)	24				24
	定 員(床)	255				255
地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	施設数(カ所)	7				7
	定 員(床)	202				202
地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)	施設数(カ所)	7				7
	定 員(床)	165	(増床) 2			167
看護小規模多機能型居宅介護	施設数(カ所)	3			(新設) 1	4
	定 員(床)	87			29	116

※施設整備については、第8期計画中也介護サービス量等の状況を考慮し、必要に応じて検討します。

あわせて、共生型サービスの整備を促進します。

(4) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームの施設基盤

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、多様な介護サービスの受け皿となっている状況から、これらの入居総数等を踏まえることが重要となっています。

区 分			令和3年度 整備数	令和4年度 整備数	令和5年度 整備数	令和5年度末 見込数
住宅型有料老人ホーム	施設数(カ所)	9	▲1	(新設) 2	(新設) 1	11
	定 員(床)	106	▲9 (増床) 2	43	14	156
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設除く)	施設数(カ所)	8	▲1			7
	戸 数(戸)	177	▲28			149

※令和2年10月時点での施設整備意向調査の結果を反映しています。

第4節 介護人材の確保並びに業務の効率化及び質の向上

2025年及び2040年を見据えて、必要となるサービス量の見込みを定める際に、サービスの提供に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための対策を進めることが重要です。

また、職員の負担軽減を図るために、介護分野におけるICTの活用や各種申請等における手続に関する文書の簡素化等、業務の効率化を進めることが重要です。

施策の方針

○必要な介護人材の確保及び介護人材の質の向上を図るため、国、県、介護サービス事業者等関係機関と連携し、人材確保対策について取り組みます。

○業務効率化を進めて職員の負担軽減を図る観点から、ICTの導入や事務の簡素化等の取組を図ります。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
介護人材確保及び資質の向上のための取組	介護人材確保及び資質の向上を図るため、県と連携し、あるいは地域医療介護総合確保基金を活用する等して、仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、職場環境の改善等を通じた取組を推進します。 また、介護サービス事業者等と連携を図り、人材の確保に努めます。
高齢者を生活支援等の担い手として育成	生活支援等の担い手確保のため、生活支援コーディネーターや協議体などにより、サービス提供者と利用者とは、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が支え合う地域づくりを促進し、地域共生社会の実現につなげます。
介護分野の人的制約に対応するための業務の効率化	業務の効率化の観点から、介護現場におけるICTの活用や介護分野の文書に係る負担軽減を図ります。

第5節 介護サービスの信頼性の確保

より良い介護サービスの提供と介護保険の適正な運営を図るため、介護サービス利用者に対する支援、介護保険サービス事業者に対する支援及び指導等を実施します。

施策の方針

○介護給付適正化事業の推進

適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度を構築するために、国、県、長野県国民健康保険団体連合会、上田地域広域連合等と連携して介護給付適正化事業に取り組みます。

項 目	施 策 の 内 容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業所等に委託している認定調査の結果についての点検及び調査員の質の向上のための研修会を、認定調査を実施している上田地域広域連合と連携して行います。
ケアプラン点検	指定居宅介護支援事業所からケアプラン等の提出を求め、記載内容について、利用者一人ひとりの状態に合わせた必要なサービスが確保されているか確認検証します。
住宅改修等の点検	介護保険を利用して住宅を改修したかたや福祉用具を利用しているかたのお宅を訪問し、工事箇所を確認し、危険な改修や不良な改修が行われていないか、又は転倒の防止等安全の確保、本人の自立支援、介護者の負担軽減等につながっているかを確認します。
縦覧点検・医療情報との突合、その他国保連介護給付適正化システムの活用	縦覧点検や医療情報との突合のほか、長野県国民健康保険団体連合会のシステムを活用し、不適正な介護サービスの提供がないか確認します。
介護給付費通知	介護サービス利用者に対して、利用したサービスの内容と費用総額等の内訳を通知します。

○介護保険サービス事業者への適切な対応と支援

良質な介護サービスの提供が行われるよう、事業所の抱える疑義等に適切に対応するとともに、必要な情報提供を行う中で事業所自らがサービスの質の向上を推進できるよう支援します。

○ケアマネジャーへの支援

介護保険制度の要であるケアマネジャーへの支援、相談体制を充実させ、利用者にとって適切なサービスの提供と質の向上を図ります。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
介護給付適正化事業の推進	第5期介護給付適正化計画に基づいて、給付の適正化につながる事業を実施します。 ・ケアプランの点検 介護支援専門員が作成したケアプランの記載内容について、事業者に資料提出を求め、訪問調査を行い、第三者を含め点検支援を行うことにより必要なサービスを確保します。（3年に1回） ・住宅改修の点検 住宅改修施行前に改修内容を点検し、改修後には訪問して施工状況等を確認します。（施工状況確認 年20か所以上） ・福祉用具の点検 福祉用具の利用者に対して訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について確認します。 ・縦覧点検（国保連システムの活用） 毎年度1帳票以上、国保連情報等による点検を実施します。 ・医療情報との突合 半年ずつ年2回実施します。 ・介護給付費通知 年1回、2,000人を目安に通知を送付します。
地域密着型サービス事業所等への指導・監督の推進	地域密着型サービス等の質の向上につながるように、事業者に対して定期的に集団指導、実地指導等を行います。
事業所の疑義等への対応強化	事業所が抱える疑義等に対し、適切に対応できるよう体制を整備します。
上田市から介護保険情報等の発信	事業所に対して、上田市のサービス等の周知、介護者支援に関する情報、介護保険に関する情報等を随時発信します。
関係団体への支援	上田市指定居宅介護支援事業者連絡協議会及び上田市指定介護保険指定サービス事業者連絡協議会への支援を行います。
要介護認定等資料提供	介護サービスの質の向上等を目的に、必要に応じケアマネジャー等に要介護認定に関わる資料を提供します。

第6節 負担軽減による低所得者のサービス利用促進

低所得者が、安心して介護サービスを受けられるよう、国、市による介護サービス利用料の各種負担軽減制度を実施しています。

施策の方針

○介護サービスの利用に支障が生じないよう、介護保険制度のほか市独自の助成制度により、介護サービス利用料の軽減など低所得者に対する支援を進めます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
社会福祉法人等による利用者負担軽減	・対象：社会福祉法人が提供する介護サービス 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護（以上、介護予防を含む）、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、夜間対応型訪問介護、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス ・内容：利用者負担の4分の1（食費・居住費含む）を軽減します。
高額介護サービス費の支給	1か月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定の上限額を超えた場合に支給します。
高額医療合算介護サービス費の支給	1年間の医療費と介護保険サービス費の自己負担額が基準所得別に設けられた上限額を超えた場合に支給されます。
特定入所者介護サービス費の支給（負担限度額）	介護保険施設に入所（短期入所含む）した場合に、所得段階等に応じて、食費・居住費を保険給付で一定額補てんします。
市独自による利用者負担軽減事業	・対象：訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期利用認知症対応型共同生活介護（以上、介護予防含む）訪問介護、通所介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、短期利用特定施設入居者生活介護、短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス ・内容：利用者負担の5分の1を軽減します。

第 7 節 相談への対応

介護サービス利用者やその家族からの苦情や相談に対応するとともに、必要に応じて県や長野県国民健康保険団体連合会等と連携し、対応します。

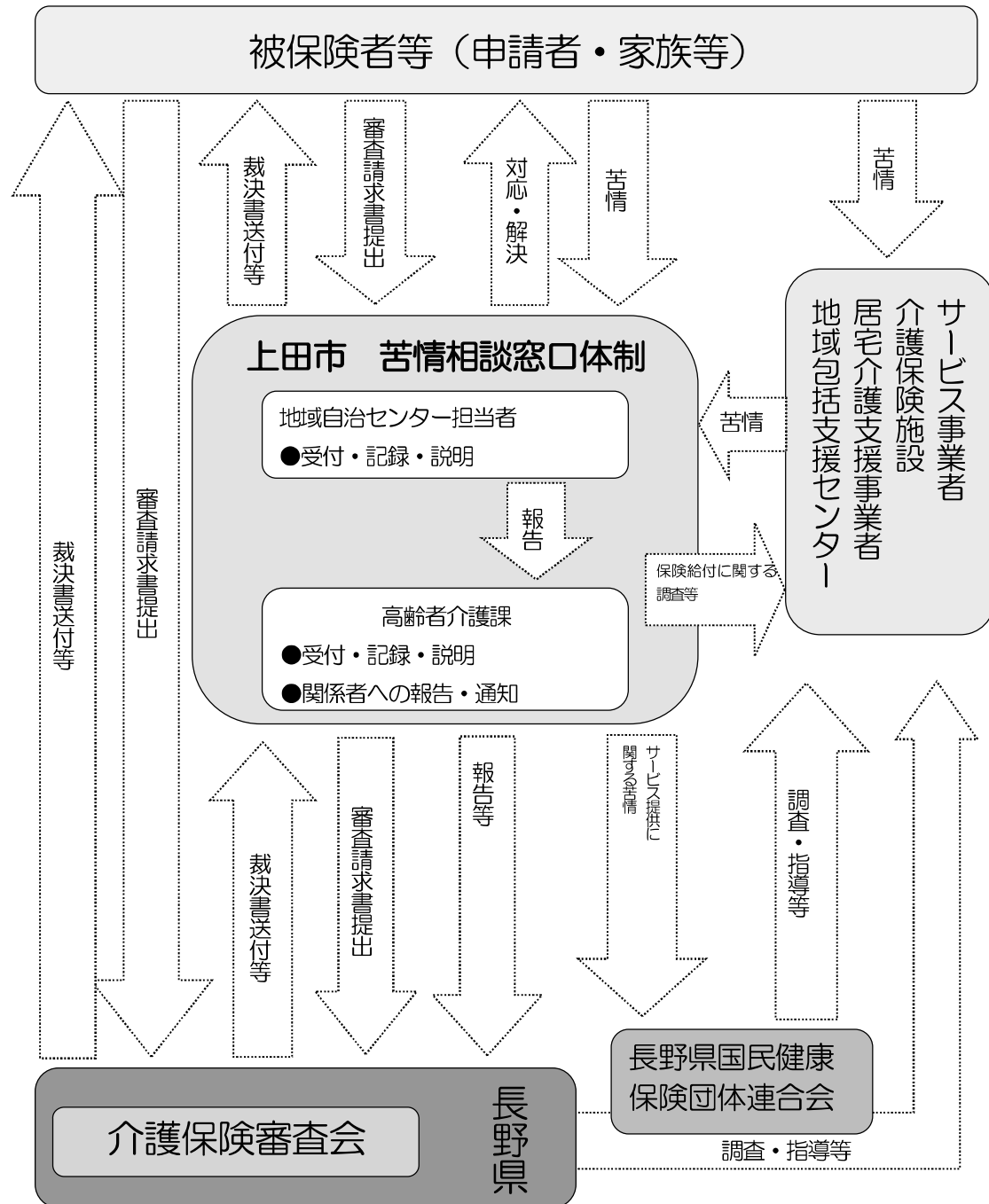
施策の方針

- 介護サービス利用者本人及び家族からの苦情・相談への対応は、介護保険制度の信頼性確保の面において重要な役割を果たしていることから、県、長野県国民健康保険団体連合会とも連携し、適切に対応します。
- 上田地域広域連合を通じて、介護相談員を介護サービス事業所に派遣して、利用者の疑問や不満、不安等の聞き取りを行い、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、介護サービス事業者との橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上につなげます。

施策の内容

項 目	施 策 の 内 容
相談窓口の設置	認定申請、介護サービスの利用、保険料の賦課及び納付等についての疑問や苦情等、制度全般に関わる市民の様々な相談について、高齢者介護課及び各地域自治センターで相談対応します。
苦情解決体制の強化	寄せられた介護サービスの苦情に対して適切に対応するとともに、市での苦情解決が困難な場合は、長野県国民健康保険団体連合会苦情処理委員会等へつなげます。
事業者研修会の実施	地域密着型サービス事業者の集団指導において、苦情対応及び解決方法について研修会を実施します。
介護相談員派遣事業	「介護相談員派遣事業（上田地域広域連合）」を実施することで、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、介護付き有料老人ホームの利用者の不安や不満の解消に努め、施設内でのトラブルを未然に防ぎます。

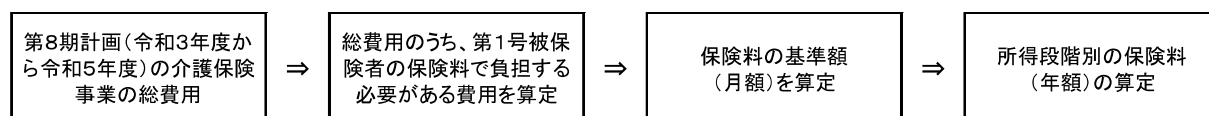
<処理手順>



第8節 第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、介護保険事業計画（高齢者福祉総合計画）の策定にあわせて、3年に一度見直しを行います。中期的に安定した財源確保をする観点から、計画期間の3年間で収支バランスを取る必要があり、原則3年間は同一の保険料で、初年度に黒字が生じた場合は、基金に積み立てて、次年度に備えます。

1 第1号被保険者の保険料の算定方法の流れ



2 保険料の基準額（月額）

保険料の基準額（月額）は、計画期間中に第1号被保険者の保険料で負担する必要がある費用を、第1号被保険者で除し、収納率を掛け、12月で除し算出します。介護保険基金を取り崩し、第1号被保険者の保険料で負担する必要がある費用に充てることで、保険料の上昇を抑制します。

保険料の基準額（月額）は次の計算式で算定します。

【計算式】 $\text{①} \div \text{②} \times \text{③} \div 12 \text{ 月} = \text{保険料の基準額（月額）}$

①介護保険事業計画の総費用のうち、第1号被保険者の保険料で負担する費用

②介護保険事業計画の3年間の第1号被保険者数（所得段階別補正後）

③介護保険料の収納率見込み

算 定 中

3 所得段階別の保険料（年額）

保険料は、住民税（市民税）の課税状況、年金収入等の所得状況に応じ、段階別に分かれています。第8期においても第7期に引き続き、標準的な9段階の所得段階を13段階と多段階化します。各段階の保険料は、第5段階を基準とし、各段階の倍率を乗じ算定します。

算 定 中
